

国の施策等に関する提案・要望

令和7年（2025年）6月

熊本県

平素から、熊本県政の推進について格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本県に未曾有の被害をもたらした平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨においては、国の手厚い御支援をいただき、復旧・復興に全力で取り組んでいます。

中でも、球磨川流域では、新たな流水型ダムを含む「緑の流域治水」の理念のもと、治水対策や復旧・復興が目に見える形で進んでいます。

本県では、昨年末に「県民みんなが安心して笑顔になり、持続的で活力あふれる熊本の未来を共に創る」という理念のもと、「くまもと新時代共創総合戦略」を策定しました。

将来の更なる発展に向けて、こどもまんなか熊本の実現、地域活力に不可欠な人材育成、農林畜水産業をはじめとする様々な産業の振興、安心・安全の地域づくりなど基本的な方向性のもと、「くまもと新時代」を創って参ります。

また、TSMC進出の効果を県内全域に波及し、九州全域、ひいては日本の経済安全保障の一翼を担うため、社会資本等の整備を進めるとともに、渋滞対策や地下水保全、農林畜水産業との両立といった喫緊の課題解決に向け、引き続き、全力で取り組んで参ります。

様々な課題解決や地方創生の取組みを推進し、「くまもと新時代」を実現するためには、国の御支援が不可欠です。

国におかれましては、このたびの要望に対し、特段の御配慮をいただきますよう、お願い申し上げます。

令和7年6月

熊本県知事

木村 敬

熊本県議会議長

高野 洋介

目 次

令和 2 年 7 月 豪 雨 関 連

球磨川水系河川整備計画及び流域治水プロジェクトの着実な推進	1
被災地域の新たなまちづくりと集落再生に向けた支援	4
新たな流水型ダムにおける水源地域の振興	6
鉄道の早期復旧に向けた支援	8
令和 2 年 7 月豪雨からの復旧及び創造的復興に向けた特別な財政支援	10
被災地の迅速な復旧・復興のためのインフラ整備	11
被災地の産業復興に対する支援	14

熊 本 地 震 関 連

熊本地震からの復旧及び創造的復興に向けた支援	15
------------------------	----

半 導 体 産 業 集 積 関 連

くまもとサイエンスパーク実現に向けた支援	17
半導体を中心とした「地方イノベーション創生」の展開	19
県域を越えた広域的な地域活性化等の取組みへの支援	20
熊本県経済の活性化のための産業分野における中堅・中小企業支援	21
産業界が必要とする人材の育成・確保に向けた取組みへの財政支援	23
経済安全保障の強化につながる半導体関連産業の集積促進に向けた道路整備推進	24
阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備及び JR 豊肥本線輸送力強化に向けた支援	26
阿蘇くまもと空港の機能強化	28
半導体関連産業の集積促進に係る排水対策への支援	30
半導体関連産業の集積促進に係る新規工業用水供給への支援	31
外国人材の受入環境整備	32
教育環境の整備と人材確保	34
再生可能エネルギー等電力供給の円滑化に向けた支援	36
開発が進む地域における営農継続支援	38

内 閣 府

地方創生の推進	40
国土強靱化の推進	42
「九州を支える広域防災拠点構想」の推進	44
公立社会教育施設の災害復旧等に係る国庫補助制度の創設等	47
女性の社会参画の加速化	48
あさりの産地偽装対策に対する支援	49
地方消費者行政の充実・強化のための安定的かつ恒久的な財源措置	50
こどもを安心して産み育てる施策の充実	51
こどもと向き合う保育士・幼稚園教諭等支援の充実	54

総 務 省

地方税財源の充実確保	57
------------	----

法 務 省

部落差別（同和問題）をはじめとする様々な人権問題の解決に向けた施策の推進 60

文 部 科 学 省

質の高い教育の提供 61
特別支援教育に係る環境整備 63
誰一人取り残さない教育環境の実現 65
魅力ある学校づくりの推進 67
高校授業料無償化に対する対応 69
GIGA スクール構想の推進 71
教育環境の整備 72
外部人材等との連携による安全・安心な学校づくり 73
安心して私立学校に通える教育環境の実現 74
高等学校専攻科における安心して学べる環境の実現 76
「阿蘇」の世界文化遺産登録に係る支援 77
選手育成と地域のスポーツ振興 78

厚 生 労 働 省

医療・介護・保育人材の確保・定着に向けた支援 80
長寿で安心して暮らせる施策の充実 81
障がいのある人やその家族が安心して暮らせる施策の充実 84
貧困の連鎖を教育で断ち切る支援 88
公務員獣医師の確保 89
医療用医薬品等の安定供給への対策 90

農 林 水 産 省

食料安全保障の一翼を担うくまもと農林水産業の実現 92
環境と調和のとれた農林水産業の実現に向けた支援 97
農林水産業の持続的発展に資する担い手の確保と経営安定対策の強化 98
中山間地域対策の充実強化及び農山村振興に対する支援 102
燃料・肥料・飼料等生産資材の価格高騰対策 104
赤潮被害対策への支援 106

経 済 産 業 省

災害からの着実な復興と地域経済の維持・発展に向けた中小・小規模企業等への支援の強化 108
F I T 期間終了を迎える再エネ施設に係る諸課題への対応強化 110

国 土 交 通 省

公共事業予算の安定的な総額確保 112
土砂災害から人命を守るために土砂災害特別警戒区域からの住宅移転を促進する新たな交付金制度の要件拡充等 113
阿蘇山直轄砂防事業の促進 114
水道事業の経営基盤強化等に向けた取組への支援 115

九州の横軸をはじめとする幹線道路ネットワークの整備推進	116
熊本都市圏の新たな高規格道路の実現に向けた支援	118
住宅耐震化の推進	119
並行在来線（肥薩おれんじ鉄道）に対する支援	120
地域公共交通（路線バス・地域鉄道）の確保・維持等に対する支援	121
天草地域及び県南地域における交通基盤づくりへの支援強化	122
熊本港の整備推進	123
八代港の整備推進	124
天草エアラインへの支援	125

環 境 省

ゼロカーボン社会の実現	126
水俣病対策の推進／水俣・芦北地域の振興	128
「水銀フリー社会」の実現に向けた施策の推進	130
有明海・八代海等の再生	131
国立公園への誘客等の推進に関する対策等への支援	133
「持続可能な社会の実現」に向けた市町村における廃棄物処理への支援	134

警 察 庁

治安基盤の整備充実	135
-----------	-----

要望先省庁

要望項目	頁	内閣官房	内閣府	警察庁	デジタル庁	総務省	法務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	観光庁	環境省	防衛省
球磨川水系河川整備計画及び流域治水プロジェクトの着実な推進	1					○		○			○		○			
被災地域の新たなまちづくりと集落再生に向けた支援	4		○			○		○					○			
新たな流水型ダムにおける水源地域の振興	6					○		○			○		○			
鉄道の早期復旧に向けた支援	8					○							○			
令和2年7月豪雨からの復旧及び創造的復興に向けた特別な財政支援	10	○	○			○		○	○			○	○			
被災地の迅速な復旧・復興のためのインフラ整備	11					○		○					○			
被災地の産業復興に対する支援	14					○		○			○	○		○		
熊本地震からの復旧及び創造的復興に向けた支援	15		○			○		○	○		○		○			
くまもとサイエンスパーク実現に向けた支援	17		○					○	○			○	○			
半導体を中心とした「地方イノベーション創生」の展開	19											○				
県域を越えた広域的な地域活性化等の取組みへの支援	20		○			○		○	○			○				
熊本県経済の活性化のための産業分野における中堅・中小企業支援	21		○									○				
産業界が必要とする人材の育成・確保に向けた取組みへの財政支援	23									○						
経済安全保障の強化につながる半導体関連産業の集積促進に向けた道路整備推進	24	○	○					○				○	○			
阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備及びJR 豊肥本線輸送力強化に向けた支援	26	○	○					○					○			
阿蘇くまもと空港の機能強化	28						○	○		○	○	○	○			
半導体関連産業の集積促進に係る排水対策への支援	30	○	○			○		○					○		○	
半導体関連産業の集積促進に係る新規工業用水供給への支援	31	○	○			○		○				○				
外国人材の受入環境整備	32						○		○							

要望項目	頁	内閣官房	内閣府	警察庁	デジタル庁	総務省	法務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	観光庁	環境省	防衛省
教育環境の整備と人材確保	34								○			○				
再生可能エネルギー等電力供給の円滑化に向けた支援	36											○			○	
開発が進む地域における営農継続支援	38					○					○					
地方創生の推進	40	○	○		○	○		○								
国土強靱化の推進	42	○	○			○		○			○		○			
「九州を支える広域防災拠点構想」の推進	44	○	○					○	○				○			○
公立社会教育施設の災害復旧等に係る国庫補助制度の創設等	47		○						○							
女性の社会参画の加速化	48		○			○				○		○				
あさりの産地偽装対策に対する支援	49		○								○					
地方消費者行政の充実・強化のための安定的かつ恒久的な財源措置	50		○					○								
子どもを安心して産み育てる施策の充実	51		○			○										
こどもと向き合う保育士・幼稚園教諭等支援の充実	54		○			○			○							
地方税財源の充実確保	57		○			○		○				○				
部落差別(同和問題)をはじめとする様々な人権問題の解決に向けた施策の推進	60						○									
質の高い教育の提供	61								○							
特別支援教育に係る環境整備	63					○			○							
誰一人取り残さない教育環境の実現	65		○			○			○							
魅力ある学校づくりの推進	67								○							
高校授業料無償化に対する対応	69								○							

要望項目	頁	内閣官房	内閣府	警察庁	デジタル庁	総務省	法務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	観光庁	環境省	防衛省
GIGA スクール構想の推進	71								○							
教育環境の整備	72					○		○	○							
外部人材等との連携による安全・安心な学校づくり	73								○							
安心して私立学校に通える教育環境の実現	74								○							
高等学校専攻科における安心して学べる環境の実現	76								○							
「阿蘇」の世界文化遺産登録に係る支援	77								○							
選手育成と地域のスポーツ振興	78								○							
医療・介護・保育の人材確保・定着に向けた支援	80		○							○						
長寿で安心して暮らせる施策の充実	81									○						
障がいのある人やその家族が安心して暮らせる施策の充実	84		○						○	○						
貧困の連鎖を教育で断ち切る支援	88		○							○						
公務員獣医師の確保	89								○	○	○				○	
医療用医薬品等の安定供給の確保	90	○								○						
食料安全保障の一翼を担うまもと農林水産業の実現	92	○									○					
環境と調和のとれた農林水産業の実現に向けた支援	97										○					
農林水産業の持続的発展に資する担い手の確保と経営安定対策の強化	98										○					
中山間地域対策の充実強化及び農山村振興に対する支援	102										○					
燃料・肥料・飼料等生産資材の価格高騰対策	104										○					
赤潮被害対策への支援	106					○					○				○	

要望項目	頁	内閣官房	内閣府	警察庁	デジタル庁	総務省	法務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	観光庁	環境省	防衛省
災害からの着実な復興と地域経済の維持・発展に向けた中小・小規模企業等への支援の強化	108	○	○			○		○		○		○				
FIT期間終了を迎える再エネ施設に係る諸課題への対応強化	110											○			○	
公共事業予算の安定的な総額確保	112					○		○			○		○			
土砂災害から人命を守るために土砂災害特別警戒区域からの住宅移転を促進する交付金制度の要件拡充等	113		○					○					○			
阿蘇山直轄砂防事業の促進	114							○					○			
水道事業の経営基盤強化等に向けた取組への支援	115					○							○			
九州の横軸をはじめとする幹線道路ネットワークの整備推進	116							○					○			
熊本都市圏の新たな高規格道路の実現に向けた支援	118												○			
住宅耐震化の推進	119												○			
並行在来線(肥薩おれんじ鉄道)に対する支援	120					○		○					○			
地域公共交通(路線バス・地域鉄道)の確保・維持等に対する支援	121					○							○			
天草地域及び県南地域における交通基盤づくりへの支援強化	122												○			
熊本港の整備推進	123												○			
八代港の整備推進	124												○			
天草エアラインへの支援	125							○					○			
ゼロカーボン社会の実現	126	○				○						○			○	
水俣病対策の推進/水俣・芦北地域の振興	128	○				○		○	○	○	○	○	○		○	
「水銀フリー社会」の実現に向けた施策の推進	130											○			○	
有明海・八代海等の再生	131										○		○		○	

球磨川水系河川整備計画及び流域治水プロジェクトの着実な推進

提案・要望事項

【総務省、財務省、農林水産省、国土交通省】

「緑の流域治水」の理念の下、「命と環境の両立」の早期実現に向けた、球磨川水系河川整備計画及び流域治水プロジェクト（以下「プロジェクト」）の着実な実施

- 1 国の対策メニューの着実な実施
- 2 県・市町村が実施する対策メニューへの技術的、財政的支援

【提案・要望の内容】

- 1 河川整備計画（国管理区間）及びプロジェクトに掲げた国対策メニューの着実な実施
 - (1) 「流水型ダム」をはじめとする国事業については、鋭意取り組んでいただいているところである。引き続き、令和2年7月豪雨で被災した地域の日も早い安全・安心の確保のため、河道掘削、遊水地、輪中堤、宅地嵩上げ等の取組みを迅速かつ着実に進めていただきたい。
 - (2) 「流水型ダム」について、県としても国に最大限の協力を行うので、引き続き、本体工事に向けた取組みを着実に進め、目標とする令和17年度完成はもとより、可能な限り工期短縮に努めていただきたい。一日も早い安心・安全の実現に向けた事業の推進のため、令和9年度の本体工事着工に向けた関係予算を確保いただきたい。

安全・安心を最大化するとともに、「川辺川の流水型ダムに係る環境保全対策アドバイザー会議」の助言を踏まえ、球磨川・川辺川の環境に極限まで配慮し、清流を守るため、更なる環境影響の最小化に向け環境保全措置の具体化を進めていただきたい。

事業の推進に際しては、住民に対する丁寧な説明をお願いしたい。加えて、県が実施する流域市町村や流域住民と一体となつて行う「新たな流水型ダムの事業の方向性・進捗を確認する仕組み」への対応を、引き続きお願いしたい。
 - (3) 「市房ダム再開発」について、早期の事業着手に向けて、洪水調節機能の増強に向けた調査・検討を推進していただきたい。
 - (4) 土砂・流木流出防止や水源涵養機能を高めるなど、流域治水に資する森林整備・保全対策を強化していただきたい。また、近年、土砂流出に伴う河床の上昇や、川の濁りの長期化が発生していることから、調査・検討を含めた総合的な治山・砂防対策をお願いしたい。特に川辺川流域において、重点的な対策の実施をお願いしたい。
 - (5) 地域社会への情報提供等によるリスクコミュニケーションなどにより、地域の人々の「迅速かつ的確な避難」と「被害最小化」に向けた取組みを推進していただきたい。
 - (6) 河川環境の保全・再生など自然環境が有する多様な機能を生かすグリーンインフラの取組みを推進していただきたい。
 - (7) 流域のあらゆる関係者の協働のもと「緑の流域治水」のダム本体工事を含む各取組みを推進するため、流域住民等の理解を深める周知・広報等の取組みについて更なる推進をお願いしたい。特に、今後本格化するダム関連工事に伴う大型ダンプの通行に係る安全対策を徹底するなど、地域への影響緩和について、説明を含む丁寧な対応をお願いしたい。
 - (8) これらの対策を推進するため、国土強靱化の取組みに必要な予算・財源については、令和7年6月を目途に策定される国土強靱化実施中期計画に基づき、現下の資材価格の高騰等も踏まえ、防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策を上回る水準を確保いただくとともに、当初予算を含め、継続的かつ安定的な予算措置をお願いしたい。
 - (9) 水系として一貫した河川整備が実施されるよう、引き続き、河川整備計画（県管理区間）との連携をお願いしたい。

2 河川整備計画（県管理区間）及びプロジェクトに掲げた県、市町村対策メニューへの技術的、財政的支援

(1) 県、市町村が取り組む次の対策メニューについて、支援対象の拡大等をお願いしたい。

- ① 令和7年度末に期限を迎える「緊急自然災害防止対策事業」の再延長をお願いしたい。
- ② 国管理区間の影響を受ける県管理区間の対策について、特に被災者の生活再建に直結する宅地嵩上げが円滑かつ確実に進められるよう、支援対象の拡大等の積極的な支援をお願いしたい。
- ③ プロジェクトに掲げる雨庭などの雨水貯留、浸透施設の整備について、経済的比較に関わらず流域貯留浸透事業の対象とし、補助率の嵩上げをお願いしたい。また、整備効果の定量化等に関する技術的支援をいただきたい。
- ④ 「田んぼダム」の取組みについて、自然災害への備えとして有効な手段であり更なる普及拡大を図る必要がある。しかしながら、多面的機能支払交付金での加算措置は活動組織が受領し、取組み農家が直接的に対価を受けられない状況である。このため、田んぼダムに取組むことによって掛り増す経費を取組み農家へ直接支払われるよう、制度の弾力的運用や財源確保をお願いしたい。畦畔整備^{けいはん}について、農家負担の軽減のため、流域治水対策ガイドラインの適用対象としていただきたい。また、流域治水と連携した森林整備及び治山施設の整備を着実に推進するため、事業実施に必要なかつ十分な予算確保をお願いしたい。
- ⑤ 「被害最小化」に向け、球磨川流域において、これまで県では水災保険料に対する補助を実施しているが、流域の治水安全度を踏まえると、引き続き、水災保険への加入を促進する必要がある。水害リスクの高い地域における水災保険料補助等に対する財政的支援をお願いしたい。
- ⑥ 球磨川と支川の合流部で内水氾濫が発生する箇所について、内水被害軽減に向けた積極的な支援をお願いしたい。

項目	現行制度等	要望内容
①予算の確保	事業名：緊急自然災害防止対策事業	○期限の延長
②宅地嵩上げ	事業名：土地利用一体型水防災事業 交付対象：現に存する住家又は現に建築の 工事中の住家のみが対象	○交付対象の建物用途の拡充による支援
③雨水貯留・ 浸透施設	事業名：流域貯留浸透事業 交付対象：通常の河道改修方式と比較して 経済的で4要件のいずれかに該当する事業 補助率：1/3	○支援対象の要件緩和と補助率の嵩上げによる財政的支援 ○整備効果の定量化等に関する技術的支援
④農林水産 分野の取組	国庫補助事業等を活用し事業を実施	○農林水産分野の取組みを推進するための財政的支援
⑤水災保険 加入促進	なし	○水災保険料補助に対する財政的支援
⑥内水対策	防災安全交付金（下水道）等	○被害軽減に向けた積極的支援

(2) 令和7年6月を目途に策定予定の国土強靱化実施中期計画に基づき継続的かつ安定的な財政支援及び、流域治水の一環として新たに取り組む県、市町村対策メニューの着実な実施に必要な予算確保をお願いしたい。

【現状・課題】

- 令和2年7月豪雨は、球磨川流域で観測開始以来最高の雨量・水位を記録。河川の氾濫等により52名が亡くなられ、家屋流出、国道や鉄道などの17橋梁が流出する等、甚大な被害が発生。
- 令和2年7月球磨川豪雨検証委員会における検証結果を踏まえ、国、県、流域市町村で構成する「球磨川流域治水協議会」は、令和3年3月に「球磨川水系流域治水プロジェクト」を策定。
- 令和3年12月、河川整備基本方針を「気候変動」と「流域治水」を踏まえたものに変更。河川

整備基本方針検討小委員会においては、気候変動による降雨量の増加等を考慮した基本高水のピーク流量と配分流量が示された一方で、令和2年7月豪雨と同規模の洪水に対し、水位は、計画堤防高を上回らないものの、人吉地点から下流の大部分の区間で計画高水位を超過することも明らかとなった。

- これを受け、令和2年7月豪雨と同規模の洪水を含め、基本高水を超過する洪水に対してもさらに水位を低下できるよう、施設の運用技術の向上や、流域治水の多層的な取組みを推進していく必要があり、令和4年8月に策定した河川整備計画にも流域治水を具体的に盛り込んだ。
- 現在もなお、85名の方々（R7.4末時点）が仮設住宅等での生活を余儀なくされており、住まいの再建と球磨川流域の安全・安心の確保に資する取組みを加速化する必要がある。
- 県では、令和6年12月に、「復旧・復興プラン」を、「緑の流域治水」の更なる推進による1日も早い安全・安心の実現と、若者が“残り・集う”産業・雇用の創出を柱とする「新時代共創復興プラン」として改訂。
- 「流水型ダム」関連では、環境アセスメントの一連の手続きが令和6年11月に完了。また、環境アセスメントに則り、環境保全措置の具体化等を進めるため「川辺川の流水型ダムに係る環境保全対策アドバイザー会議」を設置。
- 引き続き、「流水型ダム」をはじめとする「緑の流域治水」の推進と、五木村・相良村振興、被災市町村の復興を着実に推進するため、広く県民に「流水型ダム」を含む「緑の流域治水」の理解醸成を図るとともに、安定的な予算の確保が必要である。

被災地域の新たなまちづくりと集落再生に向けた支援

【内閣府、総務省、財務省、国土交通省】

提案・要望事項

- 1 今次洪水を踏まえた新たなまちづくりや集落再生に躊躇なく取り組むための制度の創設等
- 2 復興まちづくり計画の施策実現に向けた特段の配慮

【提案・要望の内容】

- 1 今次洪水を踏まえた新たなまちづくりや集落再生に躊躇なく取り組むための制度の創設等
 - (1) 球磨川水系流域治水プロジェクトが目指す浸水被害の軽減を図るまでに相当の時間を要する地域等において、個別に高台移転や治水対策後水位を踏まえた高さまでの宅地嵩上げ等の安全対策を希望する住民への支援制度を創設いただきたい。
 - (2) 宅地嵩上げ安全確保事業については、河川事業とまちづくり事業による嵩上げを一体的に実施する必要がある。令和5年度からそれぞれの事業主体が協定を締結し、本格的に工事に着手しており、引き続き必要な予算措置及び技術的支援に特段の配慮をお願いしたい。
 - (3) 八代市坂本町や芦北町をはじめとする、球磨川中流域での輪中堤・宅地嵩上げの実施にあたり、整備後の内水対策、避難路整備等の新たな課題に対する技術的支援等について、引き続き、特段の配慮をお願いしたい。
 - (4) 国道219号及び対岸道路をはじめとするインフラ復旧事業に取り組んでいただいているが、市町村が行うまちづくり関係事業との連動も含め、住民をはじめ地域関係者への丁寧な情報提供及び工期短縮に努めていただきたい。
- 2 復興まちづくり計画の施策実現に向けた特段の配慮
 - (1) 人吉市における2地区の被災市街地復興土地区画整理事業をはじめ、各市町村の復興まちづくり計画に位置付けられた取組みを着実に進めるため、被災自治体の負担軽減や予算確保等の支援をお願いしたい。
 - (2) 復旧から復興に向けた取組みの進展に伴い、市町村の復興まちづくり拠点施設整備や新たに整備される遊水地の平常時の利活用等のハード対策のほか、地域コミュニティの維持・再生に必要なまちづくり組織の設立及び人材の育成・確保等のソフト対策への支援を、引き続きお願いしたい。
 - (3) 球磨川流域市町村では、将来の災害に備えるため、河川防災ステーション等の地域防災拠点の整備に向けた検討が進められており、早期整備に向けた特段の配慮をお願いしたい。
 - (4) 市町村で災害公営住宅の整備が進められており、将来の市町村の財政負担軽減のため、災害公営住宅家賃低廉化事業について、引き続き、十分な予算措置をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 今次洪水を踏まえた新たなまちづくりや集落再生に躊躇なく取り組むための制度の創設等
 - (1) 令和2年7月豪雨で甚大な被害が発生した球磨川流域市町村においては、住民の意向を踏まえながら、新たなまちづくりや集落再生に向けた取組みが進んでいる。しかし、流域治水プロジェクトが目指す浸水被害の軽減までには相当の時間を要するため、更なる人口減少や地域の衰退が懸念されている。今次洪水からの1日も早い生活再建や市街地及び集落再生を進めるためにも、高台等への移転や安全対策等を行う住民に対する支援が必要である。
 - (2) 球磨村や八代市坂本町、芦北町などの球磨川中流域は、数戸から数十戸の集落が多数点在し、集落同士が1km以上離れている個所もある。そのような点在する集落の宅地嵩上げに当たっては、国道219号や公民館等の公共施設を一体的に嵩上げ、従前の地域コミュニティを維持していくことが必要である。令和5年2月の球磨村神瀬地区を皮切りに嵩上げ事業に

着手しているが、引き続き、球磨川流域の事業推進を図ることが必要である。

- (3) 球磨川中流域では、輪中堤・宅地嵩上げが計画されているが、後背地の内水対策や高台への避難路整備など、治水対策後に新たに生じる課題についても、対応していく必要がある。
- (4) 発災から4年が経過し、橋梁の復旧等は進んでいるが、国道219号は依然として通行止めが続いていること等から、地域住民から、復旧等のスケジュールが不明のため生活再建の見通しが立ちにくい等の不安の声が出ている。一方で、令和7年中に八代市坂本支所が再建するなど、市町村が行う復興まちづくり関係事業も進んでおり、それらを含めた復興まちづくりの全体像について、住民はじめ地域関係者への幅広い説明が求められている。

2 復興まちづくり計画の施策実現に向けた特段の配慮

- (1) 令和3年度までに策定した「復興まちづくり計画」(八代市、人吉市、相良村、球磨村)に位置付けられた取組みを着実に実施するためには、引き続き被災自治体の負担軽減や予算確保等の支援が必要である。

中でも、球磨川の“かわまちづくり”とも連携して取り組む人吉市における2地区の被災市街地復興土地区画整理事業については、共に令和6年度に仮換地指定を完了し、現在、造成工事が本格化している。被災市街地における生活再建が着実に進められるよう、計画期間内に確実に完了する必要があることから、引き続き、予算確保や技術的アドバイス等の支援が必要である。

併せて、人吉市の被災市街地復興推進地域内における街路事業や都市防災推進事業等の復興事業について、熊本地震と同水準の交付税措置の継続や予算確保が必要である。

- (2) 令和2年7月豪雨から4年が経過し、人吉市では新たに復興まちづくりデザイン会議が設置され、公民連携まちづくりに向けた取組みが開始するなど、各市町村では「復興まちづくり計画」に位置付けられた事業が本格化しているところである。また、被災市町村では令和2年7月豪雨を契機とした人口減少が深刻化していることから、復興まちづくり事業が急務となっている。現在、各市町村では、かわまちづくり等と連携した拠点施設整備や流域治水プロジェクトに基づき整備が予定されている遊水地の平常時の利活用の検討が進められている。このほかにも湯前町では、令和2年7月豪雨で被災したくま川鉄道の令和8年度上半期中の全線運転再開を見据え、湯前駅周辺での創造的復興に資する拠点施設の整備の検討が進められているが、財政基盤が脆弱であり、技術的ノウハウもないことから、支援が必要である。

また、これらの拠点施設の整備と併せて、地域コミュニティを維持するためには、まちづくり組織の設立や核となる人材の育成・確保等を早期かつ強力に進めることが必要である。

- (3) 球磨川流域市町村では、今次洪水を見据えた防災・減災に資する拠点整備が必要である。しかし、具体的なノウハウ等を有していないため、国において球磨川沿いに「河川防災ステーション」を早期に整備していただくなど、特段の配慮が必要である。
- (4) 災害公営住宅については、国からの財政支援をいただき、各市町村で着実に事業が進められている。入居開始後の災害公営住宅家賃低廉化事業については、引き続き、各市町村の財政負担軽減のため十分な予算措置が必要である。



〔青井被災市街地復興土地区画整理事業における宅地造成工事の状況〕



〔こや紺屋町被災市街地復興土地区画整理事業における宅地造成工事の状況〕

新たな流水型ダムにおける水源地域の振興

【総務省、財務省、農林水産省、国土交通省】

提案・要望事項

- 1 五木村の生活再建基盤整備の計画的かつ継続的な実施及び川辺川上流域の安全・安心の確保と新たな振興策の推進
- 2 流水型ダムの建設地となる相良村の振興への特段の配慮
- 3 水源地域整備計画の継続的な実施と流水型ダムへの転換に伴う計画変更への特段の配慮

【提案・要望の内容】

1 令和6年4月21日の五木村村民集会において、村長が、流水型ダムを前提とした村づくりに向けて新たなスタートラインに立つことを表明。7月16日には、『“ひかり輝く” 新たな五木村振興計画』の一部改訂等に関する確認式』を開催し、村、県、国の三者で、流水型ダムを前提とした新たな振興計画の確定を確認した。引き続き、国・県・村が一体となった取組みを進めていただきたい。中でも、村から要望が強い平場の確保や付替村道の整備などの生活再建基盤整備について、特段の配慮をお願いしたい。併せて、新たな流水型ダムの整備に係る環境影響等についても、引き続き、五木村・相良村に対して丁寧な説明をお願いするとともに、更なる環境影響の最小化に向けて取り組んでいただきたい。

また、川辺川上流域に住む五木村民の安全・安心を一日も早く確保するため、必要な河川整備や土砂・流木対策についても、引き続き、国・県で一体となった取組みを進めていただきたい。

併せて、県及び五木村が実施する村の振興に必要な事業に対し、引き続き、補助・交付金の配分等で特段の配慮を講じていただきたい。

2 新たな流水型ダムの建設地となる相良村の振興についても、村から提案があった振興策について、国・県・村が一体となった取組みを目に見える形で進めていただきたい。

特に、県や村が実施する各種基盤整備等の事業に対し、補助・交付金の配分等で特段の配慮を講じていただきたい。

3 水源地域となる五木村・相良村においては、水源地域整備計画の前提となる川辺川ダム事業が貯留型ダムから流水型ダムに変更されたことに伴い、令和7年4月に熊本県知事から国土交通大臣へ計画変更案を提出。両村の事業を着実に推進するために、速やかに変更手続きを進めていただくとともに、必要な予算の確保をお願いしたい。

【現状・課題】

- 昭和41年の川辺川ダム建設計画の発表以降、村の中心部が水没予定地となった五木村では、村民の村外移転等による人口減少と少子高齢化が著しく進んでいる（R7.1時点＝人口：842人、高齢化率：51%）。
- 一日も早く人口減少に歯止めをかけるため、引き続き新たな振興計画に基づく取組みを、国・県・村が一体となって強力に推進する必要がある。
- 二度の方針転換により、長年ダム問題に翻弄され続けてきた五木村においては、県・村による村の生活再建事業を着実に進めるため、引き続き、国による財政面及び技術面の支援が必要不可欠である。
- また、ダム問題で大きな影響を受ける相良村においても、清流川辺川を子々孫々まで残してほしいという村民の思いが強いことから、環境に最大限配慮するとともに、国・県・村が一体となって、村から提案のあった190項目にわたる振興策について取組みを進める必要がある。

- 加えて、昨年11月に環境アセス手続きが完了したが、五木村・相良村では、土砂（ヘドロ）の堆積・粉塵・臭気・生物への影響など新たな流水型ダムの影響を心配する声が強いため、河川環境への最大限の配慮をするとともに、国・県が一体となり、村及び村民に対して、丁寧に説明・情報提供する必要がある。
- さらに、水源地域整備計画については、流水型ダムへの転換や川辺川上流域の安全・安心の確保に向けた取組みなど、地域の実情を踏まえた取組みを早期に計画に位置づけて進めていく必要がある。

【五木村振興の主な取組み】



五木村東地区まちづくりグランドデザイン協議会による提案書手交式(R7.3)



「令和6年度五木村の振興を確認する場」国・県・村にて計画を確認 (R7.3)

【川辺川上流域の総合的な洪水対策、土砂・流木対策】



【相良村振興の主な取組み】



川辺川魅力創造事業（廻地区）のイメージ図



鉄道の早期復旧に向けた支援

【総務省、国土交通省】

提案・要望事項

- 1 JR肥薩線の復旧に対する支援
- 2 くま川鉄道の復旧及び代替バス運行に対する支援

【提案・要望の内容】

- 1 (1) JR肥薩線の鉄道復旧について、国、県、JR九州による協議を重ね、令和7年4月にJR九州の合意を得たことから、復旧後の持続可能な運行を確保するために、令和5年度に社会資本整備総合交付金の基幹事業に位置付けられた「地域公共交通再構築」の対象経費の幅広い適用や過疎債の特別な配慮など、国による強力な財政支援をお願いしたい。
- (2) 鉄道軌道整備法に基づく民間鉄道復旧補助においては、地方負担が前提とされ、財政的な負担が極めて大きいため、地方債の適用などの財政支援の拡充をお願いしたい。
- 2 (1) くま川鉄道については、「特定大規模災害等鉄道施設災害復旧事業」の活用による鉄道復旧を進めているが、復旧には複数年かかる見込み(令和8年度上半期の全線運転再開目標)であり、引き続き国の財政支援をお願いしたい。
- (2) 全線復旧するまでの間、代替バスの運行を継続する見込みであることから、引き続き運行経費に対する財政的支援をお願いしたい。
- (3) 鉄道事業再構築事業を実施したローカル鉄道の資産取得に係る税制の特例措置の延長〔不動産取得税〕をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 (1) JR肥薩線の復旧を巡る協議の状況
 - ・概算復旧費 約235億円 (R4.3.23 JR九州公表)、被災件数 450件
(球磨川第1橋梁・第二球磨川橋梁の流失、鎌瀬駅～渡駅間で土砂流入・道床流出等)
 - ・国、県、JR九州で構成する「JR肥薩線検討会議」の開催 (R4.3.22、R4.5.20、R4.12.6、R5.6.28、R5.12.13、R6.2.13、R6.4.3、R6.6.18、R6.12.13、R7.2.27、R7.3.31)
河川や道路の公共事業との連携による復旧費の圧縮及び復旧後の在り方の検討
 - ・県・地元市町村で構成する「JR肥薩線再生協議会」の開催 (R4.4.18、R4.6.6、R4.10.7、R5.6.22、R5.11.24、R6.2.28、R6.6.6、R6.12.2、R7.2.17、R7.3.25)
 - ・県及びJR九州の間で、鉄道での復旧に向けた基本的な事項について合意 (R6.4.4)
 - ・県及びJR九州の間で、鉄道での復旧について最終合意 (R7.4.1)
- (2) 鉄道軌道整備法に基づく民間鉄道復旧補助においては、地方負担が前提とされており、地方財政法第5条により起債の発行が認められていない。そのため多額の一般財源が必要となるが、特別交付税措置が50%であるため、財政負担が極めて大きい。

項目	現行制度等	要望内容
鉄道軌道整備法に基づく民間鉄道復旧補助に係る地方負担	非適債 特別交付税措置50%	地方債の適用などの 財政支援拡充

2 (1) くま川鉄道

- ・概算復旧費 約50億円、被災件数 55件
(人吉温泉駅の土砂流入等、車両浸水、球磨川第四橋梁流出(川村～肥後西村駅間)等)
- ・R3年度から「特定大規模災害等鉄道施設災害復旧事業」(補助率:国1/2、地元1/2)を活用し、災害復旧工事を実施中。
- ・R4.6月「令和7年度中の全線運転再開を目指す」ことを鉄道事業者が発表。
- ・R5.1月 球磨川第4橋梁の復旧工事着工
- ・R6.7月 上下分離後に第3種鉄道事業を担う「一般社団法人くま川鉄道管理機構」を設立。
- ・R8上半期 くま川鉄道全線運転再開(予定)

【国 1/2】	【地方自治体 1/2】	
	県 1/4	地元10市町村 1/4

<災害復旧事業費負担割合>

「特定大規模災害等鉄道施設災害復旧事業」の地方自治体分の負担割合については、熊本県と地元10市町村が1:1の割合で負担

(2) くま川鉄道は、比較的被害の少なかった「肥後西村駅～湯前駅」間において、令和3年11月28日に部分運行を再開した。

しかし、流出した球磨川第4橋梁を含む「人吉駅～肥後西村駅」間の復旧は、令和8年度上半期までかかる見込みであり、次年度以降も同区間の代替バス運行を継続する予定。

項 目	現行制度等	要望内容
代替バス運行経費への補助	R2.7.4～R3.1.3 「被災地域鉄道路線代替輸送事業」 (1/3補助) R3.1.4～ 「地域公共交通確保維持改善事業(フイーター系統補助)」	国庫補助等の財政支援の継続・拡充

令和2年7月豪雨からの復旧及び創造的復興に向けた特別な財政支援

提案・要望事項 【内閣官房、内閣府、総務省、財務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省】

- 1 地方の財政負担の最小化と中期的な財源確保のための財政支援の継続
- 2 学校施設の安全安心な復旧に向けた財政支援

【提案・要望の内容】

1 本県及び市町村が行う安全・安心な復興まちづくりに向けた事業への国庫補助制度の補助率嵩上げや地方財政措置の拡充、さらに国庫補助制度では、弾力的かつきめ細かな対応が困難である部分に適切に対応するため、単独で実施する事業への特別交付税措置をはじめとする財政支援をお願いしたい。

① 球磨川流域における被災の大きさに鑑み、既存の国庫補助制度では、弾力的かつきめ細かな対応が困難である部分に適切に対応するため、別途特別交付税で措置された復興基金を財源とした熊本地震復興基金事業を参考に、単独事業として球磨川流域復興基金を創設して各種支援策を実施しているが、県及び被災市町村においては財政負担が生じている。引き続き、県及び財政基盤が脆弱な市町村であっても復旧・復興に向けた取組みが着実に実施できるよう、復旧・復興事業についての継続的な財政支援をお願いしたい。

(主な事業)

木造仮設住宅利活用等支援事業、すまいの安全確保支援事業、復興まちづくり拠点施設整備等支援事業など

② 鉄道軌道整備法に基づく民間鉄道復旧補助においては、地方負担が前提とされており、財政的な負担が極めて大きく、地方債が充当できないため、単年度の負担が大きい。そのため、復旧費が多額となる可能性が高いことを念頭に、国庫補助の更なる充実及び鉄道軌道整備法の改正等による地方債の特例適用の実現に向けて御配慮いただきたい。

(「鉄道の早期復旧に向けた支援」で再掲)

③ くま川鉄道の被災に伴う代替バス運行による通学支援については、発災直後から支援措置を継続いただいているが、鉄道の復旧は令和8年度上半期までかかる見込みのため、国庫補助に係る拡充・予算確保とともに、特別交付税の確実な措置を継続していただきたい。

(「鉄道の早期復旧に向けた支援」で再掲)

2 被災を契機として義務教育学校へ再編する学校施設については、新築復旧による復旧相当額を措置するなど特別な財政支援をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 本県は、熊本地震関連事業に係る県債の償還が本格化するとともに、豪雨災害関連事業に係る県債の償還も増加する見込み。被災市町村では、災害関連事業の実施が本格化しており、財政基盤が脆弱な市町村であっても復旧・復興に取り組めるよう、財源を確保する必要がある。

2 球磨村では令和2年7月豪雨により渡小学校が被災したことを契機として、球磨村内3校の小中学校を再編し、令和6年4月に既存施設を利用した施設分離型の義務教育学校「球磨清流学園」が開校した。今後計画される施設一体型の義務教育学校を建設する場合においては、被災した渡小学校の新築復旧相当額を措置するなど特別な財政支援が必要である。

被災地の迅速な復旧・復興のためのインフラ整備

【総務省、財務省、国土交通省】

提案・要望事項

- 1 被災地の迅速な復旧・復興のためのインフラ整備に係る予算の総額確保
- 2 復興係数及び復興歩掛の継続
- 3 球磨川に架かる橋梁8橋及び道路復旧方針に基づく兩岸の国道・県道・市町村道の災害復旧事業について、国の直轄権限代行による一日も早い完成
- 4 国の人員体制の充実・強化

【提案・要望の内容】

- 1 被災地の迅速な復旧・復興のためのインフラ整備（公共土木施設等の災害復旧等）に係る予算の総額確保をお願いしたい。
- 2 復旧・復興工事を着実に進め、安全・安心な社会基盤の形成を図るため、円滑な施工体制の確保に必要な復興係数及び復興歩掛の継続をお願いしたい。
- 3 球磨川に架かる橋梁8橋並びに兩岸の道路は、地域住民の重要な生活道路であるとともに、物流や観光を支える重要な道路であり、道路嵩上げを含む強靱で信頼性のある創造的復興と一日も早い完成をお願いしたい。
- 4 災害時の現場対応や自治体支援において大きな役割を担う国（地方整備局等）の人員体制の充実・強化をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 令和2年7月豪雨による公共土木施設等の被害については、国において、県市町村（※直轄権限代行分及び熊本市分は含まない）の合計で3,620箇所、約812億円の災害復旧事業の決定、また、佐敷川水系や関川の災害復旧助成事業など計20箇所、約120億円の改良復旧事業の採択をいただいた。更に、災害復旧事業の施行にあたり、補助率の嵩上げや、過年の充当率を現年と同率に拡充するといった財政的な支援措置もいただいた。

今後、復旧・復興を真に実現するためには、被災地域の経済を支え、観光地域へのアクセスを強化する道路整備や、被災地域の安全安心を確保する河川管理施設等のインフラ整備が不可欠である。そのため、迅速な復旧・復興に必要となる予算の総額確保が重要である。



被害状況（令和2年7月時点）



復旧状況（令和6年6月完了）

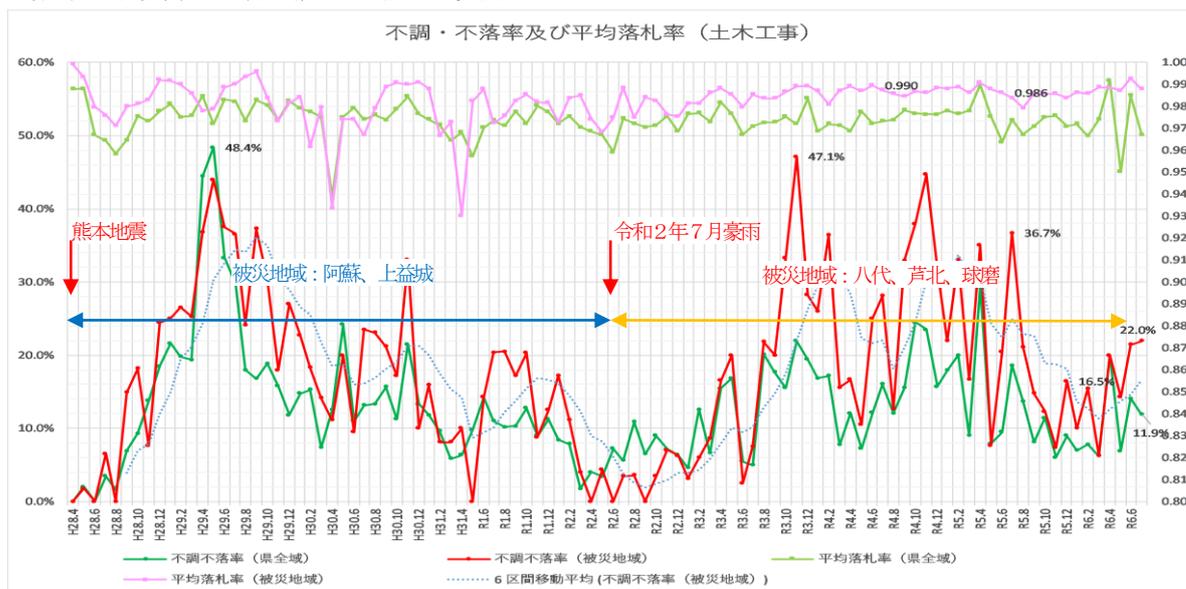
県管理の中園川（球磨村）における復旧状況

2 熊本地震からの復旧・復興工事が収束を迎える矢先での県南地域を中心とした令和2年7月豪雨災害対応や、TSMCをはじめとする半導体関連産業の工場建設の影響も加わり、技術者、労働者不足や資材調達環境の悪化が継続している。さらに、半導体関連産業の集積に伴い、道路や下水道など社会インフラ整備を今後5年間で集中的に実施するため、より一層資機材確保の難航が予想される。

また、令和2年7月豪雨や県央地域を中心に大きな被害をもたらした令和5年梅雨前線豪雨による復旧・復興工事の本格化に加え、半導体関連企業集積地周辺の道路網整備に伴い、今後、数百万m³の掘削土砂搬出が見込まれており、慢性的なダンプトラック不足と捨土場所不足による土工全般の作業効率低下に伴う費用増大が懸念される。

これまで、令和2年度から5回に渡る入札制度の改定を行い、様々な不調・不落対策に取り組んできたが、現在も不調不落が発生しているため、復旧工事の完了はもとより、政府が進める経済安全保障政策を円滑に進めるうえでも、円滑な施工体制の確保（確実な技術者、労働者及び資材等の確保と被災地域外企業の入札参加促進）の観点から、復興係数及び復興歩掛の継続が必要である。

○ 熊本地震以降の入札不調・不落率の状況

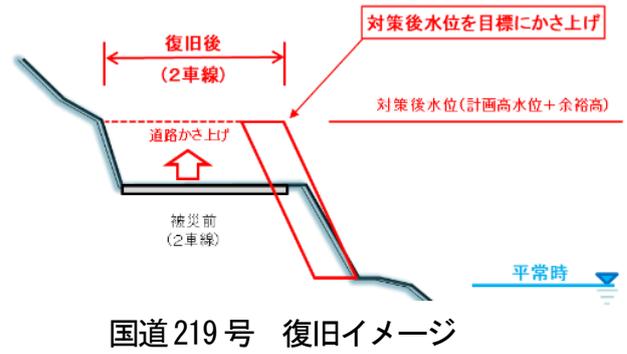
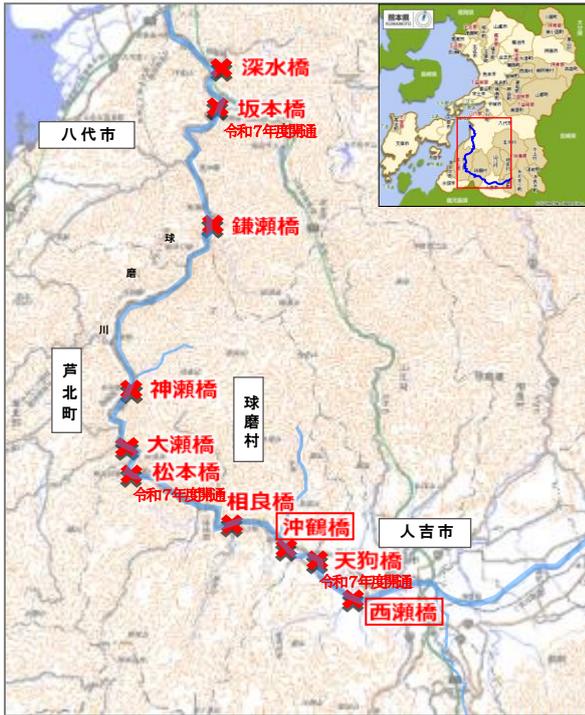


3 豪雨により被災した球磨川に架かる橋梁 10 橋並びに球磨川兩岸の国道・県道・市町村道約 100 km については、国による直轄代行として復旧事業に取り組んでいただいている。

橋梁の本復旧については、西瀬橋が令和5年2月に、沖鶴橋が令和7年3月に開通している。また、坂本橋、松本橋及び天狗橋については、令和7年度に開通する見通しが発表された。

また、国道219号では、令和3年7月末に県道芦北球磨線の大野大橋から人吉方面の一般車両通行が可能となった。令和7年3月には八代市内～坂本橋間が令和7年度に開通する見通しが発表されるなど、創造的復興へ向けての復旧方針に基づく道路ネットワークの復旧が着実に進められている。

しかしながら、八代市内～人吉方面をつなぐ国道219号及び対岸道路では、未だ多くの区間で一般車両の通行が制限されており、一日も早い全線復旧が望まれている。



国道219号 復旧イメージ



坂本橋施工状況
(令和7年3月)

4 国土交通省においては、全国各地で大規模災害が頻発し、人員体制が厳しいにもかかわらず、令和7年度は、八代復興事務所に職員36人を配置していただいている。

今後も気候変動の影響により、大規模な災害発生が想定される中、災害時の現場対応や我々地方自治体の支援に大きな役割を担う、国土交通省職員の人員体制の充実・強化が必要である。

被災地の産業復興に対する支援

提案・要望事項

【総務省、財務省、農林水産省、経済産業省、観光庁】

- 1 「なりわい再建支援補助金」及び「なりわい再建資金利子補給事業」による被災企業等の復興に係る予算の確保
- 2 農林水産業関連施設の早期復旧に向けた所要額の確保と柔軟な事業実施への配慮
- 3 観光関連産業の復興に向けた支援の継続

【提案・要望の内容】

- 1 「なりわい再建支援補助金」及び「なりわい再建資金利子補給事業」について、次年度以降の事業実施にも対応できる予算を確保し、事業の継続をお願いしたい。
- 2 農林水産業の復旧・復興に向けて、令和8年度以降も事業に取り組む必要があるため令和7年度補正予算等において、復旧・復興に必要な予算の確保等をお願いしたい。また、長期化している事業の進捗状況に応じて、繰越や計画変更の要件緩和など、柔軟な対応をお願いしたい。
- 3 被災地の観光関連産業は依然として厳しい状況が続いており、県としても重点交付金を活用した観光需要回復支援事業や「人吉球磨豪雨被災地観光復興戦略」に基づき、地域資源を活かした観光地域づくりなどを実施してきたが、引き続き被災地復興の取組みを要することから、国による継続的な支援をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 公共事業の影響など本人の責によらないやむを得ない事情によって令和8年度以降の申請とならざるを得ない事業者や、令和6年度までに交付決定した事業者の中に建設資材や設備の供給遅れなどにより令和7年度中に復旧が完了しない事業者が存在することが想定されることから、すべての被災事業者の再建が完了するまで必要な予算を確保し、事業の継続をお願いしたい。
- 2 令和2年7月豪雨による農林水産業への被害額は、約1,019億円にも及ぶ状況であり、現在も国から措置いただいた支援策を活用し、緑の流域治水の理念の下、官民一体となって迅速な復旧に向けて全力で取り組んでいるところであるが、不調・不落の発生や河川工事等との工程の調整を要し、復旧工事が完了するまで長期間を要するため、復旧工事の進捗に合わせた十分な予算の確保が必要である。
また、残工事の多くが大規模な農業用施設や山間地の治山・林道施設で、現場で不測の事態が生じる可能性があることから、予算の繰越や計画変更の要件緩和など、状況に応じた柔軟な対応が必要である。
- 3 JR肥薩線の運休や基幹国道である219号の一部不通など交通アクセスの復旧などは道半ばであり、災害からの復興を成し遂げるには、まだ時間を要する。
被災した宿泊施設のうち、復旧を目指していた施設は全て再開を果たしたが、延べ宿泊者数は被災前の水準まで戻り切れておらず、被災地の観光関連産業は依然として厳しい状況が続いており、未だ復興には至っていない。

熊本地震からの復旧及び創造的復興に向けた支援

【内閣府、総務省、財務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省】

提案・要望事項

- 1 地方の財政負担の最小化と中長期の財源の確保のための特別な財政措置の継続
- 2 復旧及び創造的復興の着実な推進のための財政措置等
 - (1) 熊本城の復旧事業に係る財政支援の継続
 - (2) 大切畑ダムの復旧事業に係る財政支援の継続
 - (3) 災害公営住宅に係る家賃低廉化事業に係る財政支援の継続
 - (4) 益城町の復旧・復興を加速させるまちづくり事業（土地区画整理事業、街路事業等）に係る財政支援の継続等

【現状・課題・要望内容等】

- 1 復旧・復興には長い年月と多額の費用が必要なため、中長期にわたり安心して事業に取り組むことができる財源の確保が求められる。
熊本の将来の発展に向けて、創造的復興を加速するため、復旧・復興事業についての継続的な財政支援をお願いしたい。
- 2 復旧及び創造的復興の着実な推進のための財政措置等
 - (1) 熊本城の復旧事業
復旧のためには、長い年月と多大な経費を要するとともに高い専門性が必要となる。現在復旧を進めているが、復旧完了は令和 34 年度（2052 年度）となる見込みであることから、熊本城が復旧するまで引き続き復旧に向けた財政支援をお願いしたい。

項目	現行制度	要望内容
熊本城の復旧・復興に向けた支援の継続	①建造物保存修理事業：90% （通常 65%+災害復旧 20%嵩上げ+5%嵩上げ） ②史跡整備事業：75% （通常 50%+災害復旧 20%嵩上げ+5%嵩上げ）	熊本城の復旧終了まで、災害復旧 20%と 5%嵩上げの継続的な財政支援

- (2) 大切畑ダムの復旧事業
令和 8 年度供用開始を予定しており、着実に工事を進める必要があるため、復旧工事の完了に向け引き続き十分な予算確保をお願いしたい。
- (3) 災害公営住宅に係る家賃低廉化事業
入居開始後の災害公営住宅家賃低廉化事業については、通常の公営住宅等整備事業等と同様に社会資本整備総合交付金事業により財政措置されるが、配分率が低下すると、市町村に過度な負担が生じる。

また、災害公営住宅建設に係る起債の償還も必要となることから、市町村における財政負担軽減のため、家賃低廉化事業に係る十分な予算の確保を引き続きお願いしたい。

(4) 益城町の復興まちづくり事業（土地区画整理事業、街路事業等）

被災市街地の緊急かつ健全な復興を図るため、県が町に代わって施行する益城中央被災市街地復興土地区画整理事業（約28.3ha：482画地）は、令和6年度に仮換地指定を完了し、これまでに全体の約5割にあたる造成済の宅地を権利者へ引き渡している。

また、益城中央線街路整備事業（県道熊本高森線4車線化、約3.2km）は、これまでに起点側から約1.6km区間を4車線で供用し、令和6年9月には用地取得を完了している。現在、事業着手時に目標として掲げた令和7年度中の全線供用に向けて、残る未供用区間の工事を鋭意進めている。

町においても、街路事業による幹線道路整備や都市防災総合推進事業による避難路や避難地等の整備を進めており、令和7年4月には交通広場が新たに供用された。そして、これら道路ネットワークをはじめとするインフラ整備と合わせて、これまでに町役場新庁舎、復興まちづくりセンター「にじいろ」、震災記念公園などが供用されており、今後も公民連携によるにぎわいづくり施設等が整備される。

熊本地震から9年が経過した現在においても、仮設住宅への入居を余儀なくされている方もいらっしゃることから、被災市街地における、一日も早い生活再建や創造的復興を実現するため、令和9年度の事業完了を目指している土地区画整理事業を、計画期間内に確実に完了することが出来る様に、引き続き、近年の労務単価及び物価の上昇を踏まえた必要な予算の確保や、技術的アドバイス等、支援をお願いしたい。

【復興まちづくり事業の進捗状況】



益城中央被災市街地復興土地区画整理事業



益城中央線街路整備事業
益城町総務地区
(令和6年4月供用開始区間)

くまもとサイエンスパーク実現に向けた支援

提案・要望事項

【内閣府、財務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省】

- 1 くまもとサイエンスパークの核となる産学官連携の新たな拠点整備に対する支援
- 2 半導体関連産業や半導体を使うユーザー企業の集積に対する支援
- 3 半導体人材育成に特化した大学・研究機関等に対する支援

【要望内容】

くまもとサイエンスパークの実現を図り、九州全域への波及、ひいては日本経済の活力向上及び経済安全保障強化の一翼を担うため、既存の交付金・補助制度の継続・拡充及び国家戦略特区制度の活用による規制緩和等に加えて、下記事項のとおり、補助制度の創設・拡充、規制緩和や税制優遇等、国からの格別な御支援をお願いしたい。

- 1 (1) くまもとサイエンスパークの核となる、産学官連携の新たな拠点の整備に係る用地取得・工事費用等への財政支援制度の創設をお願いしたい。
(2) 新たな拠点の円滑かつ迅速な整備に向けて、土地利用に関する開発要件の緩和とともに、開発事業者に対する投資促進税制や自治体独自の課税減免等への減収補てん等の税制優遇を併せてお願いしたい。
(3) また、自治体と連携した民間事業者による用地整備において、地権者が土地を譲渡した際の売却益の一部について所得控除を設ける制度の創設をお願いしたい。
- 2 (1) 国が推進する半導体の安定供給の確保に向け、本県に立地するJASSEM、ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング等の今後の追加投資に対して、必要な補助制度の継続及び優先採択等による積極的な支援をお願いしたい。
(2) 半導体の安定供給を確保するため、既に補助制度を措置いただいている前工程だけでなく、後工程生産拠点への財政支援制度の創設をお願いしたい。
(3) 新産業の創出につながる研究開発、産学官連携、人材育成を推進するため、AI、自動運転、ロボット、遠隔医療等の将来的な社会実装が期待される分野の半導体ユーザー企業の集積に係る財政支援の創設をお願いしたい。
(4) 企業の集積にあたり必要となる迅速かつ円滑な産業用地の確保に向けて、自治体による用地整備について特例的に認められている首都圏や近畿圏以外の地域でも収用適格事業の対象としていただきたい。
- 3 産学官連携を目指す大学・研究機関の立地やクリーンルーム等の学生・企業・研究者が共同で利用できる施設の整備に対する財政支援をお願いしたい。

【現状・課題】

本県では、これまでのくまもと半導体産業推進ビジョンや新大空港構想の理念を踏まえ、本年3月に「くまもとサイエンスパーク推進ビジョン」を策定した。ビジョンでは、「半導体関連企業や半導体を使うユーザー企業の集積」「新たな産学官連携拠点「イノベーション創発エリア」の整備」「パークマネジメント法人」の設立」「半導体人材育成に特化した大学・研究機関の誘致」「学生・企業・研究者が共同で利用できる施設の整備」という5本の矢を掲げ、くまもとサイエンスパークの実現を図り、本県のみならず、九州全域へ波及させ、日本の経済安全保障の一翼を担うことを目指している。

現在、サイエンスパークの実現に向け、新しい地方経済・生活環境創生交付金や地方大学・地域産業創生交付金など、各省庁の既存の交付金・補助制度を有効に活用しながら、個別の取り組み

を着実に進めているところであるが、新たな産学官連携拠点の整備や更なる半導体関連企業等の集積、大学・研究機関の誘致等の新たな展開につなげていくためには、これまで以上の国からの強力な支援が必要である。

- くまもとサイエンスパークの実現に向けては、技術革新の促進や人材確保等の観点が極めて重要であるため、半導体関連企業の製造拠点の集積だけでなく、産学官連携による取組みが不可欠。そのため、今後、民間事業者が主体となり、プレーヤーの集積、人流の促進、イノベーション創発の拠点となる新たな産学官連携拠点の整備を予定しているが、地価の上昇等の影響により、その拠点整備に係る費用が大きな課題となっている。また、当該拠点を早期に整備するため、土地利用に関する各種手続きを円滑かつ迅速に進めていく必要がある。

また、自治体と連携した民間事業者による用地整備に当たり、地権者が土地を譲渡した際の売却益の一部について所得控除を設ける制度を創設する場合、用地整備を行う者が、自治体と連携して、例えば農業者の営農継続に向けた代替農地の確保など、当該地域で現に土地を使用しなりわいとしている者に対し、適切な配慮を行うことを条件とする必要がある。

- 日本が目指すべき安全安心な未来社会を実現するため、Society 5.0 を実現するキーデバイスとなるべく医療、自動運転、スマートファクトリー、スマートシティ向けのイメージセンサの量産技術を確立し量産していく必要があり、このことは経済安全保障の観点からも重要である。そのため、引き続き、半導体関連企業への追加投資を促進することが必要である。

また、半導体は、前工程企業・後工程企業、装置メーカー、それらのサプライチェーンを構成する川上から川下まで、裾野の広い産業であり、それら多岐にわたる半導体技術の新産業の創出につなげ、社会実装していくためにも、AI、自動運転、ロボット、遠隔医療等の分野の半導体ユーザー企業の集積も今後の取り組むべき課題となっている。

加えて、産業用地の確保に向けた自治体による用地整備について、首都圏や近畿圏の地域のみが収用適格事業の対象として特例的に認められており、県や市町村が迅速かつ円滑な工業団地整備を進めていくためには、適用地域の拡大が必要。

- 半導体関連産業が拡大する一方、それらを担う人材不足は課題となっており、今後、さらに顕在化していくことが予想されている。そのため、くまもとサイエンスパークの実現に向けては、半導体分野を担う人材の確保・育成は喫緊の課題であり、半導体関連企業の集積だけでなく、大学・研究機関の誘致を積極的に進めていく必要がある。加えて、企業と連携して、産学連携教育を積極的に行い、実践的な能力の高い人材を輩出していく必要がある。

(参考) 「くまもとサイエンスパーク」のイメージ



半導体を中心とした「地方イノベーション創生」の展開

提案・要望事項

【経済産業省】

熊本発の「地方イノベーション創生」に向けた産学官連携拠点の整備や中小企業のサプライチェーンへの参入促進等に対する支援

【要望内容】

本県の経済・産業の創生を進めるためには、半導体を中心とした産学官連携による人材育成や中小企業の新分野への進出、スタートアップ企業の集積を図り、さらにこれらの新技術を良質なまちづくりへと連携させることにより、これまでにない新たな統合を生み出す熊本発の「地方イノベーション創生」を展開していく必要がある。そのためにも、本県が推進する「くまもとサイエンスパーク」の実現に向け、必要な補助事業の継続とともに、新たな産学官連携拠点、後工程生産拠点や産学官連携を目指す大学・研究機関も補助対象とする補助制度の創設等、財政的支援をお願いしたい。また、自治体と連携した民間事業者による産学官連携拠点の整備における税制優遇・規制緩和をお願いしたい。

また、半導体関連産業のサプライチェーンへの参入を促進するためには、中小企業のコア技術等をデータベース化するとともに、将来の技術予測を踏まえた適切なマッチングを行う目利き人材や、多様な地域資源を活用した従来になかった新結合を生み出すことができるプラットフォームを構築する必要がある。

加えて、このようなプラットフォームから創出された企業等に対しては、スタートアップ支援に加え、その後の事業計画の立案や、資金調達先の確保、専門家を活用した企業マネジメントの支援等を行うことが必要である。

このため、このような役割を担う産業支援機関や公設試験研究機関等の機能強化を含めた体制整備を行うための総合的な支援をお願いしたい。

【現状・課題】

本県では、これまでの半導体産業の集積という強みを生かし、本年3月に「くまもとサイエンスパーク推進ビジョン」を策定し、更なる地域の経済・産業の創生を目指している。

この「くまもとサイエンスパーク推進ビジョン」は、単に半導体関連企業の更なる集積のみならず、産学官連携によるイノベーション拠点の民間活力を活用した整備、大学、研究機関の共同研究の促進と誘致による人材育成、スタートアップ企業の支援、新技術による地域課題の解消、さらには周辺で商業施設や住宅などを整備する市町村のまちづくりとの連携など、本県の地域資源と新たな需要を新結合させるものであり、令和7年1月の石破総理大臣施策方針演説の5つの柱の1つである「地方イノベーション創生構想」の推進の理念に基づく取組みである。

政府が推し進める「地方イノベーション創生」の実現に向けて、本県の「くまもとサイエンスパーク」を中心とする取組みへの財政支援、官民連携による産学連携拠点の土地利用に関する開発要件の緩和など、格別の御支援をお願いしたい。

県域を越えた広域的な地域活性化等の取組みへの支援

提案・要望事項

【内閣府、総務省、財務省、文部科学省、経済産業省】

都道府県域を越えた広域的な地域活性化等の取組みに対する財政支援、規制緩和、税制優遇等の総合的な支援制度の創設

【提案・要望の内容】

地域課題の解決や地域活性化に向けた取組みを加速させ、大きな成果を生み出すためには、都道府県域を超えた広域的な枠組みでの取組みが必要であることから、令和7年1月の石破総理大臣施政方針演説で述べられた「広域リージョン連携」を早期に具体化し、産学官連携による地域活性化の取組に対する財政支援や規制緩和、税制優遇等を組み合わせた総合的な支援制度の創設をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 グローバルな経済環境の変化が激化する中において、産業や観光の振興、また、今後起こりうる大規模災害への対応等に関しては、都道府県単独での対応では不十分な側面がある。地域を活性化し、安心安全で持続的な発展を実現するためには、都道府県域を超えた共通の課題に対して、広域的な枠組みにより、産学官等の多様な関係者が連携して対応していく重要性が増している。このことについて、令和7年1月の石破総理大臣施政方針演説においても、「地方創生2.0、令和の日本列島改造」の柱の一つとして「広域リージョン連携」を強力に推進することとされた。
- 2 九州地域では、九州地方知事会と経済界代表で構成する九州地域戦略会議において、官民連携による地方創生の取組みを行っており、官民が広域で連携することで、より大きな効果な見込まれる7つのプロジェクトを、各県、経済団体、大学等関係機関が協力しながら、推進することとしている。

第3期九州創生アクションプランにおける官民広域連携プロジェクト

 - ① 九州ベンチャー支援 PJ
 - ② 新生シリコンアイランド九州 PJ
 - ③ 子育てランド九州 PJ
 - ④ 九州MaaS PJ
 - ⑤ サイクルツーリズムの聖地・九州 PJ
 - ⑥ 防災・減災対策高度化 PJ
 - ⑦ 「九州の食」輸出促進 PJ
- 3 特に、九州地域において半導体分野での産業集積が急速に進んでいる状況を鑑み、令和6年6月に、「新生シリコンアイランド九州グランドデザイン」を策定し、“半導体の生産と応用”及び“トップ人材をはじめとする人材の輩出”をリードし続ける拠点（イノベーション・マルチハブ）の推進を目指し、本県のサイエンスパーク構想をはじめとする産学官連携拠点の整備やベンチャー企業への支援を、オール九州で取り組んでいる。
- 4 本県のサイエンスパークと九州各地域の産学官連携拠点が連携した「新生シリコンアイランド九州」の実現をはじめ、都道府県域を越えた広域的な地域活性化等の取組みを推進するため「広域リージョン連携」を早期に具体化し、財政支援や規制緩和、税制優遇等を組み合わせた総合的な支援制度の創設をお願いしたい。

熊本県経済の活性化のための産業分野における中堅・中小企業支援

提案・要望事項

【内閣府、経済産業省】

- 1 地場企業の半導体サプライチェーン参入に向けた支援
- 2 中堅・中小企業が人材不足等の課題に対応し成長していくための省力化及び生産性向上に関する支援
- 3 中堅・中小企業が成長するための支援機関に対する支援

【提案・要望の内容】

- 1 TSMC進出を始めとする半導体関連企業の集積に伴う地場企業の取引拡大に向けて、地場企業の半導体関連の技術力向上に繋がる研究開発や設備投資への支援の継続をお願いしたい。また、TSMCをはじめとする大手半導体関連企業及びそのTier 1、Tier 2との取引拡大を目的とした展示会の開催や技術マッチングプロジェクトの実施について、支援をお願いしたい。
- 2 JASM第1工場の令和6年末の稼働等を受け、本県で顕著化している人手不足等の課題解決のため、中堅・中小成長投資補助金（中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化などの大規模成長投資補助金）の継続及び拡大をお願いしたい。また、企業の成長フェーズに応じた支援をお願いしたい。
- 3 半導体関連企業の集積が進みつつある本県において、半導体分野等における目まぐるしい技術発展に中堅・中小企業が追従し、TSMCなど大手半導体関連企業やそのTier 1、Tier 2との取引を拡大するためには、公設試験研究機関（熊本県産業技術センター）による中堅・中小企業への技術支援が重要であり、公設試験研究機関が行う最新機器導入に対する補助金の創設もしくは新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）の拡充をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 2024年4月の民間調査によると、TSMCが日本進出を発表した2021年11月以降、国内でTSMC関連取引を開始した企業は一定の増加が見られるものの、そのほとんどが関東の企業であり、九州の企業は6社にとどまっている。この調査は、地場企業にとってTSMCなど大手半導体関連企業のサプライチェーンへの参入障壁が高いことを示すものであり、県内の商工団体等からも参入に向けた支援強化の要望を受けている。

TSMCなど最先端技術を有する大手半導体関連企業と取引をするためには、地場企業が最先端技術に見合う技術力を獲得する必要があるため、そのための研究開発や設備投資に対する一層の支援が不可欠である。

加えて、地場企業の半導体サプライチェーンの参入は、県経済の更なる活性化だけでなく、経済安全保障の観点からもサプライチェーンの強靱化に繋がり、国内の半導体の安定供給に大きく寄与するものである。行政としても、地場企業の大手半導体関連企業との取引拡大に向けた取組みの強化が必要である。

- 2 JASM第1工場の令和6年末の稼働等を受け、県内の中堅・中小企業、とりわけ製造業においては、人手不足が顕著化しており、その解決には、最新設備の導入やDX化による省力化及び

生産性向上が重要である。また、新たに定義された中堅企業等を対象とした中堅・中小成長投資補助金は、採択倍率が約6.9倍とハードルが高く、県内企業では4社のみの採択であった（採択倍率及び採択社数は、1次公募及び2次公募の合計）。

3 県の公設試験研究機関である熊本県産業技術センターでは、県内中小企業に対する技術支援を行っているが、財源確保の問題で機器更新が進まず耐用年数を超えて使用しているものが200機以上あり、また必要な仕様を満たしていない機器もある。一方で、機器導入には新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）を一部活用しているものの、ハード事業経費に総事業費に対する割合等の制限があり、必要な機器導入を進められていない。

当センターでは、TSMC進出決定後、半導体関連の技術相談件数は増加傾向にあり、県内半導体サプライチェーン網の強化等のために最新技術に対応した機器を導入し、目まぐるしい技術発展に追従していく必要がある。

	2021年 (社数)	2024年 (社数)	増減 (社数)	2024年 構成比 (%)
北海道	0	0	0	0.0%
東北	26	26	0	5.5%
北陸	3	3	0	0.6%
関東	194	229	+35	48.6%
中部	11	14	+3	3.0%
近畿	38	38	0	8.1%
中国・四国	8	8	0	1.7%
九州・沖縄	147	153	+6	32.5%
合計	427	471	+44	100%

(TDB Business View 2024年4月10日記事、
TDB熊本支店特別企画 2021年11月19日記事を基に作成)

産業界が必要とする人材の育成・確保に向けた取組みへの財政支援

提案・要望事項

【厚生労働省】

職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設における半導体関連産業の人材育成や拠点化への財政支援の継続

【提案・要望の内容】

職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設（熊本県立技術短期大学校）における半導体関連産業の人材育成に要する経費（ソフト経費（講師人件費、外部講師謝金等）、ハード経費（設備整備等））、また、同様の公共職業能力開発施設（熊本県立高等技術専門校）の職業能力開発施設の拠点化のためのハード経費に対して、離職者等職業訓練費交付金（運営費交付金）や職業能力開発校設備整備費等補助金（施設整備費等補助金）の十分な予算確保など、引き続き財政支援をお願いしたい。

【現状・課題】

県内産業界における人手不足が深刻となる中、産業人材の育成・確保は喫緊の課題であり、本県では、熊本県立技術短期大学校及び熊本県立高等技術専門校において、熊本の将来を担う産業人材の育成に取り組んでいるところである。

そのような中、TSMC進出に伴い我が国の経済安全保障の一翼を担うため、半導体関連産業の即戦力を養成する熊本県立技術短期大学校においては、「半導体技術科」に要する経費（ソフト経費、ハード経費）が必須である。「半導体技術科」の実習設備の整備は令和7年度までに概ね完了するものの、令和8年度以降も、産業界が求める人材の育成に向けて時代に応じた専門性の高い教育を行っていく必要があるため、半導体技術科を含む各学科において実習設備等を計画的に導入する予定である。

また、昭和38年に整備した県立高等技術専門校は老朽化が激しく、設備も時代に適応しないものとなっているため、建物や設備等の再整備を行わないと、現場のニーズに即した高度な技術習得が困難な状況。そのため、現在、令和5年度から令和14年度を工事期間として、技能検定の安定的実施や技能者の能力向上に資する技能振興センターの整備と合わせ、職業能力開発施設の拠点として同専門校の再整備を実施中であり、令和5年度から工事に着手している。

これら本県の産業人材育成のための施設等の整備を早急に進めるためには国の財政支援が必要である。

経済安全保障の強化につながる半導体関連産業の 集積促進に向けた道路整備推進

提案・要望事項

【内閣官房、内閣府、財務省、経済産業省、国土交通省】

1 中九州横断道路の整備推進

2 半導体関連産業の集積に伴う交通渋滞解消に向けた道路整備への財政的支援

【要望内容】

- 1 中九州横断道路の「大津西 IC～下硯川 IC」間は、物流の効率化や熊本都市圏の渋滞緩和にも大きく寄与するものであることから、九州縦貫自動車道と同水準の管理水準・料金水準での有料道路事業の導入を着実に進めて頂きたい。また、「大津道路」の事業推進、及びこれらに関する予算の重点確保について、特段の御配慮をお願いしたい。なお県としては、有料道路事業導入について、県民の理解促進に向けた対応に主体性を持って取り組む。
- 2 半導体関連産業の集積に伴う物流の効率化・人流の円滑化を図るため、特に優先度の高い菊陽空港線を令和8年度までに、合志インターチェンジアクセス道路及び県道大津植木線（原水工区）については、令和10年度内の完成を目指して短期・集中的に整備を進めており、これらの整備に必要な予算の確保のため、令和5年度に新たに創設いただいた「地域産業構造転換インフラ整備推進交付金」の所要額の配分など、引き続き、国による最大限の財政支援をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 中九州横断道路は、本県のみならず九州全体の産業や地域の活性化、観光振興に資する路線であり、沿線地域では半導体関連産業の集積が進んでいる。これまで、令和2年度の大津熊本道路（合志～熊本）の事業化を皮切りに順次事業化され、本年4月に「熊本環状連絡道路」が事業化されたことで、半導体関連企業の集積地と熊本市中心部、熊本港等が、熊本西環状道路を経由し結ばれる道路ネットワークの整備が進められている。国家プロジェクトであるTSMCの進出を契機として新生シリコンアイランド九州を実現させ、経済の安全保障につなげていくために、重要な道路ネットワークである中九州横断道路の整備を更に加速させる必要がある。
- 2 世界的半導体企業であるTSMCが進出するセミコンテクノパーク周辺地域は、従前より、通勤時間帯を中心に激しい交通渋滞が発生しており、そうした中、当該地域では、JASMの第1工場が、令和6年12月から操業を開始し、さらに第2工場についても造成工事が進むなど、更なる企業集積が進展し、周辺道路では交通渋滞の更なる悪化が懸念される。
国においては、令和5年度に道路などの必要なインフラ投資を追加的に複数年かけて安定的に対応できる機動的な仕組みとして、通常予算とは別枠となる「地域産業構造転換インフラ整備推進交付金」を創設していただき、最大限の財政支援を頂いている。
県としては、当該地域の交通渋滞解消に向けた抜本的対策として優先して取り組みを進めている合志インターチェンジアクセス道路及び県道大津植木線（原水工区）について、令和10年度内の供用目標を示すとともに、県と市町が一体となり周辺の道路整備を概ね10年以内を目途に集中的に進める必要があると考えており、安定的な財源の確保が極めて重要である。



セミコンテクノパーク周辺の渋滞状況（国道57号）



セミコンテクノパーク周辺の渋滞状況（菊陽町道）



阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備及びJR豊肥本線輸送力強化 に向けた支援

提案・要望事項

【内閣官房、内閣府、財務省、国土交通省】

阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備及びJR豊肥本線輸送力強化に対する最大限の財政支援

【提案・要望の内容】

半導体関連産業の集積拠点における公共交通網の充実、強化により企業活動の円滑化を図るため、「阿蘇くまもと空港アクセス鉄道の整備」及び「JR豊肥本線の輸送力強化」を進めていくこととしており、こうした取組みは道路整備と同様に、半導体関連産業集積拠点地域での渋滞を緩和し、交通の円滑化に資するものであり、半導体関連産業の復活を目指す国家プロジェクトの成功に必要不可欠である。

現在、鉄道事業許可申請に向けて概略設計調査を進めている阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備及びJR豊肥本線の輸送力強化については、半導体関連産業集積地における円滑な企業活動に欠かせないインフラ整備であり、その整備には多額の費用を要することから、「地域産業構造転換インフラ整備推進交付金」の対象とするなど、最大限の財政支援をお願いするとともに、鉄道事業許可に向けた技術的助言をお願いしたい。

【現状・課題】

- ・JASMが立地するセミコンテクノパーク周辺では、従前より通勤時間帯を中心に激しい交通渋滞が発生している状況。渋滞解消に向けて、JR豊肥本線の最寄り駅からは通勤バスが運行されており、半導体関連企業従業員の重要な通勤手段の一つとなっている。
- ・しかしながら、JR豊肥本線は朝夕の通勤、通学時間帯での混雑が常態化しており、さらに、JASM第二工場やソニー合志工場の新規着工など、企業の集積や住宅等の開発が異次元の規模・スピードで進んでおり、今後更なる状況の悪化が懸念されることから、企業からも強く対策を求められている渋滞解消や混雑緩和に向け、輸送力の強化は早急な対応が必要である。
- ・また、長年の懸案であった熊本市中心部から空港間の脆弱なアクセス改善に加え、半導体関連産業集積地における半導体関連企業従業員の職住近接、公共交通利用を促進し、企業活動の円滑化を図るとともに、新生シリコンアイランド九州の中心地としての拠点性を高めるためには、空港アクセス鉄道の整備が必須である。
- ・今後さらに加速するJR豊肥本線沿線での人流の増加に加え、急激に増加している空港利用者を効率的に輸送するためには、JR豊肥本線の輸送力強化と空港アクセス鉄道の整備を進める必要がある。

阿蘇くまもと空港の機能強化

提案・要望事項 【法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

- 1 空港機能強化の一環としてのC I Q体制の充実・強化
- 2 航空機地上支援業務（グランドハンドリング）に係る体制整備の支援等
- 3 航空需要に即した航空燃料の安定供給体制の確保

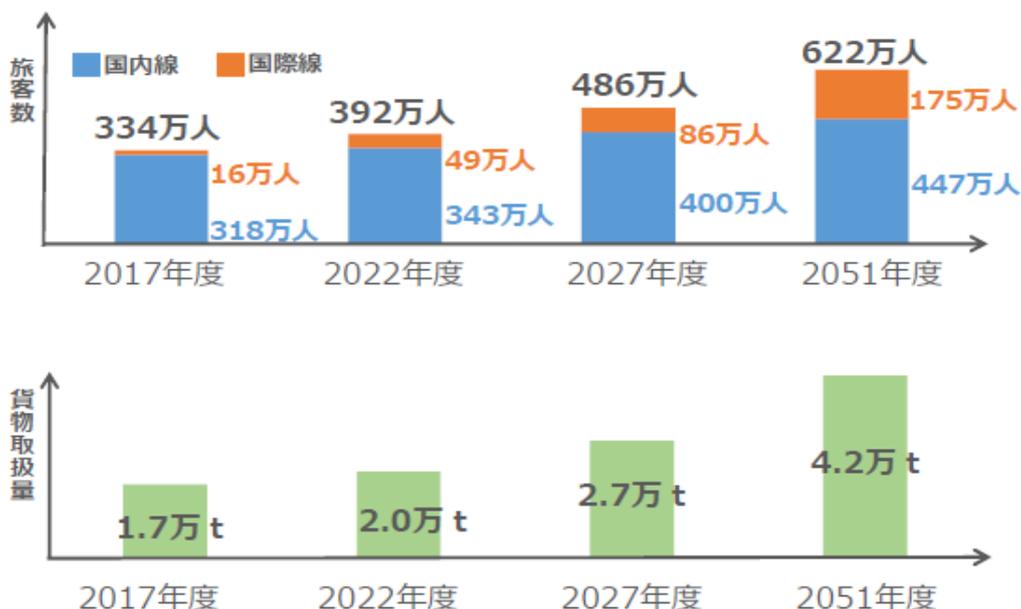
【要望内容】

- 1 阿蘇くまもと空港では、空港運営会社によるエアライン誘致の加速化やT SMC進出による波及効果等により、人流・物流が見込まれ、円滑な出入国手続きや国際航空貨物の取扱いのために、C I Q（税関、出入国管理、検疫）体制について、充実・強化をお願いしたい。
- 2 現在、阿蘇くまもと空港を含む地方空港において、航空機の離発着に不可欠な航空機地上支援業務（グランドハンドリング）の人材不足が顕著となっており、引き続き、国による積極的な支援等の実施を早急をお願いしたい。
- 3 航空会社に復便や新規就航の意向があるにも関わらず、航空燃料の供給不足が原因で対応できないケースもあるため、引き続き、航空需要に即した航空燃料の安定供給に必要な措置をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 現在、阿蘇くまもと空港の国際線は、令和5年1月の韓国路線の復便を皮切りに、令和5年9月からの台湾（台北）路線の新規就航、令和5年11月からの香港線の復便、新規就航など国際路線ネットワークが順調に拡大し、令和6年冬ダイヤ時点では5路線・週43便と過去最大の就航便数となっている。空港運営会社は、将来目標（2051年度国際線17路線、利用者数175万人）を達成するため、エアライン誘致を更に加速化させることとしており、また、T SMCの熊本進出により、国内外の人流・物流の増加が見込まれ、C I Q体制の充実・強化が必要である。

旅客数・貨物取扱量の目標値



国際線の想定就航路線数



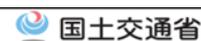
※熊本国際空港株マスタープランより抜粋

2 航空機地上支援業務（グラウンドハンドリング）は航空機の離発着に不可欠であるが、コロナ禍での離職者の急増、厳しい労働環境等による採用競争力の低下等により、人材不足が顕著となっており、特に地方空港において国際線の復便や新規路線就航のボトルネックとなっている。

現在、国土交通省の「持続的な発展に向けた空港業務のあり方検討会」により、体制整備のあり方等について検討が行われているが、早期の国際線充実のためにも、関係機関が連携した実効性のある支援が必要である。

時間軸を意識して具体的に取り組む事項

（空港業務の持続的な発展に向けたビジョン 中間とりまとめ概要 令和5年6月9日公表）



短期（令和5年秋頃まで）

- 需要回復の進捗状況に応じた戦略的な人材配置や育成を進め、できる限りの国際航空需要を取り込んでいく
※この際、現場職員（特に中堅職員）に無理をさせてしまうと、受入体制の更なる毀損に繋がりがねないことに重々留意

中期（令和5年度末まで）

- 令和5年度中にコロナ禍前に近い水準の体制を整備できるよう、個社や新たに設立される業界団体が中心となり、人材確保・育成、業務効率化を着実に進めていく
- また、地方空港の早期回復の命運を握っている地元グラハン会社・検査会社の体制整備に向け、地方自治体をはじめとする関係者一丸となった取組を進めていく

長期（令和6年度以降）

- コロナ禍前を更に上回る需要にも無理なく対応できる持続可能な体制整備に向けた見直しを推進する（需要変動リスクの適切な分担 等）

【取り組むべき事項の例（短期・中期の取組に加えて）】

- | | | |
|---------|--|-------------------------------|
| <個社> | ○短時間労働やマルチタスク化を含む多様な働き方の実現 | ○業務内容や技術に応じた賃金の設定 |
| | ○人件費圧縮競争を防止する観点からの多重委託構造や雇用慣行・契約慣行の見直し | |
| <業界> | ○労使間の対話の推進 | ○就航メリットを享受する主体間のリスク分担の実現 |
| | ○特定技能制度の継続的なフォローアップ及び活用に向けた取組の推進 | ○系列を超えた生産性の向上 |
| | ○業界ルール整備を前提とした、専門学校との連携強化や共同訓練の推進 | ○空港業務に関する基礎的データの収集・整理 |
| <空港会社等> | ○スマートレーン等の先進機器の導入 | ○サプライチェーン等を意識した効率的な設備配置に向けた調整 |
| <地方自治体> | ○持続可能な観点からの戦略的な路線誘致（交通部局と観光部局との緊密な連携） | |
| | ○地方経済を支える空港業務の担い手が真に求めている支援措置の充実 | |
| <国> | ○先進技術等の開発・実証、更なる活用の推進 | |
| | ○処遇改善・業務効率化等に必要な保安関係料金の適正水準のあり方の検討 | ○必要に応じた制度的見直し |

3 地方空港においてはコロナからの国際航空路線の復便・新規就航（以下「復便等」）が行われているところであるが、航空燃料の供給量が不足しており、石油元売会社から航空会社への航空燃料の供給が困難なケースもある。

燃料不足が原因でこれに対応できないことは、経済成長のけん引役として期待されるインバウンド需要の回復を妨げ、空港利用者の利便性を阻害することになるため、国においては、航空需要に即した航空燃料の安定的な供給ができるよう、引き続き、必要な措置を講じていただきたい。

半導体関連産業の集積促進に伴う排水対策への支援

【内閣官房、内閣府、総務省、財務省、国土交通省、環境省】

提案・要望事項

半導体関連産業の集積促進に伴う排水対策への財政的・技術的支援

【要望の内容】

半導体の国内安定供給の基盤を強化するため、集積に伴い増加する工場からの排水を適正かつ確実に処理する特定公共下水道事業について、令和5年度新たに創設いただいた「地域産業構造転換インフラ整備推進交付金」による重点配分など、所要の財政措置を講じていただくとともに、技術的支援をお願いしたい。

【現状・課題】

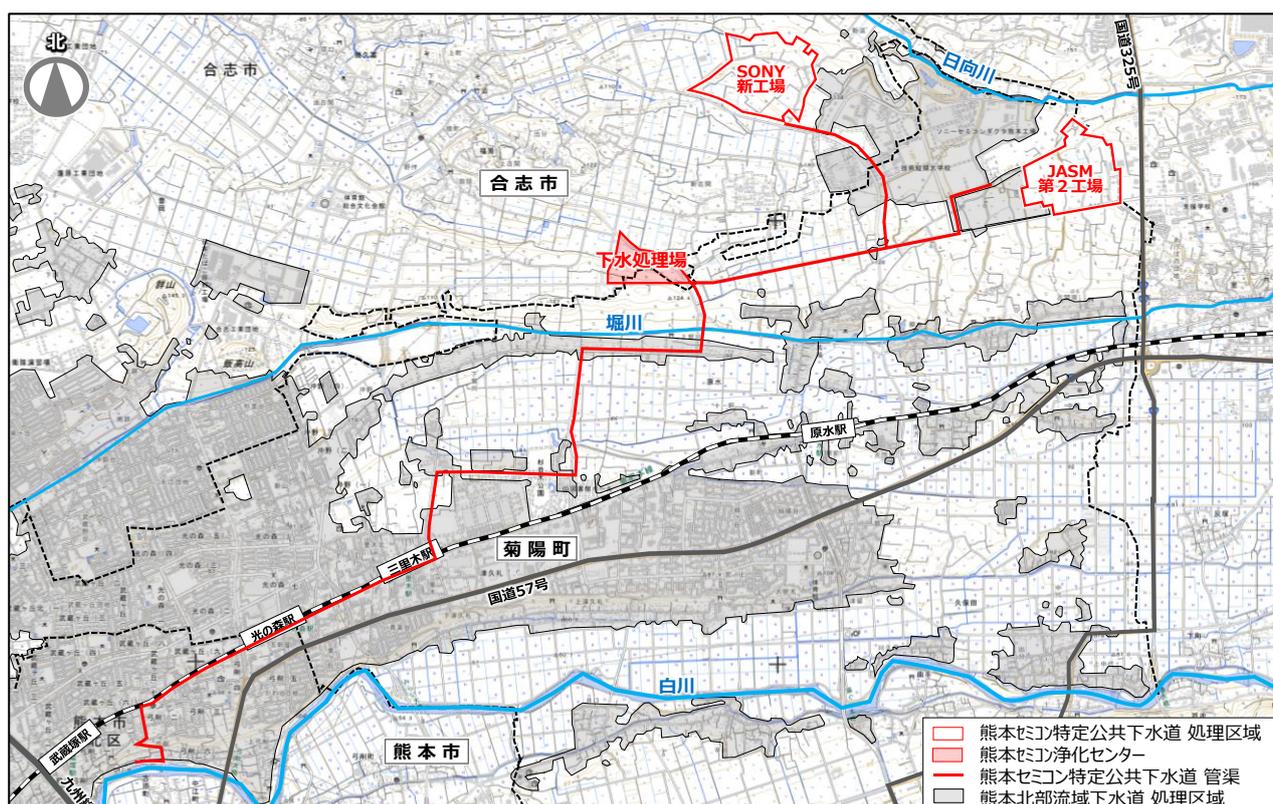
世界的半導体企業であるTSMCが進出するセミコンテクノパーク周辺地域では、JASMの第1工場が令和6年12月から操業を開始し、さらに第2工場についても造成工事が進むなど、今後、更なる半導体関連産業の集積に伴い工場排水の増加が見込まれている。

一方、既存処理場の能力不足が懸念されていることから、工場排水に対応する新たな処理場の整備が必要になる。

そのため、令和5年度から工場排水を処理するための下水道事業である特定公共下水道事業について、当該箇所への新規採択を認めていただいたところ。

事業実施に際して、企業の操業までの限られた期間で大規模な下水道施設の整備が必要となる。このような状況を勘案し、国において、令和5年度必要なインフラ投資を追加的に複数年かけて安定的に対応できる機動的な仕組みとして、通常予算とは別枠となる「地域産業構造転換インフラ整備推進交付金」を創設いただいております、引き続き、最大限の財政支援が不可欠である。

また、本県初の特定公共下水道による処理場整備となるため、効率的な運転管理、官民連携による事業手法等について、技術的な支援が必要。



外国人材の受入環境整備

提案・要望事項

【法務省、文部科学省】

- 1 増加する在留外国人に対し、県や市町村が実施する一元的相談窓口運営や日本語教育等に対する継続的で十分な財政支援
- 2 多文化共生社会実現に向けた市町村の受入環境整備への支援
- 3 外国人材の就労に係る在留資格認定証明書交付申請の審査体制の充実・強化

【要望内容】

- 1 TSMCの熊本進出に伴い、台湾をはじめとする海外からの外国人の来熊が増加し、今後も更なる増加が見込まれていることから、県や市町村が実施する一元的相談窓口の運営や日本語教育等の取組強化が必要であり、国による継続的で十分な財政支援をお願いしたい。特に、受入環境整備交付金については、令和7年度に大幅な減額が示されたところであるが、多文化共生を推進する大事な時期であること、地域においては多文化共生を推進する人材の育成・確保が必要であることを踏まえて、拡充されるようお願いしたい。
- 2 在留外国人の増加により、県内の各市町村において、外国人が安心して働き生活していくための受入環境整備や、外国人との多文化共生への取組みを積極的に推進することが求められており、国による支援をお願いしたい。
- 3 半導体関連産業や在住台湾人向けサービス等に従事するために入国する台湾をはじめとする外国人材の在留資格認定証明書交付申請の審査について、円滑かつ迅速になされるよう体制の充実・強化をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 これまでにTSMC社員及びその家族約750名が熊本へ転入された。関係者からの生活全般に関する相談や問合せに対応するため、令和5年8月から、本県の外国人サポートセンターに「台湾相談ホットライン」を設置。同センターの運営には国の外国人受入環境整備交付金を活用しており、継続的な財政支援が必要である。

○外国人受入環境整備交付金（国庫1/2、県1/2）の大幅な減額について（単位：千円）

	事業費A	内示額B	B/A	備考
令和7年度	15,446	5,097	約33%	国資料によると、本来2,487千円(16%)の見込みだが、R7は経過措置として、5,097千円が示されている。
令和6年度	16,893	8,446	約50%	—

- 2 県内における在留外国人の数は27,407人（R6.6月末時点）と過去最高を記録し、今後も増加を続ける見込み。県では、地域住民と在留外国人がともに安心して生活できる多文化共生のまちづくりを進めるため、市町村による「外国人受入連絡協議会」の設置支援を実施している。今後、県及び市町村におけるこうした取組に係る負担が増大する見込み。

【法務省入国管理局 在留外国人統計】（単位：人）

	H30.12	R1.12	R2.12	R3.12	R4.12	R5.12	R6.6
全国	2,731,093	2,933,137	2,887,116	2,760,635	3,075,213	3,410,992	3,588,956
熊本県	15,576	17,942	17,751	16,686	20,660	25,589	27,407
(外国人割合)	0.89%	1.03%	1.02%	0.97%	1.19%	1.50%	1.61%
ベトナム	4,877	6,178	6,396	5,804	6,251	6,714	6,779
フィリピン	2,286	2,661	2,536	2,523	3,044	3,754	3,952
中国	3,842	3,856	3,645	3,238	3,201	3,363	3,394
インドネシア	498	690	690	652	1,577	2,675	3,062
台湾	294	295	221	183	349	1,549	1,753
カンボジア	355	498	575	542	1,112	1,380	1,463
ネパール	349	424	507	581	1,069	1,351	1,602
ミャンマー	202	301	322	358	720	1,119	1,591
韓国・朝鮮	1,078	1,096	999	892	949	1,069	1,091
タイ	298	347	326	304	377	434	450
米国	356	367	352	363	394	429	438
イギリス	110	117	99	103	108	111	117

3 熊本労働局によると令和6年10月末時点の県内外国人労働者数が調査開始以来過去最高を記録するなど、外国人労働者は増加している。在留資格認定証明書交付申請の審査について、就労を目的とした在留資格の場合、雇用先企業の経営状況や事業計画の確認のため、相応の日数を要するが、近年、その日数が長期化傾向にある。本県においてはTSMCをはじめとする半導体関連企業等の進出により外国人材が今後も増加する見込みであるため、本年1月から国家戦略特区（「産業拠点形成連携“絆”特区」）を活用し、半導体・IT関連産業の外国人材が入国する際の在留資格審査期間を短縮する事業を開始した。今後もTSMC第2工場の立地等による半導体産業の更なる集積が進むほか、関連産業や在住台湾人向けサービス等の他の産業に従事するために入国する台湾人をはじめとする外国人材の増加も見込まれるため、在留資格認定証明書交付申請の円滑かつ迅速な審査が必要である。

【就労を目的とする主な在留資格の在留資格認定証明書交付申請に係る処理期間（日数）】 出典：出入国在留管理庁

在留資格	令和4年度		令和5年度				令和6年度	
	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期
技術・人文知識・国際業務	43.6	40.2	50.2	53	59.8	58.2	71.1	62.1
特定技能1号	70.2	78	70.7	61.7	62.1	64.2	72.8	66.9
企業内転勤	35.3	32.9	41	34.8	40.2	39.9	42.6	47.9

教育環境の整備と人材確保

提案・要望事項

【文部科学省、経済産業省】

- 1 外国人児童生徒の教育環境整備に対する財政支援
- 2 児童生徒急増市町における公立学校施設の教育環境整備に対する支援
- 3 県立高校における産業人材の育成に対する財政支援
- 4 私立学校の外部スタッフの配置に対する財政支援
- 5 熊本大学附属小・中学校の教育環境整備に対する支援

【要望内容】

- 1 (1) 公立学校においては、外国人児童生徒に対応するための教職員の配置増に必要な措置（加配等）、支援員等の配置等の教育環境整備に対する補助制度創設等の財政支援をお願いしたい。

(2) 私立学校や各種学校（インターナショナルスクール）においては、外国人児童生徒に対応するための教職員や支援員配置等の教育環境整備に対する補助制度の創設等をお願いしたい。
- 2 児童生徒が急増している市町における公立学校施設の新增築に係る負担軽減のため、実状に見合う補助単価の引上げなどにより国庫負担割合を大きく引上げるなど、特別な財政支援をお願いしたい。
- 3 県立学校における半導体産業等の産業人材育成の取組及び地域産業の持続的な振興のための若年者の地域定着の取組に対し、財政支援をお願いしたい。
- 4 私立学校における半導体関連産業の人材育成のための業務支援員などの外部スタッフの配置に対し、財政支援をお願いしたい。
- 5 国際教育環境の充実に向け、教員や支援員の人材確保・養成の取組に係る支援をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 TSMCからの出向者が家族とともに数多く来熊し、外国人児童生徒が急増しており、これらの児童生徒に適切な支援が必要である。
(1) 公立学校においては、教職員の適正配置、市町村教育委員会や県教育委員会による支援員及び通訳の確保、日本語指導者の養成や、市町村直接申請を可能とするよう支援員配置に係る補助制度を見直すなどの教育環境整備に対する財政支援が必要である。
(2) 私立学校や各種学校（インターナショナルスクール）においては、英語等外国語による授業等を行う指導体制の構築が求められ、人員配置費用や研修等教育環境整備に対する補助制度の創設などの更なる財政支援が必要である。
- 2 半導体産業支援を背景としたTSMC及び関連企業等の進出に伴い、当該市町においては児童生徒数が急増し、教室不足や校舎の新築に係る土地の確保が難しいなど、特有の課題が生じているが、工事の実施単価と国の補助単価には依然として2倍以上の乖離があり、市町の負担が

過大なものとなっているため、補助単価を大きく引上げる等の特別措置による財政支援が必要である。

- 3 TSMCの本県進出に伴い、幅広い県内産業からの高卒求人が増加しており、県としては、高校生キャリアサポート事業を実施し、高校生への就職支援、半導体関連産業をはじめとした県内企業への理解促進、県内就職率の向上を図っている。しかしながら、教育支援体制整備事業費補助金（補習等のための指導員等派遣事業）の補助額は総事業費の1/9に満たない状況が続いており、事業の実施に支障をきたしている。JASM操業開始に向けた半導体関連産業をはじめとした広範な産業を支える人材の育成及び確保のため、本補助金の満額交付が必要である。

更に、半導体関連企業をはじめとした広範な産業界で人材不足が問題となっており、産業界の持続的な振興のためには若年者の地元定着は必要である。このような状況において、高校生が主体的に地場企業を自らの進路の選択肢とするためには、地域産業界と高校生が相互に知り合う機会の創出が肝要であり、それらの取組みに資する補助金等の創設が必要である。

- 4 半導体関連産業の人材を育成するため、私立学校において新たに専門的知識を有する非常勤講師などの外部スタッフ配置については、補助制度の創設などの更なる財政支援が必要である。

- 5 熊本大学では、附属小・中学校における外国人児童生徒の受け入れや国際クラスの設置等を見据え、地域課題を解決するためのカリキュラム改革等に取り組む意向である。

このことは、本県はもとより我が国の国際教育環境の充実に大きく貢献するものと認識しているが、教員や支援員の人材確保・養成等が喫緊の課題となっている。

県としても、熊本大学と連携して取り組んでいるところであり、国においては、令和7年度当初予算で教育研究組織の改革に対する支援を新たに予算化されたところだが、引き続き国際クラス設置に対する人的・財政的支援をお願いしたい。

再生可能エネルギー等電力供給の円滑化に向けた支援

提案・要望事項

【経済産業省、環境省】

- 1 RE100 を目指す県内企業に対し、再生可能エネルギー発電施設から最大限の電力供給が可能となる電力システムの強化及び余剰電力の活用推進
- 2 余剰再エネ等を活用した低炭素水素製造
- 3 水素の社会実装に向けた体制の構築

【提案・要望内容】

- 1 RE100 を目指す製造業等に再エネ電力を確実に、かつ、安定的に供給できるよう、再エネ導入の最大の隘路となっている送電システムの容量不足や日中の余剰再エネの要因となる出力制御という課題解決に向けて、地域間連系線の早期増強、地域内の系統強化、自営線敷設の負担軽減等を行うとともに、余剰再エネを活用するために系統用蓄電池の導入推進をお願いしたい。
- 2 TSMCの進出を契機として、半導体製造にも必要で、使用時にCO²を排出しない「水素」の需要の高まりが見込まれる。特に、出力制御が頻発する九州において、余剰となる電力を無駄にしないよう、再エネ由来の余剰電力を用いた低炭素水素が製造できるよう、課題となる託送料金の減免など、必要な支援措置を講じていただきたい。
- 3 産業に必要な水素の輸送、貯蔵に必要な基盤整備、今後物流面で脱炭素に向けて活用が期待されるFCトラックの普及につながる水素ステーションの全国的な設置拡大等、水素の利活用を促進する体制の構築をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 本県においては、製造業、特に半導体・自動車関連を中心に集積が高く、これらの産業は経済安全保障上重要であり、その安定的操業が求められる。また、TSMCがRE100を標榜されるなど、このような製造業においては、サプライチェーン全体でCO₂排出削減を求められるなど、再エネ電力需要が多い。今後、RE100を目指す企業の進出等による更なる需要の高まりも見込まれている。

一方、県内の再生可能エネルギーは、高いポテンシャルを有しているものの、九州内では、再エネの開発により電力の供給が需要を上回る場合には、出力が制御される状況が頻発（R5：年間136回）している。

送電システムの容量不足として、九州と本州等を結ぶ送電容量が小さく、九州の余剰電力を本州等の需要地に供給できないという「地域間」の課題や、山間地域等ではもともと送電線の容量が小さく、また、接続できる系統が遠く、地熱等の再エネ電源からの送電が困難という「地域内」の課題がある。

地方における再エネの活用を加速し、エネルギーの地産地消を実現するとともに、非常時も含めた電力供給の安定化・円滑化を図るためには、速やかに地域間及び地域内の系統を増強するとともに、再エネ開発の大きな負担となる自営線敷設の負担軽減等が必要である。

また、昼間の余剰電力を夜間等に有効活用することが可能となる系統用蓄電池についても導入拡大が図られる必要がある。

2 RE100 宣言企業であるTSMCをはじめ、半導体関連企業の進出による再エネ需要が高まる一方、出力制限時の太陽光発電など、余剰となる再エネの有効活用が課題となっている。

この点、太陽光発電などの余剰電力を利用して水素を製造・貯蔵すれば、必要時に電気に変換し、電力需給を調整することが可能となる。しかし、余剰電力や日中の安価な電力で水素を製造するだけでは水電解装置の稼働率が低く、現状では採算性が低いため、託送料金の減免など余剰電力をより活用できる支援措置が必要である。

3 水素の輸送は非常に効率が悪く、産業で水素を活用する場合、製造・輸送・貯蔵を一定のエリア内で行うことができる基盤整備も必要である。

また、物流面での脱炭素には、FCトラックが有効であるが、現状では、本県には商用水素ステーションが1箇所しかないなど、水素を活用するためのインフラのネットワークは脆弱である。航続距離や交通の利便性等も考慮したFCトラックを支障なく運用できるステーションの配置など、水素の社会実装に向けて、国をあげた体制構築が必要である。

開発が進む地域における営農継続支援

提案・要望事項

【総務省、農林水産省】

- 1 早急な代替農地の整備に向けた支援
- 2 代替農地の確保を行うための安定的かつ実効性のある事業展開への支援
- 3 進出企業や住民等との共生を目指した持続可能な畜産イノベーション地域を実現するための施設の高度化、新技術の実証・導入等の取組みに向けた支援

【要望内容】

- 1 開発が進む県北・菊池地域にあって、今後、代替農地確保に向けた取組みが加速化していくため、基盤整備に必要な予算について別枠での確保をお願いしたい。また、引き続き、事業化に向けた検討段階や実施の各段階において、技術的助言をお願いしたい。
これまで、県市町は耕作放棄地等(2,100筆)を活用したマッチングに取り組んでいるものの、小規模分散していることなどから、4.8haの実績にとどまっている。
一方、農家自らが相対により代替農地を確保し効率的な営農を進めているが、大型の営農機械の利用にあたって、進入路の幅や畔倒しなどの整備が必要な状況である。よって、効率的な営農に向けて農家自らが行う代替農地確保に係る支援をお願いしたい。
- 2 代替農地の早急な確保のため、市町村や農業委員会、農業公社等の体制整備及び活動の十分な予算確保をお願いしたい。また、遊休農地解消緊急対策事業においては、交付上限額見直しの検討をお願いしたい。
- 3 県、関係市町・団体で実施した畜産農家意向調査(全戸)と地域の実情をもとに作成した営農継続構想を具現化するために対象地域を設定して実施する各種事業の予算措置及び要件緩和、地方公共団体負担分の地財措置等の拡充をお願いしたい。
また、家畜排せつ物処理分野では、効率的、低コストな処理、活用に係る技術の開発や助言をいただくとともに、国の研究機関やコンソーシアム等で実施する新技術の開発や実証等について、当地域を積極的に活用いただくようお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 開発が進む菊池地域において、耕作放棄地は小規模で分散しており、代替農地となり得るまとまった農地を確保できる状況にない。
特に、畜産農家が借地して飼料作物を耕作する農地が減少し、自給飼料確保や家畜排せつ物処理が難しい状況となっており、家畜排せつ物の循環利用の観点からも新たな農地の確保が必要になっている。
このため、林地を含め、広範囲に新たな農地を確保していくための検討を進めているが、林地における基盤整備は、立木処理等に多額の費用を要する。
県市町では、耕作放棄地を活用したマッチングに取り組んでいるものの、実情は4.8haにとどまっている一方で、農家自らが確保した代替農地は約51haとなっている。農家自らが農地を確保し効率的な営農をさらに推進するためには、大型機械が通作できるよう、進入路や取り付け道路の幅のほか、畔倒しによる区画拡大などきめ細やかな支援が有効である。
- 2 本県では、代替農地の確保のため、独自に農地マッチングの仕組みを構築しているが、市町村や農業委員会等は、代替農地の確保に向けて、遊休農地調査、出し手と受け手の情報収集やマッチングなどを早急に取り組む必要があるため、必要な人員の確保等に必要な予算措置が不可欠である。また、遊休農地解消や基盤整備が必要な代替農地も多く、営農継続には耕作条件改善が必要である。

3 当該地域では、酪農家を中心とした畜産農家及びコントラクター等の外部支援組織がこれまで飼料の増産・利用に取り組んできたところであるが、半導体関連企業の進出に伴う飼料畑面積の減少により、飼料の生産及び堆肥やスラリー（ふん尿混合排せつ物）の農地への利用に大きな影響を及ぼしている。

そうした中、県、関係市町・団体では、畜産農家意向調査（全戸）により地域の課題や農家の意向を把握するとともに営農継続構想を作成している。この構想を具現化していくためには、既存コントラクターや堆肥センター等の機能強化、堆肥舎の補修や牛舎移転等に取り組む必要があり、厳しい畜産情勢の中で、投資に踏み切るためには各種事業の予算措置及び要件緩和、畜産公共事業を実施する場合の地方財政措置の拡充等による国の後押しが不可欠である。

また、家畜排せつ物の適切な処理、広域流通等による効率的、低コストな利用、バイオマス等のエネルギー利用を円滑に進めるため、限られた県の人員、予算のみでは周辺環境が変化するスピードに追い付かないため、国の研究機関が持つ広く専門的な知見や最新技術を有する企業とのマッチング支援が必要である。

地方創生の推進

提案・要望事項

【内閣官房、内閣府、デジタル庁、総務省、財務省】

- 1 地方創生の実現に向けた地方の取組みを継続的かつ主体的に進めていくための確実な地方財政措置
- 2 新しい地方経済・生活環境創生交付金による強力かつ継続的な財政支援
- 3 デジタルを活用した地域課題の解決に向けた財政支援及び柔軟な制度運用
 - (1) 市町村の情報システムの標準化移行後の運用経費等に係る確実な財政支援
 - (2) 条件不利地域でのブロードバンドのユニバーサルサービス制度の柔軟な運用
 - (3) エリア・データ連携基盤の運用に対する財政支援

【提案・要望の内容】

- 1 地方創生の実現に向け、地方がその実情に応じた取組みを継続的かつ主体的に進めていくため、確実な地方財政措置をお願いしたい。また、地方財政計画上の「地方創生推進費」について、今後も更なる充実・強化を図っていただきたい。
- 2 地方創生の実現に向けた取組みを更に推進するため、新しい地方経済・生活環境創生交付金の安定的な確保を図るとともに、今後も地域の特性を活かした幅広い事業に活用できるよう柔軟な対応をお願いしたい。
- 3 (1) 標準準拠システムへの移行に伴うシステム運用経費について、ガバメントクラウド利用料や、接続回線利用料などが新たに発生するほか、パッケージ代や保守費用が従来よりも増額となるなど、市町村の負担が増大することが見込まれる。

そのため、移行に伴う運用経費について市町村に新たな財政負担を生じさせないよう、移行経費とともに、国の責任において確実な財政措置をお願いしたい。
- (2) 現在、制度設計が行われているブロードバンドのユニバーサルサービス制度について、令和6年8月に支援区域の指定が行われたが、一部、地域の実情に即していない区域があるとの声が、市町村や地元の通信事業者から寄せられている。

支援区域の指定に当たっては、市町村や地元通信事業者に対して意見聴取等を行うとともに、その意見が反映されるような仕組みを作るなど、地域の実情に即した区域指定が行われるよう柔軟な対応をお願いしたい。
- (3) 地方創生の実現には、産学行政により創生されたデータを、広く連携、活用するためのインフラとなるエリア・データ連携基盤（以下「基盤」という。）の利用が重要である。

そのため、新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）において、既に実装しているサービスについても、基盤と連携することで付加価値が向上する場合は、接続費用などの必要な経費を支援対象としていただきたい。

また、基盤の維持、運営は地方自治体の大きな負担となっており、SE等人件費の高騰

で大幅な負担の増加も見込まれていることから、地域におけるデジタル化、DXを支えるため地方自治体が構築する基盤の維持・運営について、財政支援をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 本県及び県内市町村が、地方版総合戦略に掲げた熊本の地方創生の取組みを着実に進めていくためには、地方の安定的な行財政運営に必要な一般財源総額を十分に確保する必要がある。
- 2 平成 28 年熊本地震や令和 2 年 7 月豪雨からの創造的復興を含め、UIJ ターンの加速等による地方への移住定住の促進や関係人口の拡大、避難生活環境の抜本的な改善をはじめとした地域防災力の強化などの取組みを着実に推進するためには、新しい地方経済・生活環境創生交付金の長期的かつ十分な財源の確保及び柔軟な制度運用が重要である。
- 3 (1) 情報システム標準化・共通化移行作業について、県内 9 割以上の市町村が令和 7 年度の期限内に標準化作業が完了する見込みであり、全国的に見ても本県の進捗は順調と言える。
しかしながら、標準化対象事務に関する情報システムの運用経費については、現段階での試算において県内 8 割以上の市町村で増額が見込まれ、市町村財政の圧迫が懸念されているため、移行経費とともに、十分な財政支援が必要である。
- 3 (2) 国が掲げるデジタル田園都市国家構想の実現のためには、光ファイバ等のデジタル基盤の整備が不可欠とされている。
そのような中、国は光ファイバ等をユニバーサルサービスとして位置付け、民設の光ファイバ等の維持管理経費を支援するためのユニバーサルサービス交付金制度の制度設計が進んでおり、令和 6 年 8 月には一般支援区域及び特別支援区域の指定が行われた。
本県においても、一般支援区域が 5 0 1 区域、特別支援区域が 1 4 4 区域指定されているが、特別支援区域に隣接し、状況は当該区域と同一であると見られるエリアが特別支援区域に指定されていない事例があるなどの声が、市町村や地元の通信事業者から寄せられている。
- 3 (3) 国は、デジタル田園都市国家構想基本方針（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）において、同構想を支えるハード・ソフトの一つとして基盤の構築を求めていたところ、本県では、県内 4 5 市町村が利用可能な基盤を構築し、令和 7 年度は 2 1 市町村と共同運用を行っている。
基盤は、複数のデータやサービスをつなぎ合わせることで、付加価値を生み出すことから、新規、既存に関わらずサービスの接続を進めることが重要だが、接続費などが負担となり、接続が進んでいない。
また、現行制度上、基盤構築時には財政支援があるが、その後の維持、運営に対する支援がなく、財政規模の小さな市町村を含めて基盤の利用を進めるためには、運用費についても財政支援が必要である。特に、SE 等人件費やクラウド利用料の高騰により、データ連携基盤の運用保守費用が大幅に増額する見込みとなっている。
地域におけるデジタル化、DXを支えるため、地方自治体が構築する基盤の利用促進につながる支援が必要である。

国土強靱化の推進

提案・要望事項

【内閣官房、内閣府、総務省、財務省、農林水産省、国土交通省】

- 1 国土強靱化の推進に必要な予算総額の確保と地方財政措置の継続・拡充
- 2 国の人員体制の充実・強化
- 3 耐震対策を含めた直轄事業による海岸整備

【提案・要望の内容】

- 1 我が国では、近年、気候変動の影響等により、全国各地で毎年のように大規模な自然災害が発生している。本県においても、県民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化の取組みは一層重要となっているため、国土強靱化地域計画に基づき、「災害に強く安心・安全な熊本づくり」に取り組んでいるが、その取組みは未だ道半ばであり、熊本地震や令和2年7月豪雨からの復旧・復興に加え、国土強靱化の取組みを強力に進めるためには、中長期的な見通しのもと、計画的かつ継続的に取り組む必要がある。

そのため、国土強靱化の取組みに必要な予算・財源については、令和7年6月を目途に策定される国土強靱化実施中期計画に基づき、施策の評価や資材価格の高騰、防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策を上回る水準を確保いただくとともに、当初予算を含め、継続的かつ安定的な予算措置をお願いしたい。

また、今年度末に期限を迎える「緊急自然災害防止対策事業」の再延長をお願いしたい。

- 2 防災・減災、国土強靱化対策を着実に推進するとともに、今後起こりうる大規模災害に備えるため、地方自治体の支援に大きな役割を担う、国土交通省をはじめとする国の人員体制の充実・強化を図っていただきたい。
- 3 本県の農業生産を支える干拓地は、大規模災害時に高潮や津波等のリスクが高い地域にあり、それらを守る農地海岸の海岸保全施設は、耐震対策を要する堤防が多く、多額の予算と高度な技術力を要するため、直轄事業による整備をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 熊本地震や令和2年7月豪雨など、近年、災害が激甚化・頻発化しており、災害復旧への対応に加え、国土強靱化の取組みも迅速かつ着実に推進する必要がある。また、本年1月28日には埼玉県八潮市内において、下水道管の破損に起因すると思われる陥没が起き、周辺住民への日常生活に支障が生じるなど、全国的にも高度経済成長期に整備され老朽化した社会資本の更新は待ったなしの状況であるため、計画的な維持修繕や更新への継続的な支援が必要である。
- 2 国土交通省においては、熊本地震における阿蘇砂防事務所を設置や、令和2年7月豪雨における八代復興事務所の設置など、本県で発生した災害からの復旧・復興に御尽力いただいている今後も全国的に大規模災害の発生が想定されるため、その備えが必要である。
- 3 本県の農地海岸の堤防は、大部分が海拔ゼロメートル地帯の干拓地に造成されており、広大な優良農地の保全に加え、地域住民の安全・安心に大きく寄与している。しかし、耐震対策が必要な堤防の大部分が未対策の状況であり、大規模地震時の高潮や津波発生リスクが高まる状況下において、農地海岸の堤防の耐震対策が急務である。

【国土強靱化取組状況】



熊本天草幹線道路「本渡道路」



国道389号（天草市）落石防護網工



御溝川（人吉市）二次放水路整備



大手川2（葦北郡津奈木町）火山砂防事業

「九州を支える広域防災拠点構想」の推進

提案・要望事項

【内閣官房、内閣府、財務省、文部科学省、国土交通省、防衛省】

- 1 南海トラフ地震等の大規模広域災害に備えた防災訓練への継続的な技術的支援及び財政支援
- 2 大規模広域災害時に阿蘇くまもと空港と一体的な活用を想定している陸上自衛隊高遊原分屯地駐機場の強化
- 3 九州の横軸となる九州中央自動車道や中九州横断道路の早期整備
- 4 内閣府総合防災情報システムと都道府県防災情報システムとの接続に係る財政支援
- 5 大規模広域災害時の避難者の受入れ・支援に必要な被災者支援等システムの整備・九州におけるモデル的運用
- 6 避難所の生活環境改善に必要な災害用物資を確保するための財政支援
- 7 災害時に司令機能を担う防災庁の本県への設置

【提案・要望の内容】

- 1 「九州を支える広域防災拠点構想」を掲げる本県では、南海トラフ地震発生時に甚大な被害が想定される大分県、宮崎県と連携し、県境を越えた広域的な防災訓練を継続して実施しているところ。
大規模広域災害発生時に被災県への実効的な支援を行うことができるよう、本県の広域防災拠点としての機能を高めるためには、実践的かつ効果的な訓練を今後も繰り返し実施していくことが必要。そのため、訓練に係る国からの継続的な技術的支援及び財政支援をお願いしたい。
- 2 阿蘇くまもと空港は、国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」において、大規模な広域防災拠点として位置付けられていることに加え、令和6年8月には熊本港及び八代港とともに「特定利用空港・港湾」にも選定された。大規模広域災害発生時には、隣接する高遊原分屯地と連携し、救援物資の輸送等を実施することが想定される。
阿蘇くまもと空港において、効果的な広域支援を実施するため、大規模な物資の搬送等に備えて、高遊原分屯地に大型輸送機が駐機可能となるよう駐機場の強化をお願いしたい。
- 3 大規模災害時に近隣県と相互に支援・受援が速やかに行えるよう、九州の横軸となる九州中央自動車道や中九州横断道路の整備推進をお願いしたい。(P116, 117 参照)
- 4 内閣府が令和6年度から運用を開始した「総合防災情報システム」について、実際の災害対応で効果的な運用が可能となり、都道府県が独自に整備する防災情報システムとの接続が円滑に進むよう、財政支援をお願いしたい。
- 5 大規模広域災害時における県域を越えた大量の避難者の受入れには、被災地からの避難者情報を迅速かつ円滑に共有するとともに、広域避難後の支援状況について被災地及び支援地の自治体間で情報を共有する必要がある。このため、国・都道府県・市町村で共通して使用できる、避難所運営・被災者支援等システムを整備し、九州でのモデル的運用を国において進めていただきたい。

6 避難所の生活環境の改善に資する災害用物資を充実させるため、国において、最低備蓄量の目安となる考え方を示していただくとともに、新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）の継続及び補助対象の拡大をお願いしたい。

7 豪雨等の自然災害が激甚化し、南海トラフ地震等巨大地震への備えが急務となる中、国と災害対応の最前線に立つ地方自治体とのこれまで以上の連携強化が必要となる。

南海トラフ地震が発生した場合、相対的に被害規模が少ないとされる九州地域、その中央に位置する本県は、広域応援体制強化のため、平時から訓練等を含む様々な準備を進めている。本県における広域防災拠点としての取組や地理的優位性等を考慮いただき、本県に防災庁を設置いただきたい。

【現状・課題】

1 国の地震調査委員会において南海トラフ地震が今後30年以内に発生する確率が80%程度と公表されているなど、大規模広域災害への対応力の確保が急務。

また、令和7年2月28日、九州地域における国の分散備蓄物資拠点（県消防学校の備蓄倉庫）に選定され、国と連携を図りながら物資供給拠点としての役割を担う等、本県の九州における広域防災拠点機能の重要性は高まっているところ。本県においては、令和5年10月に初めて南海トラフ地震を想定した広域的な訓練を実施し、内閣府防災から訓練計画への助言等の技術的支援をいただいた。今後も、繰り返し訓練を実施し練度を高めていくためには、国の技術的支援及び財政支援が必要。

2 本県は「九州を支える広域防災拠点構想」を策定し、先駆的に阿蘇くまもと空港の近接地に総合防災航空センターや防災駐機場等を整備した。また、令和5年5月には、九州における広域災害対応を見据えた新たな県防災センターの運用を開始した。

阿蘇くまもと空港については、令和5年3月に耐震性を有する新しいターミナルビルが完成するなど機能強化が図られている。

陸上自衛隊高遊原分屯地においては、大型輸送機の駐機が可能となるよう駐機場の舗装強化の検討が行われているが、省内調整等に時間を要している状況で、予算化に至っていない。

南海トラフ地震発生等に備え、拠点機能の強化を早急に推進する必要がある、国として取組みを加速していただく必要がある。

3 本県が、九州の広域防災拠点としての役割を担うための機能強化を図るうえで、大規模災害時に隣接する大分県や宮崎県と相互に物資や人員を迅速かつ円滑に輸送するために、九州の横軸となる九州中央自動車道及び中九州横断道路の整備が急務である。（116, 117 参照）

4 本県が、九州の広域防災拠点としての役割を担うためには、被災自治体の被害や道路状況の情報が不可欠であるが、現在の被害等の情報収集の主な手段は人手を介した被災自治体への聴き取りや、消防庁からのFAX等による集計結果であり、人的な負担も大きく、情報の即時性や確実性に課題がある。

内閣府では、国と自治体等の災害対応を一層強化するため、関係省庁のみならず地方自治体や指定公共機関からの災害情報やライフライン被災状況など、様々な情報を自動取得する機能を有した「総合防災情報システム」の運用を令和6年4月から新たに開始しており、このシステムでは、集約された情報を都道府県に配信する機能も備えている。

この内閣府システムと都道府県独自の防災情報システムを接続させることで広域的な被害状況を迅速に把握可能となるが、内閣府はシステム同士の接続を推奨しているものの、接続のために多額のシステム改修費が必要になることから、国としてより一層取組みを加速していた

だくためにも、都道府県システムとの接続のための財政支援が必要。

なお、内閣府システムで取り扱う災害情報については、国で整理しているものの、システム間で送受信可能な全ての項目の確定に至っておらず、都道府県システム接続を段階的に行っていく必要があり、また取り扱う情報が25項目93情報と多く、情報項目ごとにシステム改修費用が必要となるなど、自治体側の大きな財政負担となる。

- 5 本県では、広域防災拠点として九州各県からの避難者の受入れ・支援体制の整備に取り組んでいるが、県域を越えた大量の避難者を迅速かつ円滑に受け入れるためには、本県と被災自治体との情報共有は不可欠である。しかしながら、現状では、被災者情報の管理等システムが整備されていない自治体や個別に整備されている自治体など、整備状況がバラバラであり、受入時に混乱が生じることが懸念される。

現在、被災者情報の管理等ツールとして、内閣府の「クラウド型被災者支援システム」が市町村向けに運用されており、共通化できるシステムの土台は整備されているが、運用の財政負担が必要なことから整備状況にムラがあることや、同システムは都道府県での取扱いが想定されていないなどの課題がある。また、行政区域を超えた広域避難・連携への対応は全国的な課題であるが、システムの整備は都道府県、市町村だけでは対応が難しい状況。

そこで、大規模広域災害時の避難者の受入れ・支援を迅速かつ円滑に行うため、国が運用している「物資調達・輸送調整等支援システム」と同様に、国、都道府県、市町村で共通して使用できるような避難所運営・被災者支援等システムの整備が必要である。

また、全国の防災対応力の向上のためには、このようなシステムの全国一斉導入が望ましいが、導入後の運用上の課題も想定されることから、平成28年熊本地震と令和2年7月豪雨の経験がある熊本を中心に、広域、とりわけ九州一体での利活用を進めるためのルールづくりなど、九州におけるモデル的運用が必要である。

- 6 令和7年1月、全国自治体の「災害用物資・機材等の備蓄状況に関する調査結果」が公表された。本県は、「九州を支える広域防災拠点構想」を掲げているが、県内の備蓄状況を見ると、快適なトイレや温かい食事の提供、ベッド、プライバシーの確保などは十分ではなく、県内の一部の市町村については、基本8品目（携帯トイレ、毛布等）の備蓄についても、十分とは言えない状況となっている。なお、災害用物資については、品目毎の最低備蓄量の目安がなく、自治体毎の判断にバラツキがあり、このような状況は、本県だけでなく、全国的にも同様であると考えられる。

また、新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）は、段ボールベッドの仕様が指定されているほか、消耗品が交付対象から除外されているなど、対象となる資機材が限定されている。

そこで、避難所の生活環境の改善に資する災害用物資の充実を推進するために、国において、最低備蓄量の目安となる考え方を示していただくとともに、新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）の継続と、交付対象の拡大が必要である。

- 7 本県は、「九州を支える広域防災拠点構想」に基づき、南海トラフ地震など大規模広域災害の発生に備え、九州における広域防災拠点としての役割を果たすため、防災センターの整備や県外広域応援訓練による機能強化を図っている。

こうした取り組みや姿勢が評価され、九州地域における政府現地対策本部の本県への設置や、国の備蓄物資の拠点として本県施設が選ばれることにつながっており、本県が持つ地理的優位性等への期待が高まっていると認識している。

公立社会教育施設の災害復旧等に係る国庫補助制度の創設等

提案・要望事項

【内閣府、文部科学省】

- 1 公立社会教育施設の災害復旧等に対する新たな国庫補助制度の創設
- 2 特定地方公共団体指定の基準となる自治体負担額合算額の対象事業への公立社会教育施設災害復旧事業の追加

【提案・要望の内容】

- 1 特定地方公共団体の基準に該当しない公立社会教育施設に対する新たな国庫補助制度創設をお願いしたい。
- 2 特定地方公共団体指定の基準となる激甚災害法第3条第1項に規定される自治体負担額合算額の対象事業への公立社会教育施設災害復旧事業の追加をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 平成28年熊本地震では公立社会教育施設に甚大な被害が生じたが、現行制度では激甚災害法に基づく特定地方公共団体の基準に該当しない場合は、今後同様の被害が生じていても災害復旧補助制度の適用がなく、自治体負担が大きくなっているため、財源の確保に時間を要し、速やかな復旧が困難な状況である。
- 2 公立社会教育施設は、平成28年熊本地震でも各自治体の指定避難所として活用されるなど地域で重要な役割を果たしている。地域における防災拠点としての公立社会教育施設の重要性を考えると、今後の激甚災害においては特定地方公共団体の基準に該当しない地方公共団体でも、被災した施設の確実な復旧のための支援が必要であるとともに、基準の算定上も公立社会教育施設を公共土木施設等と同様に取り扱うべきであるとする。

項目	現行制度	要望内容
① 特定地方公共団体の基準に該当しない公立社会教育施設に対する国庫補助制度の創設	国庫補助制度なし	新たな国庫補助制度の創設
② 特定地方公共団体指定の基準となる激甚災害法第3条第1項に規定される自治体負担額合算額の対象事業への公立社会教育施設災害復旧事業の追加	対象外	対象事業への追加

女性の社会参画の加速化

提案・要望事項

【内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省】

- 1 地域の取組を幅広く、継続的に支援する制度の充実
- 2 新たな基金の創設等の国の積極的な取組

【提案・要望の内容】

- 1 女性の社会参画が加速化し、女性が輝いていくためには、男女を問わず力を発揮できる社会づくりが必要である。これまで以上に各地域の実情に応じた様々な取組みを幅広く、継続的に支援する制度の充実をお願いしたい。
- 2 女性が活躍する社会づくりによって、新たな発想によるイノベーションを促し、様々な分野で経済を活性化する力につながることを期待される。新たな基金の創設等、女性の社会参画加速化を継続的・安定的に進めるための積極的な取組をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 国においては、令和6年6月に決定した『女性版骨太の方針2024』により、「企業における女性の採用・育成・登用の強化」、「女性起業家の支援」、「地域における女性活躍・男女共同参画の推進」等の施策が強化され、また、男女共同参画センターの機能強化を図るための法律案の作成等、女性活躍の加速化に向けた動きが示されている。
本県でも、令和3年（2021年）に「第5次熊本県男女共同参画計画」を策定し、「あらゆる分野における女性の参画拡大」等を目指し、各種施策を進めているが、固定的な性別役割分担意識や女性管理職への登用等の課題があるため、意識改革、就業環境整備の推進、人材育成等に継続して取り組むほか、新たに多様な働き方の選択肢として、起業の支援に取り組むこととしている。
- 2 本県では、上記計画の目標達成に向け、国の地域女性活躍推進交付金を活用し各種取組を推進しているが、①事業の一部不採択、②事務手続きが煩雑等の理由で、継続利用が困難なものとなっている。このため、同交付金の総額を拡充するとともに、地域の実情に合わせて活用しやすくするほか、女性が活躍する社会づくりを継続的・安定的に進めるための新たな基金の創設等、国において積極的に取り組んでいただきたい。

【交付金を活用した取組】



「ヒゴロッカサミット 2024」

※ 男女共同参画社会の実現に向けて、フォーラム、アワード、若年層向け交流会を実施。

あさりの産地偽装対策に対する支援

提案・要望事項

【内閣府、農林水産省】

- 1 国によるトレーサビリティ制度の構築
- 2 書類保存の義務化
- 3 育成（養殖）あさりの表示義務化
- 4 資源回復に向けた生産技術の早期普及と取組支援

【提案・要望の内容】

- 1 国において、産地偽装を防ぐため、あさりを始めとした輸入品と競合する農林水産物等におけるトレーサビリティ制度の構築をお願いしたい。また、国においてトレーサビリティ制度が構築されるまでは、本県独自のトレーサビリティシステム（監視業務、システムの運用、DNA分析経費等）への予算措置をお願いしたい。
- 2 あさりの原産地表示に関する書類の保存義務化について、食品表示法などにおいて法的に位置付けるとともに、保存期限についても、一定期間（3年間程度）を設定していただきたい。
- 3 外国産あさりを国内で育成（養殖）し、「長いところルール」を適用して育成地を原産地として表示するあさりについては、消費者が純粋な国産あさりと明確に区別できるような表示を義務化していただきたい。
- 4 産地偽装が行われる背景には、天然あさりの減少があり、今後、産地偽装を根絶するためには、天然あさりの資源回復が必要である。このため、あさり資源の回復に効果があると認められたものについては、速やかに現場普及を行うとともに、現場での展開に当たっては、必要となる予算措置を行うなど、積極的な支援をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 農林水産物に対する消費者からの信頼を得ていくためには、国内産、外国産問わず産地を正しく表示する仕組みを構築することが不可欠である。熊本県産あさりについては、本県独自の流通・販売体制の仕組みづくりを行い、その信頼性向上に努めているところであるが、本県だけの取組には限界がある。そのため、国においては、あさりを始めとした輸入品と競合する農林水産物及びその加工品のトレーサビリティ制度の構築をお願いしたい。また、国において、トレーサビリティ制度が構築されるまでは、本県独自のシステムにより、県産あさりの産地偽装を抑止していく必要があることから、その運用に係る予算措置が必要である。
- 2、3 あさりの産地偽装対策に関する本県の緊急要望を契機に、令和4年3月に国は、蓄養を「長いところルール」から除外する見直しを行った。しかしながら、引き続き長いところルールが適用される場合があり、産地偽装を根絶するためには、育成（養殖）や蓄養、さらにはいわゆる下関ルートなどを悪用した産地偽装が起らないよう取り組む必要がある。
- 4 あさりの資源回復に向けては、国や有明海沿海の3県と連携して有明海の産卵用母貝団地の形成に取り組み、その効果として、浮遊幼生の発生数は増加傾向にある。しかしながら、稚貝から成貝になる前に漁場から消失することから、生産につながっていない。

このような中、水産庁において、高密度着生稚貝を低コストに移植する技術や、漁業者の利便性を考慮した技術開発が進められており、得られた成果については、早期に現場普及を行うとともに、展開に当たって必要となる予算措置を行うなど積極的な支援が必要である。

地方消費者行政の充実・強化のための安定的かつ恒久的な財源措置

提案・要望事項

【内閣府、財務省】

地方消費者行政の充実・強化のための恒久的な財源措置等と制度創設までの間の現行交付金に相当する財政支援の継続

【提案・要望の内容】

地方消費者行政を安定的に推進させるための恒久的な財源措置（消費生活相談員人件費に活用できる新たな制度の創設を含む）をお願いしたい。

消費者教育・啓発、高齢者等の消費者被害防止のための見守りネットワーク活動、適格消費者団体等に対する活動支援、高度・専門的な消費者問題対応等の先駆的取組等、地方公共団体が地方消費者行政強化交付金（推進事業分）を活用して行ってきた取組が後退・衰退することがないよう、新たな財政措置をお願いしたい。

恒久的な財源措置又は新たな財政措置制度創設までの間は、地方消費者行政強化交付金（推進事業分）に相当する財政支援の継続をお願いしたい。

【現状・課題】

消費生活相談件数は全国で年間約 90 万件に上るものの、消費生活センター等に相談している人は消費者被害に遭った人の 1 割にも満たない。そのような中、本県及び市町村の消費生活相談業務により救済された金額は令和 6 年の 1 年間で約 4 億 5 千万円になる。消費生活相談体制が充実・強化すれば、より多くの被害救済も可能になると考える。

しかしながら、地方消費者行政は、現在、充実・強化どころではなく、衰退、場合によっては消滅の危機にある。

そもそも、地方支分局を持たない消費者庁が全国的に消費者施策を展開させるためには、地方公共団体が消費生活相談業務等を行うことが必要であり、その実施のために、国は地方消費者行政に対する消費生活相談員に直接活用できる新たな制度を含む恒久的な財源措置を行うべきであるが、現状、当該制度がない。

また、地方公共団体が消費生活相談員の人件費に活用している、地方消費者行政強化交付金（推進事業分）については、国の制度により活用期限があり、令和 7 年度末には、約 5 0 0 の地方公共団体が推進事業分の活用期限を迎える。本県においても、令和 7 年度末に 7 自治体が消費生活相談員人件費の活用期限を迎え、特に規模の小さい地方公共団体が活用期限を迎えるのは大きな課題である。

「消費者行政推進基本計画」にあるように、市区町村の消費生活センターが消費者に最も身近な最前線の窓口として機能するためには、消費生活相談員の配置が必要不可欠である。国は、恒久的な財源措置（消費生活相談員人件費に活用できる新たな制度の創設を含む）を行うべきであり、恒久的な財源措置制度創設までの間は、地方消費者行政強化交付金（推進事業分）に相当する財政支援の継続をお願いしたい。

また、消費者教育・啓発、高齢者等の消費者被害防止のための見守りネットワーク活動、適格消費者団体等に対する活動支援、高度・専門的な消費者問題対応等の先駆的取組等、地方公共団体が地方消費者行政強化交付金（推進事業分）を活用して行ってきた取組が後退・衰退することがないよう、新たな財政措置も必要である。新たな財政措置制度創設までの間は、地方消費者行政強化交付金（推進事業分）に相当する財政支援の継続をお願いしたい。

こどもを安心して産み育てる施策の充実

【内閣府、総務省】

提案・要望事項

- 1 こども・子育て政策の充実に係る地方財政支援
 - (1) 幼児教育・保育、副食費及びひとり親家庭等の放課後児童クラブ利用料の無償化
 - (2) 人口減少地域における安定した保育所運営のための支援制度の拡充
 - (3) 外国人未就学児の幼児教育・保育環境整備及びその保護者との対話促進に対する補助制度の創設
 - (4) 全国一律のこどもの医療費助成制度の創設
 - (5) 不妊治療における先進医療に対する助成制度の創設
 - (6) こども・若者等に意見を聴く取組みの支援
- 2 先天性代謝異常等検査の公費検査対象疾患の追加
- 3 プレコンセプションケアの推進に向けた検査体制の整備
- 4 5歳児健診の円滑な実施に向けた支援

【提案・要望の内容】

- 1 こども家庭庁の創設を機に、本県としても市町村と連携しながらこども・子育て政策の充実に
図る必要がある。地域間格差が生じることのないよう地方財政措置の拡充を含めたこども関連予
算を拡大するとともに、特に以下の項目について、財源の安定確保及び制度の拡充をお願いした
い。
 - (1) 子育てに係る経済的負担を軽減し、切れ目なく全ての子育て世帯を応援するため、幼児教
育・保育の無償化の対象となっていない住民税非課税世帯以外のこどもの保育料の無償化及
び副食費の支援をお願いしたい。また、所得に関係なく発生する放課後児童クラブの利用料
のうち、ひとり親家庭、多子世帯、貧困世帯等の特に支援を必要とする家庭の利用料につ
いて無償化をお願いしたい。
 - (2) 人口減少地域においても施設を安定的に運営できるよう、現下の課題に対応した公定価格
となっているかの検討をお願いしたい。特に、運営費に占める割合が少数定員園ほど大きい
主任保育士専任加算について、公定価格上の配置基準に含み、専任を必置化するよう見直し
を行うなどの支援制度の拡充をお願いしたい。
 - (3) 就学前児童を対象としたインターナショナルスクール等における、外国人児童とその保護
者に対し、円滑なコミュニケーションを図り、生じうる困り感に適切に対応するために職員
配置等の幼児教育・保育環境整備に対する補助制度の創設をお願いしたい。
 - (4) こどもに対する医療費助成については、自治体の財政力等によってサービス水準に格差が
生じており、自治体によってこどもが受けられる助成内容に差が生じることは望ましくない
ため、国において全国一律のこどもの医療費助成制度の創設をお願いしたい。
 - (5) 不妊治療のうち、保険診療と同時に行われる先進医療について、早期に保険適用を行っ
ていただくとともに、保険適用されるまでは、医療費に対する支援をお願いしたい。
 - (6) こども・子育て政策を進める上で重要なこども・若者等からの意見聴取について、ガイド

ラインの周知やファシリテーターの派遣の支援だけでなく、こども計画を策定した後も含めて財政支援をお願いしたい。

- 2 新生児のうちに先天性代謝異常等を早期に発見し、早期に治療・療育することで重篤な症状や心身の障がい、発達不良等を予防し、こどもの健やかな成長を促すため、現在の公費検査 20 疾患に加えて、脊髄性筋萎縮症（SMA）、重症複合免疫不全症（SCID）、ライソゾーム病（LSD）について、公費検査の対象項目として追加していただきたい。
- 3 若者がプレコンセプションケアについて理解し、将来の妊娠・出産に向けた健康管理を行っていくこと、加えて卵巣予備能検査（AMH検査等）、精液検査等の実施結果をもとにライフデザインを考えるきっかけとするために、職場等の健康診断でオプションとして受診できるような環境づくりについて検討いただくとともに、受診者負担が生じないよう検査に係る財政的支援をお願いしたい。また、男性の不妊リスクを判断する検査については、血液検査等の簡易な検査が可能になるよう研究を推進していただきたい。
- 4 5歳児健診については、令和6年3月29日付けこ成母第139号こども家庭庁成育局母子保健課長他連名通知において実施体制の整備が求められており、その実施に対する補助金は、原則として対象年齢の全児童を対象に実施しなければ補助対象とならず、一部の児童を対象とする場合、補助対象となるのは医師等が確保されるまでの当面の間とされている。地域によって従事する医師や心理士の確保の見込みが難しい場合は、市町村の実情に応じた柔軟な健診体制や支援の必要性が高い児童のみ対象とすることについても補助の対象と認める対応を行っていただきたい。

【現状・課題】

- 1 こども・子育て政策の強化においては、その役割の多くを担う地方自治体と連携して課題を解決し、支援していくことが重要であり、そのためには十分かつ安定した財源の確保及び制度の拡充が必要である。また、令和6年（2024年）3月2日の衆議院・総務委員会で全会一致の決議がなされた「持続可能な地方税財政基盤の確立及び大規模災害等への対応に関する件」において、「こども・子育て政策の強化等の重要課題に取り組んでいくためには、地域のそれぞれの実情に応じた諸施策を中長期にわたって実施していく必要があることに鑑み、その実施に必要な歳出を継続的かつ安定的に地方財政計画に計上すること」とされたことも踏まえた上で、適切に財源を確保すべきである。
 - (1) 令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始され、3歳から5歳までの全てのこども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこども等が対象とされたが、0歳から2歳までの住民税非課税世帯以外のこども等は対象となっておらず、また、副食費についても、一部のこどもだけが免除となっていることから、保護者に経済的負担が生じている。

また、放課後児童クラブについては、「新・放課後子ども総合プラン」及び「放課後児童対策パッケージ2025」に基づき、放課後児童クラブの計画的な整備が進められているものの、放課後児童クラブ利用料は無償化制度がなく、小学校入学とともに、放課後児童クラブの利用料が所得に関係なく発生するため、ひとり親家庭、多子世帯、貧困世帯等など、やむを得ずこどもが一人で留守番をするケースもある。
 - (2) 主任保育士専任加算は、主任保育士が保育計画の立案や地域の子育て支援の業務に専任できるよう、代替保育士等を配置するための加算が設けられているが、その要件の中には乳児が3人以上利用している施設であることという少数定員施設では厳しい要件が含まれてい

る。このことをはじめとして、現在の公定価格が人口減少等の課題に対応しているか、また現状に即した単価設定となっているかの検討が必要である。

- (3) TSMCからの出向者が家族とともに数多く来熊し、外国人の就学前児童が増加している。これらの児童に適切な支援を行うため、インターナショナルスクールを運営する認可外保育施設等への補助制度の創設など幼児教育・保育環境の整備に対する財政支援が必要である。
 - (4) こどもに対する医療費助成については、令和6年4月1日現在で、13府県が入院・通院に係る医療費を就学前まで助成しており、33都道府県が入院または通院に係る医療費の助成対象を小学生以上とするなど全国的な取組みとなっているが、各自治体で受給者基準や受給内容が異なっているのが現状。
 - (5) 不妊治療については、令和4年4月から保険適用になったが、治療の効果を高めるために実施される先進医療は全額自己負担であり、これまでの助成制度より自己負担額が増加する場合もある。保険適用されたことによる影響を調査した上で、保険適用範囲の拡充など保険制度の見直しが必要である。また、現時点では先進医療について、自治体独自に医療費助成が行われているが、自治体の財政状況によって差が生じている。
 - (6) こども・若者等からの意見聴取については、令和6年度の「こどもまんなか熊本・実現計画」（こども基本法に基づく県こども計画）の策定に当たって、本県は、アドボケイトの協力も得つつ、こども・若者、子育て世代、保育・教育の現場で働く方々等から多くの意見を聴取し、計画に反映させたところ。こども基本法第11条に基づき、計画策定後も引き続きこども・若者等からの意見聴取を継続的かつ安定的にこども・子育て政策に活かしていく必要があるが、アドボケイト等から十分な協力を得つつ意見聴取を行うのは財政上の制約に直面する。
- 2 先天性代謝異常等検査においては、現状20疾病が公費検査対象。熊本県は検査機関との連携のもと、県内産科医療機関の協力により、全国で最も早く拡大スクリーニングの検査体制を確立し、SMA、SCID、LSDの3疾病への検査について全国初の公費助成を実施している。国では令和5年度補正予算により「新生児マススクリーニングに関する実証事業」が始まり、今後、SMA、SCIDについて対象疾患への追加が検討されるが、LSDについても早期治療の効果が認められるため、3疾病を公費検査の対象項目へ追加すべきである。
 - 3 不妊治療が保険適用となり治療を開始しやすくなったが、開始年齢が遅くなると治療の効果は低くなり、長期の治療を継続する人が多い現状がある。他方、若年者は自身の卵巣予備能や精子機能を意識することがなく、妊娠・出産・子育てを含めたライフデザインを考えられていない状況がある。検査がライフデザインを考えるきっかけとなるが、検査に対する精神的負担や日程の確保等、若者自ら検査に行くことはハードルが高いため、学校や職場、献血等の生活の場で負担なく検査できる体制を構築することが必要となる。また、検査については、自治体によって差が出ることなく、希望者が費用負担なく受けられる環境を整えることが必要である。

さらに、精子検査について、現在一般的である精液検査は、血液検査等と比べ、負担が大きいいため、検査を希望する若者が少ないと推測される。
 - 4 5歳児健診に従事する小児科医や心理職は、地域によって確保が困難であり、現在実施している乳幼児健診でも確保に苦慮している市町村が多い。そのような中、市町村の創意工夫により発達に課題を抱えるこどもの支援体制を構築しており、市町村からは、実態に応じた健診体制を認めてほしいとの意向がある。

こどもと向き合う保育士・幼稚園教諭等支援の充実

【内閣府、総務省、文部科学省】

提案・要望事項

1 保育士・幼稚園教諭等への支援の拡充と人材確保策の推進

- (1) 保育士等配置に係る新たな加算制度の創設
- (2) 保育士・幼稚園教諭等の育児休業等の取得促進に向けた支援制度等の創設
- (3) 保育士修学資金の貸付対象期間の拡充
- (4) 保育士が養育する就学前児童の保育料の貸付制度の見直し
- (5) 潜在保育士の再就職支援に向けた支援制度の拡充
- (6) 保育士・幼稚園教諭等の処遇改善

2 社会的養育が必要なこどもたちへの安全・安心な生活に必要な児童養護施設等における職員体制の充実

【提案・要望の内容】

- 1 こどもの権利と尊厳を守り、ウェルビーイングを高めるためには、幼児教育・保育に携わる職員が、こどもに笑顔で接することができる環境を整えることが必要である。そのための人材確保等の課題解決に向けた制度の創設及び拡充をお願いしたい。
 - (1) 幼児教育・保育の質の向上や、特別な配慮を要するこどもの増加等により、保育士一人当たりの負担が増加しているほか、年度後半に向けて高まっていく保育需要に対応する必要もあり、現行の配置基準よりも多く保育士等を配置した場合の新たな加算制度等（1歳児の配置を6:1→4:1等）の創設をお願いしたい。
 - (2) 保育士・幼稚園教諭等の産前産後休暇や育児休業、年休・休憩の取得促進のため、保育士等を代替的に雇用する施設に対する支援制度の創設等をお願いしたい。
 - (3) 保育士・幼稚園教諭等の人材確保のために、現在行われている2年間の修学資金の貸付期間について、2年超の修学期間が設定されている養成校入学者には、貸付期間が修学期間と同じ期間となるよう制度の見直しをお願いしたい。また、養成校を卒業後、保育園以外の施設に就職する場合も対象となるケースがあるため、名称を「保育士等修学資金」に変更をお願いしたい。
 - (4) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付について、貸付額及び貸付期間の拡充について制度の見直しをお願いしたい。
 - (5) 潜在保育士の再就職に関する相談・就職あっせん等を行っている保育士・保育所支援センターが保育士登録情報を扱うことができるようにするとともに、保育士登録情報がマイナンバーにより更新できるよう早期の法令等の改正をお願いしたい。
 - (6) 保育園・幼稚園教諭等について、これまでの処遇改善等加算措置の取組みにより、給与改

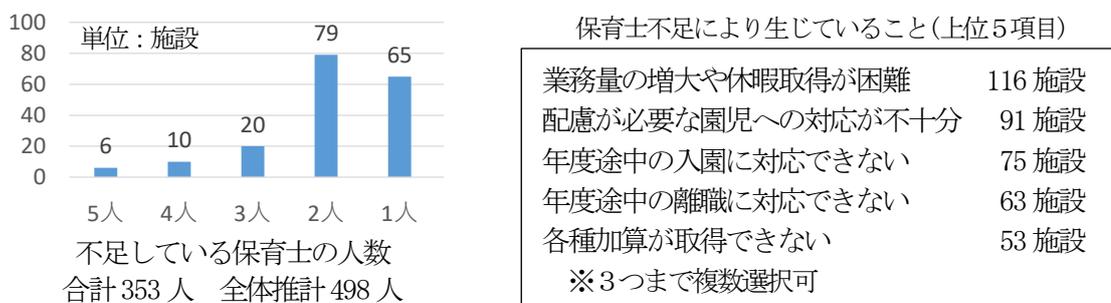
善が進められてきたものの、依然として他産業平均との給与差があることから、質の高い幼児教育・保育を実践するために、また、高い専門性を持つエッセンシャルワーカーに見合うよう、更なる処遇改善をお願いしたい。

- 2 児童養護施設等に入所しているこどもたちが、より家庭的な環境の中で生活ができ、必要な支援が十分に受けられ、安全・安心な生活ができるよう、必要な職員定数及び加算職員の定数設定について、要保護児童の実情を踏まえた柔軟な見直しを行い、児童福祉法に基づく児童入所施設措置費として財政措置が行われるようお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 全国と同様に、本県では、保育士の有効求人倍率が全職種の平均を上回る状況や指定保育士養成施設の入学者が減少傾向にあるなど、幼児教育・保育人材の確保に大きな課題がある。さらに、国が進める「こども未来戦略」を踏まえた保育士配置基準の改善や、こども誰でも通園制度の創設などにより、人材確保策の推進が急務となっている。そのため、国と地方自治体が連携して取り組むために、補助事業や制度の拡充、創設が必要である。

- ◆ 熊本県保育士不足に関するアンケート：R5. 12. 13～12. 25 実施
対象：県内 444 認可保育所、回答総数 315 施設（回答率 70. 9%）



- (1) 保育士の配置基準については、3歳児は給付費等の加算制度（20：1→15：1）が既に設けられている。4・5歳児の職員配置基準の改善（30：1→25：1）及び加算制度が令和6年度に、1歳児についての改善等（6：1→5：1）が令和7年度以降に実施予定ではあるが、より一層の改善が必要である。
また、乳児及び1・2歳児の保育所等への入所が増加している中、調理従事職員についても、離乳食や食物アレルギーへのきめ細かな対応が求められている。よって、保育士及び調理従事職員の加算制度の創設により、負担軽減を図る必要がある。さらに、無償化等に伴う事務量の増加による負担が増している事務職員についても専任職員1名分の人件費の確保が必要である。
保育士についても、年度途中に入園する乳幼児が多く見込まれる施設において、年度当初から保育士を雇用し、年度後半においてもなるべく待機児童が発生しないように取り組んでおり、加算制度等の創設により実態に見合う改善が求められる。
- (2) 育休等の取得を予定している保育士と代替保育士が同時に配置される期間や復帰後の配置などを継続することで費用が嵩むことから一定の負担軽減が必要となる。また、保育士不足により生じる課題として最も回答の多かった項目は「業務量の増大や休暇取得が困難」となっており、保育士の負担軽減を図る必要がある。
- (3) 令和6年度保育士修学資金貸付事業対象者 137 人のうち、4年制大学の人数は 29 人となっている。専門性を高めていく基盤となる人材育成や、高校生等への進学支援のためには、4年間の貸付期間の拡充が有効である。補助金の名称については、制度の対象となるにもかかわらず、幼保連携型認定こども園等への就職控えが発生しているとの声もあり、「保育士等修学資金」と名称を変更する必要がある。

(4) 県内の保育所等に再就職又は育休から復帰する保育士に対する未就学児の保育料の貸付額については、現在、半額（月額上限27千円）となっている。また、貸付期間は、当該保育所等に勤務を開始した日から起算して1年間が限度となっている。貸付額や期間を拡大することで、配置基準の見直しや、こども誰でも通園制度の実施、配慮が必要な子の増加等による保育士不足に対し、潜在保育士の再就職支援や離職防止対策として有効である。

(5) 保育士登録の情報については、都道府県が保有しているが、潜在保育士の再就職支援を都道府県から受託している保育所・保育士支援センターがその情報を直接扱うことはできず、支援内容等の効果的な周知ができていない。さらに、都道府県が保有している保育士の住所情報も適宜更新が必要なため、マイナンバーによる情報連携・更新ができるよう法令等の改正が必要である。

(6) 熊本県 全職種：年収4,237.0千円（R5年度）
 保育士（男女）：年収3,798.5千円 年収差▲438.5千円（月額差▲36.5千円）
 幼稚園教育・保育教諭（男女）：年収3,885.0千円 年収差▲352.0千円（月額差▲29.3千円）

2 社会的養育が必要な児童については、里親等による家庭的な養育を推進している。しかし、里親等による養育が困難な児童も存在しており、その場合には、小規模化、地域分散化された児童養護施設等で、可能な限り家庭的環境で養育を行っている。

近年、施設入所児童は、虐待の影響などで医療的なケアが必要な児童が増加しており、各施設では、服薬管理、発作時や病院受診時の対応など、支援が必要な児童への適時、適切な対応が課題となっている。

各施設では、児童福祉法に基づく児童入所施設措置費の支弁が認められる範囲で看護師などの必要な職員を配置しているが、入所児童への支援はもとより、家庭的な養育環境の確保や施設の多機能化などの取組みにより業務量が増大、マンパワー不足に苦慮している状況。

このため、児童入所施設措置費の支弁対象となる職員数については、支援対象児童の数に応じた累進的設定を行うなどの見直しを行い、各施設の実態に応じた柔軟な職員配置を可能にし、入所児童の最善利益に資する生活環境を整える必要がある。

(参考) 児童養護施設の職種別定数表

児童養護施設	
職種別	職員の定数
施設長	1人。ただし、定員が30人未満の場合は児童指導員と兼務することができる。
児童指導員・保育士	通じて定員5.5人につき1人。ただし、定員45人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱託医	1人。

加算職員の一例（児童養護施設）

加算種別	加算職員数等
乳児加算	0歳児1.6人につき看護師1人
里親支援専門相談員加算	2人まで。
心理療法担当職員加算	2人まで。
職業指導員加算	1人。実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る。
看護師加算	看護師1人。
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。管理宿直等職員1人。（非常勤）
小規模かつ地域分散化加算	児童指導員又は保育士3人まで。
家庭支援専門相談員加算	2人まで。
自立支援担当職員加算	1人。

地方税財源の充実確保

提案・要望事項

【内閣府、総務省、財務省、経済産業省】

- 1 地方財政計画の歳出総額と地方一般財源総額の充実確保
- 2 持続可能な地方交付税制度の確立
- 3 安定的な地方税体系の構築
- 4 地方創生を推進する新たな投資事業の枠組みの創設
- 5 過疎対策の充実強化及び緊急防災・減災対策等の継続的安定的な推進

【提案・要望の内容】

- 1 「経済財政運営と改革の基本方針 2024」において、「地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2024 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保」とされた。

同方針により、2025 年度から 2027 年度までの 3 年間について、一般財源の総額が 2024 年度と実質的に同水準確保されることとなったが、2025 年度以降についても、社会保障関係費や臨時財政対策債の償還財源はもとより、地方創生、人口減少対策など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスが求められる。

また、投資事業について、国土強靱化をはじめとした国庫補助事業が多く確保され、それに関連する地方単独事業が増加しており、加えて公共施設の老朽化に伴う長寿命化対策など必要不可欠な単独事業も増加している中で、さらに物価高騰等の影響により必要経費が増加している状況。

これらの事業に円滑に取り組めるよう、地方財政計画の歳出総額を充実確保いただくとともに、安定的な財政運営に必要不可欠な地方一般財源総額を充実確保していただきたい。

なお、いわゆる「103万円の壁」の引き上げや「暫定税率の廃止」など地方税財政に大きな影響を与える制度の見直しにあたっては、地方の担う行政サービスに支障を来たすことがないように、事前に地方の声を確認しながら、丁寧に議論を進めていただきたい。

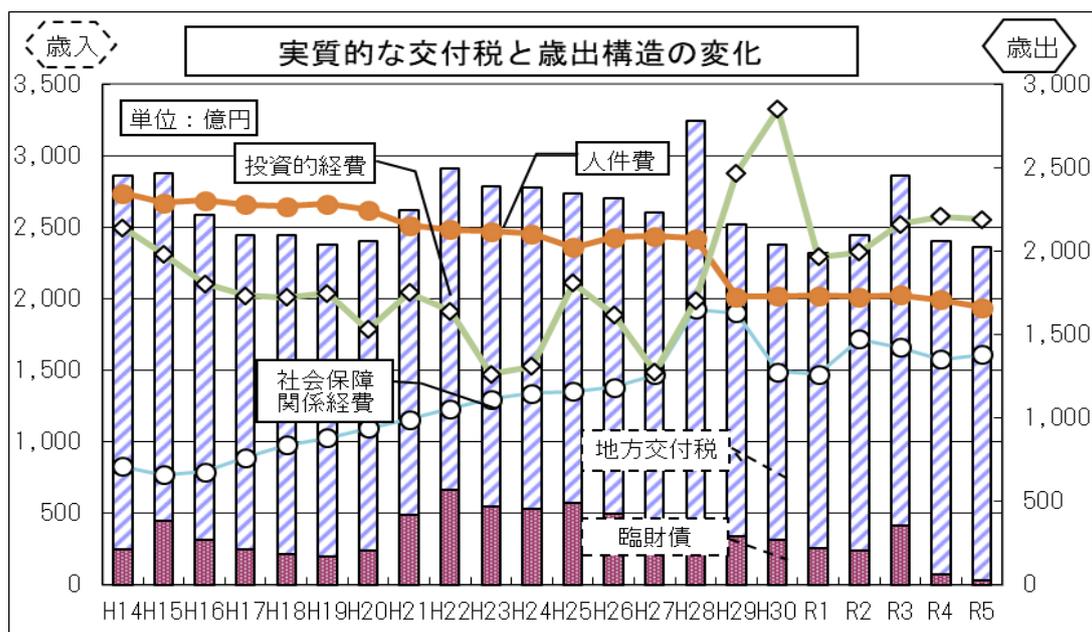
- 2 地方交付税については、その総額を確保するとともに、更なる法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを検討し、引き続き臨時財政対策債などの特例措置に依存しない持続可能な制度の確立を目指していただきたい。
- 3 償却資産課税、ゴルフ場利用税、収入金額課税については、地方財政を支える貴重な財源となっているため、現行制度を堅持（なお、償却資産課税にあっては、特例措置の確実な終了）していただきたい。また、自動車関係諸税に関する今後の検討にあたっては、道路ネットワークの改良や維持補修等行政サービスの提供に必要な貴重な財源であることを十分に踏まえ、税財源を確実に確保していただきたい。
- 4 地方創生に向けた兆しのある地域で、将来に向け発生する投資需要に躊躇なく取り組めるよう、地方財政措置のある新たな地方債の創設など、投資事業の新たな枠組みを構築していただきたい。
- 5 人口減少や少子高齢化の進展等により、過疎市町村を取り巻く状況は厳しさを増す中でも、過疎地域持続的発展市町村計画に基づき、水道未普及地域の解消や大型ごみ処理施設の集約など、

必要な生活基盤の整備に対応するに当たり、過疎対策事業債（ハード分）の必要額を確保していただきたい。

また、自治体の防災・減災、国土強靱化の取組を強力に推進し、令和7年度に期限を迎える緊急自然災害防止対策事業債及び緊急防災・減災事業債を延長いただきたい。

【現状・課題】

- 1、2 これまで高齢化の進展等に伴う社会保障関係費の増嵩分については、給与関係経費や投資的経費などの懸命な歳出削減努力により吸収してきたが、平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨災害と相次ぎ大規模災害に見舞われ、災害関係の県債償還が本格化する中、本県の財政運営は、厳しい状況にある。



なお、「103万円の壁」の引き上げについては、昨年11月の基礎控除75万円引上げの場合の本県における個人住民税の減収見込みは485億円（県分150億円、市町村分335億円）程度となり、県全体の税収の1割程度と大きな影響が懸念された。しかしながら「地域社会の会費」的な性格を踏まえ、地方税財源への影響等から総合的に勘案され、個人住民税については、給与所得控除のみ10万円引き上げられることとなり、地方財政に与える影響は限定的なものにとどまったところ。

ただし、今後も物価の上昇等も踏まえて基礎控除等を適時引き上げることも検討するとされているところである。

また、「暫定税率の廃止」については、約76億円（R5軽油引取税決算143億円）の県税の減収が見込まれており、大きな影響が懸念される。

- 3 市町村税の基幹税目である償却資産課税の縮減・廃止は、市町村の財政運営に極めて重要な影響を及ぼすことから、地方六団体からも現行制度堅持、特例措置の確実な終了等の強い要望が行われている（令和5年度県内市町村決算額：253億円）。

ゴルフ場利用税の7割は、ゴルフ場所在の市町村へ交付されている。本県のゴルフ場所在市町村の多くは中山間地域であり、とりわけ財政基盤が弱い市町村にとっては、貴重な財源となっている（令和5年度決算：6億円）。

また、自動車税は県税収の基幹税であり、令和7年度与党税制改正大綱（以下「大綱」という。）

においても「車体課税については、カーボンニュートラルの実現に積極的に貢献するものとするべく、国・地方の税収中立の下で、取得時における負担軽減等課税のあり方を見直すとともに、自動車の重量及び環境性能に応じた保有時の公平・中立・簡素な税負担のあり方等について、関係者の意見を聴取しつつ検討し、令和8年度税制改正において結論を得る」とされている（令和5年度決算：238億円）。

電気供給業及びガス供給業に係る収入金額による外形標準課税については、長年、地方税収の安定化にも大きく貢献している。大綱においても「地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、事業環境や競争状況の変化を踏まえて、その課税のあり方について、引き続き検討する」とされている（令和5年度決算：25億円）。

- 4 本県では、半導体関連企業の進出を受け、インフラ整備や企業活動等が活発化している。これらの需要に対応しながら、地方創生を推進していくためには、「国庫補助事業と関連する地方単独事業」等に対する地方財政措置のある地方債の創設など、新たな枠組みが必要である。
- 5 過疎対策の主な財源である過疎対策事業債（ハード分）について、県内の過疎市町村（32団体、うち全部過疎26団体、みなし過疎1団体、一部過疎5団体）の起債要望額に対する内示率は、令和元年度が86.4%、令和2年度が75.7%、令和3年度が99.9%、令和4年度が89.8%、令和5年度が85.6%、令和6年度が78.6%という状況にある。

単位：百万円

	令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	要望額	内示額	内示率									
過疎債 (ハード分)	11,119.2	11,109.9	99.9%	18,877.1	16,947.6	89.8%	19,514.7	16,695.3	85.6%	20,303.3	15,952.3	78.6%

緊急自然災害防止対策事業債及び緊急防災・減災事業債については、県・市町村ともに多く活用しており、市町村等からも延長について強く要望されているところ。

県分実績

(単位：億円)

区分	R1	R2	R3	R4	R5
緊急防災・減災事業（防災センター整備、防災行政無線改修等）	3.8	2.9	10.3	22.7	1.2
緊急自然災害防止対策事業（法面、護岸等）	47.5	41.4	59.2	64.0	76.9

市町村分実績

(単位：億円)

区分	R1	R2	R3	R4	R5
緊急防災・減災事業（防災無線デジタル化、指定避難所の空調等改善）	78.5	139.9	33.5	41.5	52.9
緊急自然災害防止対策事業（法面、護岸等）	13.4	18.4	9.5	17.7	27.2

部落差別（同和問題）をはじめとする 様々な人権問題の解決に向けた施策の推進

提案・要望事項

【法務省】

- 1 人権侵害行為を防止し、被害者の救済を図るための、独立性、迅速性、専門性を備えた実効性のある人権救済制度の早期確立
 - (1) 戸籍謄本等の不正取得に対する「職務上請求書」の適正使用の徹底や、本人通知制度の早期法制化など、不正取得防止のための必要な措置
 - (2) インターネット上の人権侵害行為に対する、より実効性のある対策
- 2 国の「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づく人権教育・啓発に関する施策の充実強化
- 3 地方自治体において人権教育・啓発への取組を着実に進めるための必要な予算の確保

【提案・要望の内容】

- 1 人権侵害行為を防止し、被害者の救済が図られるよう、独立性、迅速性、専門性を備えた実効性のある人権救済制度を早期に確立するとともに、より一層の対策を早急に講じていただきたい。
- 2 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」の理念を踏まえ、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、引き続き人権教育・啓発に関する施策の充実強化を図っていただきたい。
- 3 地方自治体において人権教育・啓発への取組を着実に進めるための予算を確保していただきたい。

【現状・課題】

- 1 人権侵害による被害者の救済については、県においても、各種の相談事業を実施しているが、インターネット上での同和地区の地名情報の流布や戸籍謄本等の不正取得などの人権侵害事案に対応するためには、独立性、迅速性、専門性を備えた実効性のある人権救済制度が早急に確立される必要がある。
- 2 部落差別（同和問題）をはじめとする様々な人権問題の解決は、人が人として生きるための社会全体の課題であり、国としてマスメディアを活用した啓発活動や人材育成など更なる施策の充実強化に取り組む必要がある。
- 3 県民の更なる人権意識の高揚に向けて、地域における人権教育・啓発に関する施策のより一層の充実強化を図る必要があり、そのための予算を確保する必要がある。

質の高い教育の提供

提案・要望事項

【文部科学省】

- 1 学校における働き方改革及び教員不足解消に向けた取組の更なる推進
- 2 教員採用選考試験の全国共同実施に向けた取組の推進
- 3 少人数学級によるきめ細かな指導体制の計画的な整備等
- 4 学校現場における支援体制強化

【提案・要望の内容】

- 1 各校種に係る標準法定数の改善を実現するとともに、業務改善や効率化などの学校における働き方改革及び教員不足解消に資する地方自治体の取組に係る財源確保をお願いしたい。
- 2 国において予定されている教員採用選考第一次考査の全国共同実施については、地方の財政負担に配慮しつつ、早期実現に向けた検討を進めていただきたい。
- 3 児童生徒の学力向上及び教員の質の向上のために以下の改善をお願いしたい。
 - (1) 小学校及び中学校における35人以下学級の導入に伴う財政支援
 - (2) 特別支援学級の学級編制の標準の引き下げ
 - (3) 少人数指導に係る指導方法工夫改善加配総数の維持及び通級指導・日本語指導教室のための加配の基礎定数化における要件緩和
 - (4) 専科指導加配における指導者に係る要件緩和
 - (5) 水産系高校の実習船船員の標準法算定の対象化や加配措置創設等による財政支援
- 4 地震等で被災した児童生徒への支援体制の充実のための加配措置を継続していただきたい。
また、学校現場における障がい者の雇用促進のため、新たな加配措置など合理的配慮に係る人員配置をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 全国的に問題となっている教員不足は本県においても深刻化しており、教職員の定数増の前提として、働き方改革を進め、教員のなり手を確保することが喫緊の課題である。本県でも教育職員の在校等時間に関する「上限方針」を定め、業務量の適正な管理等に取り組んでいるが、令和5年度調査では、月45時間超の教職員が31.7%であり、上限時間の範囲内としていくためには、業務見直し及び教職員の配置増などマンパワーの充実が不可欠である。
このため、外部委託やDXを活用した業務改革、教員のイメージアップのための取組、更には新規の教員採用者に対する高等学校等在籍時の育英奨学金の返還免除制度の創設など、教員の人材確保を図るための取組みに係る制度改正や十分な予算措置が必要である。
- 2 文部科学省が令和5年5月31日に提示した教員採用試験の今後の方向性において、教員採用選考（第一次考査）の早期化、複数回実施に加え、全国共同実施の実現可能性に係る調査・検討の必要性がうたわれている。
現在は、各県独自に第一次考査の問題を作成しており、業務負担が大きい。第一次考査が全国共同で実施され、全国統一の問題が提供されれば、問題作成に係る各県の事務負担軽減に資すると考えられる。
- 3 (1) 令和7年度をもって、小学校の全学年での35人以下学級編制が完了し、さらに令和8年度以降、中学校においても中学1年生から段階的に35人編制に引き下げる方針が国から示さ

れた。このことについては確実な実施をお願いしたい。少人数学級編制においては、学級数増加に伴い、十分な教室数が必要となることから、教室確保等、学校施設の整備に対して十分な予算措置が必要である。

- (2) 本県では、特別支援教育を必要とする児童生徒数が増加し、学級数が年々増加していることから、よりきめ細かに個に応じた指導ができるよう教職員数の増員が必要である。

【参考】特別支援学級数の推移（※熊本市を除く(7.1.15時点)）

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
小中計	761	805	844	869	911	976	1022	1059	1091	1104	1106

- (3) 本県では、基準に満たない200人未満の小規模な小・中学校が全体の約6割を占めているため、今後基礎定数化が進むことで加配数の減少が想定される。また、通級及び日本語指導加配の基礎定数化においても、小規模校が多い本県では、広範囲の小・中学校を担当することになり支援ニーズに的確に対応できなくなるおそれがある。
- (4) 小学校英語教育及び教科担任制推進分の専科指導に係る加配要件として、授業時数はやや緩和（週24コマから、地域の実情等を考慮し概ね週20コマ程度へ）されたものの、依然として高い専門性（小学校英語教育専科は中学校・高等学校の免許状保有またはCEFR B2相当以上の英語力が必要等）が求められている。教員不足が深刻な状況にあって、この要件を満たす人材を十分に確保することが困難な状況にある。
- (5) 実習船の船員が標準法の対象外では、地方財政が厳しくなる中、公立の水産・海洋系高等学校から、日本の水産・船舶業界に貴重な人材を供給することが困難になりつつある。
- 4 熊本地震や令和2年7月豪雨からの教育の復旧・復興には、被災児童生徒に対する学習支援等のための教職員の加配が引き続き不可欠である。

また、障害者雇用促進法に基づき、障がい者の採用を進めるとともに、県独自に障がいを有する事務補助員を雇用している。今後、法定雇用率が段階的に引き上げられることを踏まえ、新たな加配や障がいを有する教職員をサポートする支援員等、合理的配慮に係る人員配置が必要である。

特別支援教育に係る環境整備

提案・要望事項

【総務省、文部科学省】

- 1 高等学校における「特別支援教育支援員」の増員
- 2 「特別支援教育支援員」の配置実態に即した地方財政措置の実施
- 3 高等学校における「通級による指導」の実施に係る加配教員の拡充

【提案・要望の内容】

- 1 生徒の障がい状況の重度化・複雑化に対応するため、高等学校の特別支援教育支援員の配置水準を、段階的に義務教育段階に近づけるようお願いしたい。
- 2 特別支援教育支援員の地方財政措置について、高等学校での特別支援教育を希望する生徒の増加に伴い、現行の算定方法では必要数と乖離があるため、配置実態に即した財政措置をお願いしたい。また、市町村で配置している特別支援教育支援員についても、財政措置の拡充をお願いしたい。
- 3 高等学校における「通級による指導」を充実するため、加配教員の拡充をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 特別支援教育支援員の各学校段階及び1校当たりの配置予定人数の推移は下表のとおりである。高等学校では、令和7年度は全国で900人の措置予定で、1校当たりの配置人数に換算すると0.26人/校となる。本県でも、ほぼ同じ水準で令和7年度の配置を計画しているが、障がいの程度が非常に重度の生徒の入学希望が増えているため、義務教育段階で提供されていた合理的配慮を特別支援学級がない県立高等学校で継続して提供するのは、大きな困難が生じている。
- 2 「令和6年度 地方交付税制度解説(単位費用篇) 地方交付税制度研究会発行」によると、「生徒数」を測定単位とする生徒経費の中の報酬の積算内容に特別支援教育支援員(会計年度任用職員が想定されている)が含まれており、積算額は20,222千円と示されている。本県で特別支援教育支援員(会計年度任用職員)を雇用する1人当たりの経費は、平均約2,500千円程度であり、地方交付税として措置されている積算額で雇用可能な人数は、8人程度となる。本県では、令和6年度から高等学校での学びを希望する生徒の進学に伴い、特別支援教育支援員の配置を15人に拡充している。今後もインクルーシブ教育を求め、障がいのある生徒の高等学校への進学ニーズは拡大することが想定され、特別支援教育支援員の更なる増員が必須である。県の負担が増大するため、配置実態に即した財政措置をお願いしたい。

また、本県の市町村においても、特別支援教育支援員を多数配置しており、その負担が更に増大していることから、財政支援拡充の要望が数多く上がっている状況である。

【表】

	幼稚園			小・中学校等			高等学校等		
	総設置園数	地財措置人数	1校当りの配置人数	総設置校数	地財措置人数	1校当たりの配置人数	総設置校数	地財措置人数	1校当たりの配置人数
H28	4,579	6,500	1.42	29,588	46,800	1.58	3,620	500	0.14
H29	4,505	6,900	1.53	29,368	48,600	1.65	3,606	500	0.14
H30	4,391	7,600	1.73	29,154	55,000	1.89	3,594	500	0.14
R1	4,217	7,800	1.85	28,894	56,600	1.96	3,582	600	0.17
R2	4,083	7,900	1.93	28,664	57,000	1.99	3,570	900	0.25
R3	3,966	8,200	2.07	28,587	56,900	1.99	3,556	900	0.25
R4	3,833	8,400	2.19	28,394	58,100	2.05	3,524	800	0.23
R5	3,691	8,200	2.22	28,200	60,500	2.15	3,490	800	0.23
R6	3,548	8,600	2.42	27,806	63,700	2.29	3,473	900	0.26
R7	3,548	8,300	2.34	27,806	67,200	2.42	3,473	900	0.26

※R7の総設置校数は調査前のため、R6と同数としています。

- 3 令和5年度、6年度、7年度に新たな県立高等学校で「通級による指導」を行うため、文科省に加配の追加申請を行ったが認められなかった。

本県では、中学校で「通級による指導」を受けている生徒のうち約97%、「特別支援学級」に在籍していた生徒のうち約61%が高等学校へ進学している。このように、中学校で特別な場で特別支援教育を受けてきた多くの生徒が高等学校に進学しており、「通級による指導」のニーズが高い。これらのニーズに対応するため、本県では県内11地域の全てに通級による指導の実施校を設置することを目指している。県立学校教員定数内による措置では、今後実施校数を増やすことができないため、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令」第2条第3号第1項に係る通級加配教員を拡充していただきたい。

誰一人取り残さない教育環境の実現

提案・要望事項

【内閣府、総務省、文部科学省】

- 1 校内教育支援センターに係る財政支援の拡充
- 2 フリースクール等民間施設に係る支援制度の創設・拡充
- 3 日本語指導を必要とする児童生徒に対する支援員配置に係る補助制度の拡充
- 4 学びの保障のための学習指導員増員に必要な予算の確保
- 5 高等学校等卒業者に係る新たな県育英資金の返還支援制度の創設

【提案・要望の内容】

- 1 令和7年度の当初予算において「校内教育支援センター支援員の配置事業」を実施していただいている。不登校児童生徒が通う校内教育支援センターの設置拡充を図るため、今後も継続して効果検証を進める必要がある。そのため、新規設置以外の2年目以降の継続支援や機能拡充も含む財政支援の拡大をお願いする。
- 2 不登校児童生徒の学校以外の居場所として、利用者が増加傾向にあるフリースクール等民間施設の運営費の一部補助やそこを利用している児童生徒の保護者への利用料や交通費などに関する支援制度の創設・拡充をお願いしたい。
- 3 日本語指導を必要とする児童生徒に対する支援員配置に係る補助制度の拡充及び市町村が直接申請できる補助制度の見直しをお願いしたい。
- 4 「補習等のための指導員等派遣事業」の予算額の拡充をお願いしたい。
- 5 大学等卒業後の若者の地元定着のための育英奨学金返還支援制度については、地方財政措置が講じられている。しかし、高校等卒業者への同様の支援制度は、市町村に限られ、県が実施する場合の制度整備がなされていないため、新たな県育英資金の返還支援制度の創設をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 熊本県における校内教育支援センターの設置数は、22市町村に62教室設置されている。不登校対策として、教室には入れないが、校内教育支援センターには登校することができる生徒もおり、同センターの取組が効果を上げている。県としては、市町村に対して校内教育支援センターの設置を促進しているが、同センターを設置する際の経費や人員の確保、開設時間などに課題がある。また、2年目以降に係る経費についても市町村から要望があっている。
- 2 近年、本県においてもフリースクール等民間施設を利用する児童生徒が増加しており、フリースクール等民間施設が不登校児童生徒の安定的な居場所の確保に一定の役割を担っている。不登校児童生徒への支援で連携をしているフリースクール等民間施設からは不登校児童生徒数の増加により、財政的運営状況が厳しいとの声がある。また、保護者の経済的負担が大きく、その軽減が必要である。
- 3 本県内で日本語指導が必要な児童生徒は増加傾向にあり、令和6年度からのJASMS操業開始により、今後もさらなる増加が見込まれる。一方で、令和6年度の「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」では、本県の申請額に対する内示額が23.7%減額されており、本事業を十分に実施できない状況であった。日本語指導に係る支援体制の拡充は急務であり、希望額どおりの補助が必要である。また、日本語指導ができる人材の確保や配置については、市町村ごとの事情にもきめ細かく対応する必要があることから、外国人の子供の就学促進事業と同様

に、市町村が直接申請できるよう補助制度を見直す必要がある。

【日本語指導に係る県内の状況】※県独自調査

(令和6年9月1日現在)

	小学校	中学校	義務教育学校
学校の総数	234校	114校	4校
日本語指導が必要な外国・日本国籍の児童生徒が在籍する学校数	47校	17校	0校
日本語指導が必要な外国・日本国籍の児童生徒数	86人	46人	0人

- 4 児童生徒の学びを保障するためには、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に推進していく必要があり、教員の授業力の向上は不可欠である。そのため、本県では教員の授業力の向上や各学校の校内研修の充実を図るため、独自に学習指導員(学力向上アドバイザー)を配置しており、一定の成果を上げている。

今後も引き続き成果を上げるため、R6年度と同じ人員数の学習指導員(学力向上アドバイザー)の配置を予定しているが、例年、「補習等のための指導員等派遣事業」の本県の希望する額に対して内示額が低い(約30%)ため、本事業を十分に実施できない状況がある。児童生徒の学びを保障するためにも、希望する額通りに補助が必要である。

- 5 大学等卒業後の若者の地元定着については、本県では特別交付税措置の対象となる「ふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート事業」により、毎年複数の人材が地元就職する等成果を上げているが、高校等卒業者については、県に対する国の支援制度がない状況である。高校等卒業者への支援制度は、市町村に限られるが、市町村においては、市町村ごとに企業が偏在していること等の理由で未実施が多い。

本県においては、高校等卒業者の県内就職率が全国平均に達しておらず、約33.9%が県外に就職している状況である。

このことを踏まえ、高校等卒業者に県内の就職先を選択してもらうため、就職後に奨学金返還の不安なく、安心して生活できるよう高校等卒業者に対する新たな県育英資金の返還支援制度の創設が必要である。

魅力ある学校づくりの推進

提案・要望事項

【文部科学省】

- 1 高度な知識・技能や国際的素養を身に付けた人材の育成に係る事業費の確保
- 2 高校生キャリアサポート事業に必要な予算の確保
- 3 国際バカロレア教育に係る財政支援及び加配措置
- 4 小規模校の学びの充実のための遠隔授業の要件緩和

【提案・要望の内容】

- 1 (1) 「スーパーサイエンスハイスクール (SSH)」の事業について、指定の継続、指定枠の拡大及び十分な事業費の確保をお願いしたい。
(2) 高等学校DX加速化推進事業 (高等学校DXハイスクール) の国指定事業について、来年度以降の事業費の確保等をお願いしたい。
- 2 高校生キャリアサポート事業及び熊本県特別支援学校キャリアサポート事業に伴う「教育支援体制整備事業費補助金 (補習等のための指導員等派遣事業)」に関し、交付申請に応じた十分な事業費の確保をお願いしたい。
- 3 国際バカロレア認定に関し、申請及び認定後のプログラム運営に係る財政支援と、認定後の学びの効果を最大限発揮するための加配措置をお願いしたい。
- 4 文部科学省の「各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業」の指定を受け、本県が取り組んでいる「熊本版COREハイスクール・ネットワーク事業」について、「教科・科目充実型」の遠隔授業において定められている「配受信側の生徒数が合わせて原則として40人以下」という要件の緩和をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 本県では各種指定校を「熊本スーパーハイスクール (KSH)」と位置付け、合同研究発表会や教員向けの研修を行い、特に「探究活動」の充実における先導役となっている。
高度な知識・技能や国際的素養を身に付けた人材の育成に向け、現在の指定校の指定の継続と、更なる指定枠の拡大、これらの先進的な取組が可能となるよう十分な事業費の確保が必要である。
また、高等学校DX加速化推進事業 (高等学校DXハイスクール) について、各学校においてICTを活用した文理横断的な探究的な学びを推進するためのICT機器を整備する十分な事業費が必要である。
- 2 就職を希望する生徒が多い高校や工業高校、特別支援学校に計24人の就職支援員を配置して事業を行っている。就職支援員の配置には国の教育体制整備事業費補助金 (補習等のための指導員等派遣事業) を活用して事業を進めているが、近年、交付決定額が申請額に対して大幅に減額されている。このため、県に超過負担が生じており、本事業及び他の事業の実施に支障をきたしている。TSMCの本県進出によって、これまで以上に就職支援員の役割は大きなものとなっており、地域人材の育成及び確保のためにも本補助金の満額交付をお願いしたい。
- 3 令和6年度から熊本県立八代中学校においてミドル・イヤーズ・プログラムの試行を開始し、令和9年度に同八代高校へディプロマ・プログラムの導入を目指して取り組んでいるが、施設・設備の整備や教員の確保及び育成に当たって、国からの財政支援措置がない中で、費用負担が課題となっている。また、上記プログラムを実施するためには専任教員が必要であり、教員の加配

措置が必要である。

- 4 本県では、文部科学省事業である「各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業」の指定を受け、「熊本版COREハイスクール・ネットワーク事業」として取り組んでいる。本事業で遠隔授業を実施するにあたり、配受信側の生徒数は合わせて原則として40人以下とする要件のために、遠隔授業を希望している小規模校の生徒が受講できない場合がある。小規模校の生徒の多様なニーズに対応するために、人数超過の程度や授業の内容、指導体制等を総合的に勘案して教育の質が担保できると認められる場合に限り、40人を若干名超えても遠隔授業が行えるよう、要件の緩和をお願いしたい。

高校授業料無償化に対する対応

提案・要望事項

【文部科学省】

県立高等学校の学びを支える教育環境の整備等への支援の拡充

【提案・要望の内容】

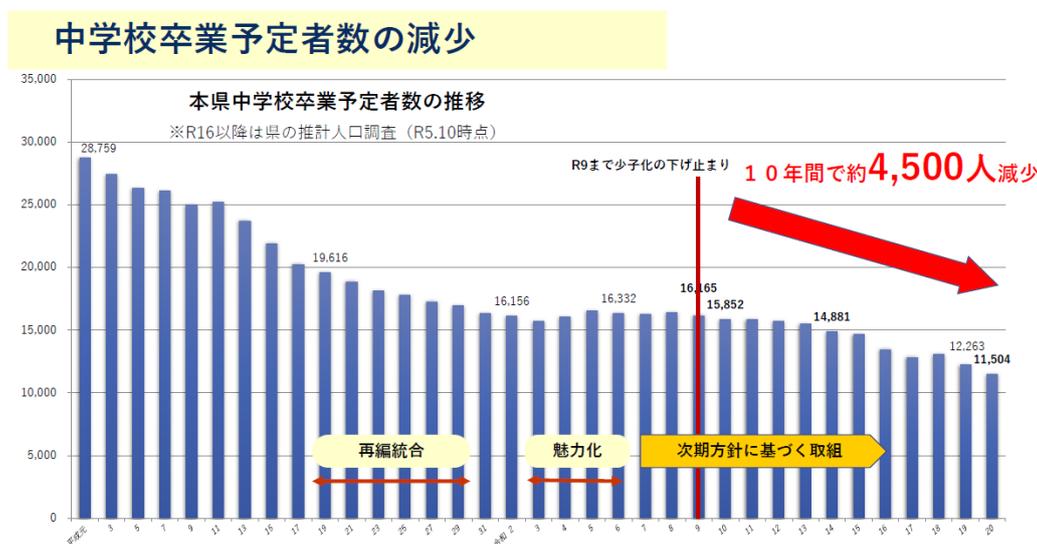
1 県立高校は、地方創生の核であり、特に地方部から高校が無くなってしまった場合、地域の衰退につながることから、持続可能な県立高校づくりが求められる。

このような中、本県では、少子化が急速に進展し、地方部を中心に定員割れが進んでおり、一般の高校授業料無償化が実施されることで更なる定員割れの加速化が危惧される。

このため、本県の公教育の維持や高校教育の機会均等、生徒の多様な学習ニーズに応える柔軟で質の高い学びを実現し、子どもたちに選ばれる魅力ある県立高校づくりを推進するため、通学支援や寮・下宿等の整備、産業教育設備更新などの学びを支える教育環境の整備や教育の質の向上に向けた少人数学級制度導入等の取組等への支援拡充をお願いしたい。

【現状・課題】

1 本県の中学校卒業予定者数は、令和9年度以降、急速な減少期を迎え、令和20年度には、現在から更に約4,500人減少することから、特に地方部の県立高校においては定員割れが加速し、更に厳しい状況を迎えることとなる。



このような厳しい状況を踏まえ、本県では、令和7年度以降の県立高校のあり方について、学識経験者、議会・行政関係者及び学校教育関係者から構成する有識者会議「県立高等学校あり方検討会」を設置し、10年先を見据えた県立高校の魅力化や今後の方向性について議論を行っているところである。

この議論の最中の、令和7年2月25日に、自由民主党、公明党、日本維新の会の3党において合意文書が取り交わされ、いわゆる高校無償化について、令和8年度予算編成過程において成案を得て、実現することが謳われたところであり、特に、本県の地方部における県立高校の定員割れが更に加速することが懸念されている。

また、施設・設備面が充実する私立高校に対し、県立高校の施設や設備面の老朽化対策は喫緊の課題である。特に、専門高校に設置されている産業教育設備の更新が進まないことによる実社会に実装されている産業設備との乖離は、加速度的に大きくなっている。若者が魅力を感じ

じる産業教育を推進するためには産業教育施設の更新は喫緊の課題であると同時に、全国的にも高卒者向け求人倍率が上昇していることも踏まえると、企業側のニーズに応える高卒人材育成は国レベルで取り組む必要があることから、国主導による財源の確保や持続可能な産業教育設備更新の仕組みづくりも必要である。

本県としても、前記検討会による提言書（令和7年夏提出予定）を踏まえた取組を推進していくこととしている。しかし、検討会での議論のために県内各地で実施した県立高校のあり方に係る地域意見交換会でも、参加した県民から、高校授業料無償化による県立高校への影響を懸念する声が聞かれたところである。このため、今般の高校授業料無償化に伴う急激な環境変化にも耐えられる、子どもたちに選ばれる県立高校づくりを進めていくためには、学びを支える教育環境の整備や教育の質の向上に向けた取組など、ハード・ソフト両面における国の財政措置が不可欠である。

(1) 学びを支える教育環境の整備

- ・ 地方部における学校施設の改修等への支援拡充
- ・ 専門高校における産業教育設備更新に向けた新たな仕組みづくりの構築
- ・ 通学支援に対する新たな補助制度の創設
- ・ 寮や下宿等の住まいの確保に対する補助制度の拡充

(2) 教育の質の向上に向けた取組等への支援拡充

- ・ 地方部における少人数学級制度導入に係る教員加配への新たな財政支援
- ・ 特別な配慮が必要な生徒への支援等に係る特別支援教育支援員の配置拡充【P68 再掲】
- ・ 県立高校の遠隔授業（教科・科目充実型）に係る教職員加配への新たな財政支援 等

G I G Aスクール構想の推進

提案・要望事項

【文部科学省】

I C T環境整備に係る財源の確保及び財政支援

- (1) 学校における I C T環境の持続的活用のための財政支援
- (2) 高等学校の1人1台端末の更新のための財政支援
- (3) 学校が取り扱う電子情報のセキュリティ対策のための財政支援

【提案・要望の内容】

- (1) 国策であるG I G Aスクール構想の下で整備した学校の I C T環境を持続的に活用できるよう、 I C T機器の保守管理、端末の更新、 I C T支援員の配置及び適切なネットワーク整備等に係る費用について、継続かつ十分な財源の確保をお願いしたい。加えて、デジタル教科書や学習用ソフト等の導入など、 I C T活用に必要不可欠な費用に係る財源の確保のほか、家庭学習に必要な通信費の支援制度に係る通信費の拡充や低所得世帯に限らない制度にするなど見直しをお願いしたい。
- (2) 国策であるG I G Aスクール構想の下で、小・中・高等学校に配備された1人1台端末の更新に係る費用に関し、小・中学校に加えて、高等学校についても、切れ目なく I C Tを活用した学びを保障するため、国費による財政支援をお願いしたい。
- (3) 学校が取り扱う電子情報の保全のため、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に示されたセキュリティ対策の技術的対策を計画的に推進するために必要な経費については、補助制度の創設等の財政支援をお願いしたい。

【現状・課題】

- (1) 1月に国の学校の I C T環境整備3か年計画(2025～2027年度)が策定され、義務教育段階の1人1台端末の更新に係る費用は、3分の2の国費支援がなされ、3分の1の費用についても地方財政措置も確保されているが、 I C T機器の保守管理、回線(ネットワーク)費、 I C T支援員の配置などについて、多大かつ長期的な財政負担が見込まれる。さらに、デジタル教科書の無償化や学習用ソフト等の導入など、 I C Tを活用した学びを推進するための費用が必要である。加えて、家庭学習に必要な通信費の支援制度は、低所得世帯のみ対象で年間14,000円(月額約1,170円で1G(動画約120分)程度)の最低水準である。
- (2) 本県においては、令和3年度までに公費(国費)負担により整備した県立高等学校の1人1台端末の更新について、令和8年度入学生からBYOD(生徒・保護者負担による整備)を予定しているが、端末の購入費用は高価であり、生徒・保護者にとって負担が大きい。BYODの場合においても生徒数の3分の1程度の地方財政措置が確保されているが、小・中学校から切れ目なく I C Tを活用した学びを保障する上で、公費による負担軽減を図り1人1台端末を確実に整備するためにも、更なる国による財政支援が必要である。
- (3) 令和6年1月に改訂された国のガイドラインに示されたセキュリティ対策のうち、校務系と学習系のネットワークの統合を前提としたパブリッククラウド活用における強固なアクセス制御などの技術的な対策には、多大な財政負担が生じる。そのため、都道府県及び市町村の財政負担を軽減する補助制度の創設等の財政支援が必要である。

教育環境の整備

提案・要望事項

【総務省、財務省、文部科学省】

- 1 公立学校施設整備等に係る財源の確保及び財政支援
- 2 特別支援学校の教育環境整備のための予算の確保

【提案・要望の内容】

- 1 公立学校施設の整備について、各設置者が、老朽化対策に係る長寿命化改良事業等の各種事業を計画どおりに進めることができるよう、当初予算において必要な予算を確保するとともに、実状に見合う補助単価の引上げなど、県立学校施設整備に対する国庫補助化を含めて十分な財源措置及びその拡充をお願いしたい。また、人口が急増している地域等における公立学校施設の新增築に係る負担割合の大幅な引上げなど財政措置の充実をお願いしたい。
- 2 特別支援学校の教室不足の解消に向けて、既存の特別支援学校の整備等を行うため、学校施設環境改善交付金の予算確保をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 今後急務となる老朽化対策に係る長寿命化改良事業や環境改善のためのトイレ改修及びバリアフリー化工事等令和8年度以降に各設置者が計画する各種事業が円滑に実施できるよう、公立学校施設整備費に係る十分な財源措置、地方債における交付税措置率の引き上げなどが必要である。
また、人口が急増している地域等においては、児童生徒数の増加に伴い学校の新增築を行う必要があるが、工事の実施単価と国の補助単価には依然として2倍以上の乖離があり、市町村の負担が過大なものとなっているため、大幅な補助単価の引上げ等による財政措置が必要である。
- 2 現在、平成30年度に策定した整備計画に基づき、教室不足解消に向けた施設整備を進めており、令和5年度の教室不足数は、前回調査時より90室を減じたが、依然として91室が不足している状況である。そのため、今後も引き続き、教室不足解消に向けた環境整備事業を実施していく必要がある。

【参考】公立学校施設整備に関する国の当初予算推移表

予算項目	R 5	R 6	R 7
公立学校施設整備費 (①+②+③)	百万円 68,718	百万円 68,346	百万円 68,134
① 公立学校施設整備費負担金	38,811	50,532	62,890
② 学校施設環境改善交付金	29,807	17,727	5,223
③ その他	100	87	21

外部人材等との連携による安全・安心な学校づくり

提案・要望事項

【文部科学省】

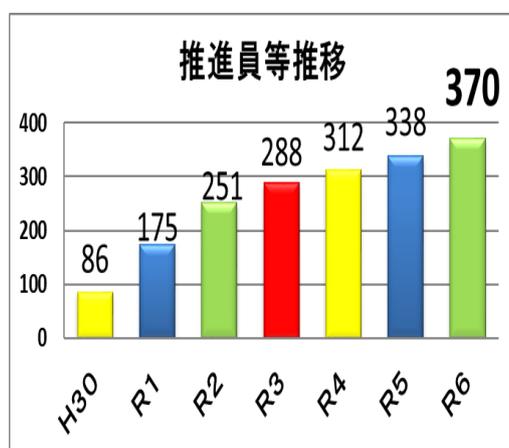
- 1 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用に係る予算の確保
- 2 地域と学校の連携・協働体制構築費補助事業に係る財源の確保と継続

【提案・要望の内容】

- 1 いじめ・不登校等の未然防止とその解消、身近に発生した事件・事故等でショックを受けたり、自然災害で被災したりするなどした児童生徒等の心のケアを行う「スクールカウンセラー活用事業」とともに、福祉や医療等の関係機関と連携し、児童生徒の家庭環境改善等を支援する「スクールソーシャルワーカー活用事業」については、依然として学校や市町村からより手厚い支援を求める声が多く聞こえることから、学校のニーズや地域の実情に応じた予算の確保を引き続きお願いしたい。
- 2 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進のため、本補助事業の令和8年度以降の継続と必要な財源措置をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 心理・福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーのニーズはすべての校種で高い。近年は、不登校児童生徒の増加に伴い、各学校においては、その未然防止及び早期対応のための活用が増加している。また、突発的な事案に係る児童生徒等の心のケア、住居や職を失った家庭及び貧困等の課題への支援も継続した課題であることから、本県事業の拡充と円滑な実施へ向けた予算の確保が必要である。
- 2 本事業により、各学校におけるコミュニティ・スクールの導入及び市町村における地域学校協働活動推進員等の配置は年々進んでいる。その結果、子供たちは多くの大人との関わりが増えたことにより、地域の活性化につながったり、教育活動が豊かになったりしてきている。今後も地域と学校の連携・協働体制の整備を進め、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進するため、本事業の継続的な財政支援が必要である。



県内 小中義務教育 学校数	地域学校協働活動 (地域学校協働本部及び 推進員による学校カバー数)	コミュニティ・スクール (学校運営協議会設置学校数)
348校	348校 (推進員370名)	345校 (国版337校、熊本版8校)
	100% (学校カバー率)	99% (国版97%、熊本版2%)

安心して私立学校に通える教育環境の実現

提案・要望事項

【文部科学省】

- 1 学校経営の健全性の確保及び学習環境の充実のための財政支援の強化
- 2 保護者の経済的負担軽減のための制度拡充等
- 3 私立学校施設の耐震改築事業に対する所要の予算確保
- 4 省エネ・脱炭素化対策等を踏まえた空調設備整備に係る補助制度の継続及び所要予算の確保
- 5 ICT一人一台端末の整備に係る財政支援の強化

【提案・要望の内容】

- 1 私立学校の学校教育に果たす役割の重要性に鑑み、学校経営の健全性の確保及び学習環境の充実のため、経常的経費、施設・設備の整備及び外部人材等の配置等に対する財政支援の強化をお願いしたい。
- 2 私立学校へ通う生徒の保護者の経済的負担軽減については、令和8年度からいわゆる「高校授業料の無償化」を実施することとされたが、地方に負担を転嫁することなく国が責任をもってその財源を確保すること。
また、無償化に伴う便乗値上げが懸念されていることから、私立学校の自主性に配慮しつつ、合理性がない授業料値上げを抑制する適切な仕組みを構築すること。
- 3 能登半島地震も踏まえ、進捗が遅れている私立学校施設の耐震化を緊急かつ集中的に促進するため、耐震改築事業に対する所要の予算確保をお願いしたい。
- 4 私立学校の教室や体育館等で空調設備を整備する際の補助制度の継続及び拡充、所要予算の確保をお願いしたい。
- 5 ICT一人一台端末の整備については、保護者負担の場合でも補助対象となるよう、制度の見直しをお願いしたい。また、学校負担による端末整備については、補助金対象経費の下限100万円の撤廃をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 本県の高校生の約38.0%（全国第5位）、幼稚園児の約89%が学ぶ私立学校は、本県の学校教育の振興に大きな役割を果たしているが、少子化の影響により経営状況は厳しく、学習環境の充実が思うように進められない状況にある。公私の区別なく学習環境の充実や教職員の働き方改革を促進させるため、特にICT教育環境の整備や専門的な外部人材の配置を促進する必要がある。
しかし、私立学校施設整備費補助金は、事業計画書を提出したが不採択又は国庫補助率を大きく下回る交付となっており、所要予算の確保が必要である。また、経常費助成費補助金（教育改革推進特別経費）は、新たに追加された教員業務支援員の推進の上限額（最大30万円）が当該私立学校の負担に比べ十分ではなく、補助制度の拡充が必要である。

- 2 いわゆる「高校授業料の無償化」については、本年2月25日の自由民主党、公明党、日本維新の会の3党合意文書において、「令和8年度の予算編成過程において成案を得て、実現する」ととされており、国の責任において財源を確保し、確実に実施することを求める。
また、実施に当たっては、3党合意文書に記載された制度創設の趣旨を踏まえ、便乗値上げが行われない仕組みを構築する必要がある。
なお、本県においては、令和2年7月豪雨被災者の多くがまだ生活再建の途上にあり、被災生徒の就学機会を確保するためには、通学面の支援など長期的な対応が必要である。
- 3 耐震改築事業への補助については令和7年度（2025年度）まで延長されているが、現在のところ3校7施設が令和7年度以降に工事が行われる予定である。熊本地震から9年が経過する中、工事未了の学校があり、また能登半島地震など災害が頻発しており、生徒の命に関わる問題として早急な対応が求められることから、継続的な耐震改築事業に対する補助制度が必要である。
- 4 省エネ・脱炭素化への対応、及び近年の気温上昇が続いている中での熱中症対策という視点から、生徒が活動する体育館等の施設における空調設備の整備が急務となっている。そのため、令和6年度（2024年度）予算で事業化された施設環境改善整備事業（空調（熱中症対策））の継続が必要である。また、整備には億単位の高額な費用を要するため、整備を希望する学校が十分な補助を受けることができるよう、所要予算の確保が必要である。
- 5 全国の公立高校では47都道府県中24県が保護者負担による一人一台端末整備を行っており、私立学校においても同様の動きが進んでいるが、私立高等学校等ICT教育設備整備推進事業補助金においては学校負担の場合しか補助対象となっておらず、保護者負担の場合も補助対象となるよう制度の見直しをお願いしたい。なお、一部の私立学校では、経済的困窮世帯貸与分として学校負担による端末整備も継続することから、引き続き学校負担による端末整備も補助対象とするとともに、小規模校でも当該補助メニューを活用できるよう、補助金対象経費の下限100万円の撤廃をお願いしたい。

高等学校専攻科における安心して学べる環境の実現

提案・要望事項

【文部科学省】

- 1 高等学校専攻科生の経済的負担軽減のための修学支援制度の拡充
- 2 高等学校専攻科生への給付型奨学金の支給対象拡大

【提案・要望の内容】

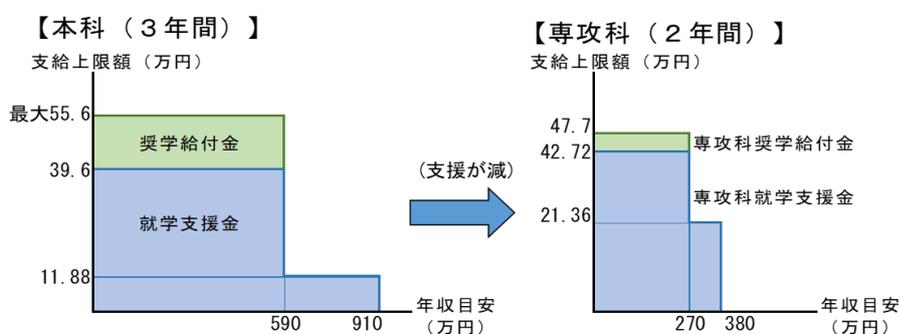
高等学校専攻科に通う生徒は、制度の狭間で学費及び生活費への支援が十分に受けられない状況にあることから、以下のとおり経済的負担軽減のための制度拡充を図っていただきたい。

- 1 高等学校専攻科は中等教育に位置付けられるものの、修学支援制度上の取扱いは専修学校並みであるため、高等学校専攻科生も本科生と同等の学費支援を受けられるよう、修学支援制度を拡充していただきたい。
- 2 高等学校専攻科は高等教育を対象とする給付型奨学金の支給対象外とされているため、高等学校専攻科生も給付型奨学金の支給対象としていただきたい。

【現状・課題】

- 1 高等学校等専攻科の生徒への修学支援においては、同じ中等教育でありながら、本科の就学支援金と比べ支援対象となる年収区分の上限が低いことから、本科と同じ制度に拡充を図るとともに、国2分の1、都道府県2分の1となっている負担割合を、全額国庫負担により措置されるよう要望する。

○私立高等学校本科から専攻科に進む場合の学費支援状況



- 2 大学、高等専門学校、専門学校等の学生は、高等教育の修学支援制度により、授業料減免と給付型奨学金を受けることで、安心して修学することができるものの、高等学校専攻科に進学した生徒は、給付型奨学金の対象外であるため、学生生活を送るための費用を捻出しなければならない。

とりわけ、生活保護受給世帯の子どもが、高等学校に進学した場合、3年生までは保護費（生活扶助・生業扶助）の対象であるが、専攻科がある場合で4年（専攻科1年）以上になると、大学、専門学校等の学生と同様に世帯分離が適用され、保護費が支給されなくなる。このため、生活保護受給世帯や生活困窮世帯の子どもが、高等学校専攻科へ進学した場合も、大学、高等専門学校、専門学校等に進学した場合と同様な給付型奨学金が給付されるよう要望する。

「阿蘇」の世界文化遺産登録に係る支援

【文部科学省】

提案・要望事項

「阿蘇」の世界遺産暫定一覧表への早期の追加記載

【提案・要望の内容】

本県で取り組みを進めている「阿蘇」の世界文化遺産への登録に向けて、早期の世界遺産暫定一覧表への追加記載をお願いしたい。

【現状・課題】

「阿蘇」は、平成20年（2008年）に暫定一覧表候補のカテゴリーIaに位置付けられ、その際に示された指摘・課題等に対して、県と関係市町村が共同で取り組みを進めている。

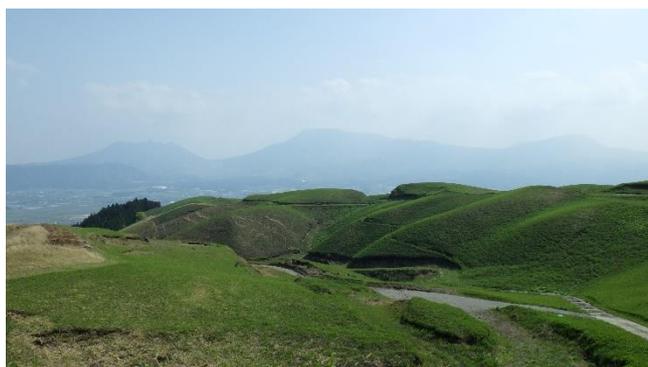
令和5年3月、県と関係市町村は文部科学省及び文化庁に「阿蘇の早期の暫定一覧表記載」について要望活動を実施。その際、文部科学省から、世界に向けて説明できる世界文化遺産としての価値の整理と資産候補地の法的保護を更に進めるよう指摘された。

そのため、世界文化遺産としての価値については、令和5年度の2回の阿蘇世界文化遺産学術委員会での議論を経て更なる整理を行い、具体的な内容をまとめ、令和6年4月30日に、世界遺産暫定一覧表追加に係る提案書を文部科学省及び文化庁に提出した。

また、資産候補地の法的保護については、これまで3次にわたり草原を中心に重要文化的景観の選定を受けており、更に法的保護を進めるため、第4次の追加選定申出に向けて取り組みを進めているところ。

このほか、令和6年10月には、「阿蘇世界文化遺産登録推進九州会議」など官民の関係団体が連名で「持続可能な阿蘇の実現に向けた共同宣言」を宣言し、県民の機運が醸成されるとともに、県においても、同月から専任課として「阿蘇草原再生・世界遺産推進課」を新設するなど、阿蘇の草原再生及び世界文化遺産登録の業務を一元化し、さらなる推進体制の強化を行った。さらに、現在、阿蘇の草原等を維持する活動を支援するための新たな仕組みの構築に向けて取り組んでいる。

しかし、「阿蘇」における重要文化的景観の選定については、これまで全国で重要文化的景観に選定された地域より遥かに資産候補地が広大であり、且つ、多くの地域住民の居住地に範囲が及ぶことから、保護措置の完了までには相当の期間を要する見込みである。このことから、「阿蘇」を暫定一覧表に追加記載いただくことで、地域の更なる機運醸成につなげ、重要文化的景観選定申出の期間短縮を実現したい。そのために、「阿蘇」の早期の暫定一覧表への追加記載に向けた貴省の御支援をお願いする。



【重要文化的景観に選定された草原】

選手育成と地域のスポーツ振興

提案・要望事項

【文部科学省】

- 1 次世代アスリートの選手育成支援の充実と環境整備
- 2 パラアスリート育成に係る取組みへの支援
- 3 総合型地域スポーツクラブ育成支援及び部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた一体的な整備に係る予算の確保

【提案・要望の内容】

- 1 東京2020オリンピック及びパリ2024オリンピックや冬季オリンピック等を含む、国際大会の開催レガシーとして、本県における次世代アスリートの育成強化や取組の充実のための補助など必要な財政支援を講じていただきたい。
- 2 パラスポーツの普及やパラアスリートの育成のため、障がい者スポーツ競技団体、障がい者スポーツ指導者協議会等の組織基盤の強化や取組の充実のための補助など必要な財政支援を講じていただきたい。
- 3 本県における地域スポーツの振興を図るため、総合型地域スポーツクラブの育成支援に必要な予算を確保していただきたい。また、部活動の地域移行に関しては、各市町村の実情に応じて取組を進めているが、指導者確保や指導者への謝金が課題となっている。このような課題に対応し、持続可能で多様なスポーツ・文化環境の一体的な整備を行うために必要な予算を継続して確保していただきたい。

【現状・課題】

- 1 本県における国際大会の開催に加え、各種国際スポーツ大会等での本県関係選手の活躍が、復旧・復興へ歩みを進める県民への大きな後押しになっており、持続的な競技力の発展のためには、ジュニア期における地方での選手の発掘・育成が不可欠である。
国際大会等で活躍できる次世代を担う選手たちの発掘・育成の取組みや国と連携した強化策を充実させるための環境整備や財政的支援が必要である。
- 2 パラスポーツの普及やパラアスリートの育成には障がい者スポーツ競技団体や指導者協議会等の役割が重要であるが、地域における競技団体等はその多くがボランティアで運営されており、収入も助成金や募金等で賄われているため、組織基盤強化のための財政支援が必要である。
- 3 本県には68の総合型地域スポーツクラブが設置されている。本県全体で子供から高齢者まで約17,000人の会員が活動を行っており、誰もがスポーツを楽しめる地域密着型スポーツクラブとして、地域の活性化に重要な役割を担っている。
今後、総合型地域スポーツクラブにおいては、中学校運動部活動の地域移行の受け皿と想定されていることや、クラブの質の向上を目的とした登録・認証制度が本格的に実施されることなどの理由により育成支援の必要性がますます高まる。
各総合型地域スポーツクラブにおいて、質の高い指導を求める地域住民のニーズに応えるためには、指導者の発掘・育成・確保が必要であるがクラブや市町村だけで対応することは困難であ

る。そこで、新たな補助事業を創設する等、一層の支援をお願いしたい。

また、部活動の地域移行に関しては、県内 15 町村が、令和 6 年度「地域スポーツクラブ活動体制整備事業（運動部活動の地域移行等に向けた実証事業）」及び「文化部活動改革（部活動の地域移行に向けた実証事業及び地域文化クラブ推進事業）」を活用して地域移行を推進している。しかし、各市町村での実情が異なるとともに、課題が山積する中、国からの支援事業がなければ、円滑な地域移行を進めることが難しい。令和 6 年 8 月、文部科学大臣が、地域移行に係る実行会議を設置し、令和 8 年度以降の方向性を春先にまとめると発表した。そこで、次年度以降も市町村が年度当初から迅速かつ安定的に地域移行を進めるために必要となる上記の予算拡充と継続的確保、地域移行のスキームの明確化等、地域移行に係る支援の充実をお願いしたい。

医療・介護・保育の人材確保・定着に向けた支援

提案・要望事項

【内閣府、厚生労働省】

- 1 医療・介護・保育の人材確保・定着に向けた施策の充実・財政支援
- 2 医療・介護・保育の人材確保・定着に向けた報酬体系・公定価格等の見直しによる処遇改善の推進

【提案・要望の内容】

- 1 喫緊の課題である医療・介護・保育の人材確保・定着に向け、職場環境改善や人材育成、医療・介護・保育職への理解促進とイメージアップのための情報発信等の施策をより一層充実させるとともに、国による強力な財政支援をお願いしたい。
- 2 国が定める公的価格等により運営する医療機関や社会福祉施設、保育施設等については、限られた財源の中から、職員の給与等が支払われることとなるが、特に介護・保育の業種では、他産業と比較し、給与が低い水準に止まっている。
これらの事業の利用者等に安全・安心で質の高い医療・介護・保育を提供し、地域における医療、福祉体制を充実させるためには、人材の確保・定着が必要となる。他産業と比べて遜色ない給与水準となるよう、国において、報酬体系・公定価格等の見直し等による処遇改善の推進をお願いしたい。
 - 看護職員等の処遇改善（P81～P83 参照）
 - 介護職員等の処遇改善（P81～P83 参照）
 - 介護支援専門員（ケアマネジャー）の処遇改善（P81～P83 参照）
 - 障害福祉サービス等従事者の処遇改善（P84～P87 参照）
 - 保育士・幼稚園教諭等の処遇改善（P54～P56 参照）

【現状・課題】

- 1 本県の人口は、全国よりも約 10 年早く人口減少局面に入っており、生産年齢人口の減少が続いている。
一方で、高齢化の進展も速いことから、医療・介護のニーズは今後も増加することが見込まれている。また、国が進める「こども未来戦略」を踏まえた保育士の配置基準の改善や、「こども誰でも通園制度」の創設などにより、保育人材の確保も急務となっており、医療・介護・保育の担い手不足は深刻な課題である。
特にこれらの業種については、不規則な勤務形態や業務量が多い、業務負担が過大であるイメージを持たれていることや、医療・介護・保育に関する問題等が大きく報道され、責任が重く感じられることなどにより、求職者が少なくなっている。人材確保・定着に向けて、職員の業務負担軽減につながるような職場環境の改善や業種のイメージアップのための情報発信等の施策が必要である。
- 2 医療・介護・保育のニーズの高まりを受けて、これらを支える人材の確保・定着が必要となるものの、特に介護・保育については、他産業と比較し、給与が低い水準に止まることなどから、TSMC進出を契機とした半導体関連産業の集積等が進む本県において、人材確保が課題となっている。
医療機関や社会福祉施設、保育施設等については、国が定める公的価格等により運営していることから、職員に対して他産業と遜色ない給与を支払うことができるよう、国において、報酬体系・公定価格等の見直し等による処遇改善を推進することが必要である。

長寿で安心して暮らせる施策の充実

提案・要望事項

【厚生労働省】

- 1 地域医療介護総合確保基金に対する所要額の確保及び運用制度の見直し
- 2 介護職員等の処遇改善や訪問介護の実態に合わせた介護報酬の見直し
- 3 介護支援専門員（ケアマネジャー）の処遇改善等
- 4 介護現場への介護テクノロジー（ロボット・ICT機器）導入支援の拡充
- 5 くまもとメディカルネットワークと全国医療情報プラットフォームの連携推進
- 6 地域の実情等を踏まえた実効性のある医師偏在対策の検討・実施
- 7 看護職員等の処遇改善

【提案・要望の内容】

- 1 地域医療介護総合確保基金について、令和7年度以降も都道府県計画等に基づく医療従事者及び介護従事者の確保等に支障がないよう所要額を確保するとともに、早期に内示・交付決定を行うなど事業執行に必要なスケジュールを十分に確保していただきたい。また、事業区分間の額の調整を認めるなど、柔軟な活用が可能な制度となるよう見直しをお願いしたい。
- 2 介護職員等処遇改善加算について、給与水準の更なる引き上げや現在対象となっていないサービス種別も対象に含めるなど、要介護者の介護・看護等を行う職員の処遇改善に取り組むとともに、事業所の介護職員等処遇改善加算の取得を支援するための十分な財源の確保をお願いしたい。
また、訪問介護について、地域の実態やサービス提供体系に合わせた制度や介護報酬の見直しをお願いしたい。
- 3 介護支援専門員及び介護支援専門員の勤務先となり得る居宅介護支援・介護予防支援事業所を介護職員等処遇改善加算の対象とするなど、介護支援専門員の処遇改善が図られる介護報酬制度となるよう見直しをお願いしたい。
介護支援専門員の法定研修の在り方について、効率性を高め、研修時間の短縮や専門員証の有効期間の延長等、業務負担の軽減が図られる見直しを検討いただきたい。
- 4 介護現場における介護テクノロジー（ロボット・ICT機器）の導入について、今後も安定的・継続的に支援できるよう、令和5年度補正予算で講じられた、「介護現場デジタル改革パッケージ」と同様の国庫補助制度を引き続き実施していただきたい。
- 5 全国医療情報プラットフォームの構築に当たり、費用負担者や負担額等、具体的な内容を適宜示していただくとともに、既設の地域医療等情報ネットワーク（くまもとメディカルネットワーク）との連携のあり方などについて早期に方針を示していただきたい。
- 6 医師偏在是正に向けた総合的な対策の検討・実施に当たっては、「医師多数県」や「医師少数県」といった機械的な区分けにより一律に行うのではなく、地域の実情等を踏まえた上で、都道

府県としっかり協議を行いながら進めていただきたい。

- 7 診療報酬による看護職員等の収入引き上げにより、看護職員等の処遇が公平、かつ確実に改善されるよう、適切に制度を運用するとともに、被保険者に過度な負担が生じることのないよう、十分な財源の確保を含めた必要な措置を講じていただきたい。

【現状・課題】

- 1 介護分については、生産年齢人口の減少により介護従事者の確保がますます難しくなる一方で、今後介護ニーズは増加することが見込まれるため、介護従事者の確保に対応可能な基金所要額の確保が必要である。

また、令和6年度においては、国の内示が、介護施設整備分については10月（令和5年度は12月）、介護従事者分については令和7年2月（令和5年度は1月）であり、事業所の事業実施期間を十分に確保できないなど、事業の執行に支障を来したため、今後は早期に内示・交付決定を行っていただく必要がある。

さらに、現在は医療分、介護分ともに事業区分間の額の調整は認められていないが、地域医療構想の達成並びに介護基盤の整備と介護サービスの質の向上を図るためには、施設又は設備の整備のみならず、医療分については在宅医療の充実や医療従事者の確保、介護分については介護従事者の確保や介護現場の生産性向上など、時勢や地域の実情によって必要な事業や資源が変化していくため、過年度に造成した基金の残余额について、事業区分間の額の調整を認めるなど、より有効かつ柔軟な活用ができる仕組みとする必要がある。

- 2 介護を必要とする方に持続的に介護サービスを提供するためには、介護人材の確保・定着が不可欠であるため、介護職員の資格、経験、能力を反映した適切な給与基準を確保し、人材確保に資する確実な収入の引き上げを行うことが必要である。

介護職員等処遇改善加算については、加算率の引き上げによる給与水準の更なる引き上げや、介護職員の配置が基準上求められていない訪問看護サービス等のサービス種別も対象に含めるなど、要介護者の介護・看護等を行う職員の処遇改善に継続して取り組む必要がある。

また、事業所の介護職員等処遇改善加算の確実な新規取得や上位加算への移行につながるよう、研修の実施や個別相談窓口の設置などの地域の実情に応じた十分な支援が必要である。

さらに、令和6年度報酬改定で基本報酬の引き下げがあった訪問介護についても、訪問介護事業所がない地域もあり、地域包括ケアシステムを支える訪問介護事業所のサービスの提供実態に応じた報酬体系を望む声が上がっている。加算率の引き上げはもとより地域の特性などを踏まえ、サービスの提供実態に合わせた制度や介護報酬の見直しを行い、介護の人材の確保や定着を力強く推進する必要がある。

- 3 令和6年度介護報酬改定において、介護職員については介護職員等処遇改善加算が設けられたが、介護支援専門員はその対象外となっており、一部では報酬の逆転などを理由に、介護支援専門員の業務離れも起こっているとの声も上がっている。介護支援専門員も処遇改善加算の対象とし、人材確保に対応可能な介護報酬制度の改善が必要である。

介護支援専門員は業務負担の大きさや人材確保の困難さが指摘される一方で、専門性の確保が求められている。このような背景を踏まえ、介護支援専門員の法定研修の在り方について、効率性や満足度の向上を図りつつ、研修時間の短縮や専門員証の有効期間の延長等、業務負担の軽減

を図る必要がある。

- 4 少子高齢化の進行により、福祉・介護分野における人材へのニーズは高まる一方、生産年齢人口は減少している。介護人材確保が喫緊の課題となっており、サービス提供の存続にも関わる重要な問題であることから、本県では、これまで「地域医療介護総合確保基金」を活用し、介護従事者の負担軽減や業務の効率化、介護サービスの質の向上を図るため、介護事業所における介護テクノロジー（ロボット・ICT機器）の導入を支援してきたところである。

今年度は、令和6年度補正予算で講じられた「介護テクノロジー導入・協働化等支援事業」に係る国庫補助制度を活用して実施することとしており、地域医療介護総合確保基金を活用した事業と比較し、国庫補助率の引き上げ（2/3→4/5）、事業者の負担割合の引き下げ（1/2→1/4）がなされていることなどから、補助金の活用について、介護事業所から多くの要望が見込まれる。

そのため、今後も介護現場が抱える様々な課題やニーズに対応するために、引き続き、国の有利な財源を活用し、導入を支援していく必要がある。

- 5 本県では、医療・介護関係施設で患者・利用者情報を共有するための地域医療等情報ネットワーク（くまもとメディカルネットワーク）の構築を推進しており、医療・介護関係施設のネットワーク加入促進を図りつつ、ネットワークに参加する県民数の増加を図っている。他方、国では、個人の健診・診療・投薬情報が医療機関等間で共有できる全国医療情報プラットフォームについて、令和3年10月から一部運用が開始されている。令和6年6月に開催された国の第22回健康・医療・介護情報利活用検討会 医療等情報利活用ワーキンググループにおいて、全国医療情報プラットフォームと地域医療情報連携ネットワークの棲み分けや連携について議論されたところであるが、早期の方針検討が必要である。

- 6 国が示す医師偏在指標上、本県は「医師多数県」に分類されているものの、都道府県別の医療施設従事医師数に占める35歳未満医師数の割合は、13.9%と全国で最も低く、若手医師が非常に少ない状況であり、近い将来、更なる医師不足に陥る可能性がある。

国において、昨年12月に医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージを策定されたが、今後の具体的内容の整理・調整に当たっては、本県における持続可能な医療提供体制が構築できるよう、地域の実情等を踏まえた検討・実施を強く要望する。

- 7 令和6年度から施行された医師の働き方改革を推進するためには、医師のタスクシフト、タスクシェアを進める必要があり、今後、更に看護職員等が果たす役割が大きくなることから、人材確保及び定着が課題となっている。

本県では、ナースセンターによる無料職業紹介や再就業支援等により人材確保の取組みを推進しているところだが、病院の常勤看護職員の離職率は1割を超えていることから、人材定着に向けた処遇改善の取組みが必要である。特に、離職の理由として給与への不満等が挙げられているため、診療報酬加算率の引き上げ等による更なる収入引き上げが必要である。

障がいのある人やその家族が安心して暮らせる施策の充実

提案・要望事項

【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

- 1 障がい者（児）のニーズに応じた安定的な支援のための財源確保
- 2 医療的ケア児及びその家族の支援体制・制度の充実
 - (1) 短期入所事業所等の設備導入等に係る財政支援や自宅以外でも訪問看護を受けることができる制度等の創設
 - (2) 保育所等で安心して医療的ケア児を受け入れるための看護師等の加配や施設改修等に係る財政支援の拡充
 - (3) 学校で安心して医療的ケア児を受け入れるための看護師配置に係る財政支援の拡充
 - (4) 在宅の医療的ケア児（者）が購入する非常用発電機等に対する助成制度の創設
- 3 重度障がい者医療費助成制度の創設・現物給付方式導入に係る財政支援
 - (1) 国における公費負担医療による全国一律の重度障がい者医療費助成制度の創設
 - (2) 当面の間の地方単独事業での実施における現物給付方式導入に係る財政支援
 - ①市町村が重度障がい者医療費助成事業に現物給付方式を導入した場合の国民健康保険国庫支出金の減額調整措置の全面廃止
 - ②市町村の重度障がい者医療費助成事業への現物給付方式導入を促進するためのシステム改修等への財政支援
- 4 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費等助成制度の創設
- 5 物価高騰、賃金上昇にも応じた障害福祉サービス等報酬の見直し
- 6 旧優生保護法に関する歴史的資料保存の推進

【提案・要望の内容】

- 1 障がい者（児）のニーズに応じた安定的な支援を行うため、地域生活支援事業費等補助金（地域生活支援事業・地域生活支援促進事業）、社会福祉施設等施設整備費補助金、次世代育成支援対策施設整備交付金について、事業実施に支障が生じないよう所要額を確保していただきたい。
特に、地域生活支援事業については、県、市町村ともに所要額と補助額との乖離が大きく、障がい者の生活を支えるために必要な事業の継続が難しい状況にあるため、所要額の確保をお願いしたい。
- 2 (1) 医療的ケア児を受け入れる短期入所事業所等開設時における備品等の購入費用に対する補助制度の創設と財源の確保をお願いしたい。また、訪問看護や福祉有償運送等の医療的ケア児が日常生活を送る上で必要なサービスについて、自宅以外での訪問看護に医療保険が適用されない等、医療的ケア児の利用が想定されていないため、自宅以外でも訪問看護を受けることができる制度の創設又は拡充と財源の確保をお願いしたい。

(2) 保育所等で安心して医療的ケア児を受け入れるため、施設への給付費に看護師等配置の加算制度を設けるなど、質の高い医療的ケアが担保される制度の創設と財源の確保、施設改修や設備の導入等に係る国の負担割合の引き上げなど、十分な財政支援をお願いしたい。

- (3) 学校における医療的ケア児の受入れと保護者のレスパイトケアの充実を図るため、現在行われている看護師配置に係る経費の1/3の財政支援について、申請額の満額補助が可能となる予算の拡充を継続してお願いしたい。また、私立学校における国負担割合の拡充をお願いしたい。
- (4) 医療機器を常時必要とする在宅の医療的ケア児（者）が購入する非常用発電機等に対する助成制度の創設をお願いしたい。
- 3 (1) 重度障がい者に対する医療費助成事業は、本来、全国一律に実施されるべきもので、住む地域によって差があってはならないものであり、重度障がい者の自立と社会参加促進の観点からも、国において公費負担医療制度として創設されるようお願いしたい。
- (2) ①市町村が重度障がい者を対象とする地方単独医療費助成事業を現物給付方式により実施した場合にとられる、国民健康保険国庫支出金の減額調整措置について、現物給付を行う市町村にとって大きな追加的財政負担となることから、当該減額調整措置については、全面的な廃止をお願いしたい。
- ②重度障がい者に対する医療費助成事業は、重度障がい者の健康の保持と経済的・精神的負担の軽減に大きな役割を果たしているが、さらに障がい者本人及びその家族の高齢化の進展による経済的・身体的負担の軽減や障がい者の地域移行等における医療費に関する不安を解消するため、医療費助成事業の現物給付方式導入に取り組む市町村のシステム改修等への国の財政支援をお願いしたい。
- 4 軽度・中等度難聴児は、補聴器の装用により、言語の習得や教育等における健全な発達が促されるが、身体障害者手帳の交付対象外であることから障害者総合支援法に基づく補装具費の支給対象外となっているため、軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費等助成制度の創設をお願いしたい。
- 5 物価高騰の影響分については、報酬に含まれているところであるが、物価高騰や最低賃金の引き上げ等による経営への影響が大きい状況においても、利用者に安全・安心で質の高いサービスを継続して提供できるよう、物価高騰や賃金上昇等に即時的に対応できる制度となるよう見直しをお願いしたい。また、更なる処遇改善の取組みもお願いしたい。
- 6 旧優生保護法指定医の標札（優生保護法施行規則等の一部を改正する省令（平成8年厚生省令第54号）による改正前の優生保護法施行規則その他の優生保護法指定医なる表示をいう。）の取り扱いは、旧優生保護補償法第33条に基づいて国で調査・検証等を行う中で、国において検討をお願いしたい。

【現状・課題】

1 地域生活支援事業費等補助金については、所要額に対して十分な国費が確保されず、一般財源による補充等を強いられている自治体もある。また、国の補助率が“1/2 以内”とされていることから、令和6年度の本県事業の内示率が約55.3%に止まるなど、補助額が正しく見込めない状況にある。必要な事業を計画的に実施できるよう、明確な補助率の設定と、所要額の確保が必要である。

また、障がい者福祉施設については、老朽化に伴う建替えや利用者の高齢化・重度化に対応した増改築のほか、共同生活援助や日中活動系事業所など地域生活移行の受け皿となる施設等の整備についての要望が年々増加している。一方で、社会福祉施設等施設整備費補助金の国予算は令和3年度から減少に転じ、令和6年度当初予算に係る本県の補助内示率は54.7%に止まっており、所要額の確保が必要である。

【県事業における過去3年の当初予算に対する地域生活支援事業費等補助内示率（通常分のみ）】

年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
補助内示率	57.3%	75.69%	55.29%

【県事業における令和2年度以降の当初予算に対する社会福祉施設整備費補助内示率】（予算額単位:億円）

年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
国予算額（全国）	174	48	48	45	45
補助内示率（県）	98.2%	15.5%	53.9%	9.5%	54.7%

2 (1) 本県では県独自で事業所開設に係る備品等の経費補助を実施しているが、体制の充実を図るためにも、医療的ケアを行うに当たって必要となる機器（電動ベッド、肺痰補助装置等）や送迎用自動車等の導入に対する国の支援が必要である。また、自宅以外での訪問看護に医療保険が適用されず、移動手段を担っている福祉有償運送の報酬に上限がある等、医療的ケア児の家族やその支援者に負担が生じているため、国における支援が必要である。

(2) 「医療的ケア児保育支援事業」では、事業実施主体の市町村が取り組まなければ施設は制度利用ができないため、市町村の財政負担を軽減するための補助率の嵩上げや、施設が独自で看護師等を配置するための経費に充てる費用の貸付制度の創設（免責事項含む）など、制度の拡充が必要である。また、3年後の医療的ケア児の保育ニーズに対して受け入れ見込みが上回ることが補助率拡充の要件とされており、これらの要件について見直しが必要である。加えて、施設改修や設備の導入等に関しては、現在、保育環境改善等事業を活用しているが、国の負担割合が1/3となっており、県及び市町村の財政負担の増加が課題となっている。

(3) 看護師配置に係る経費については必要額の1/3を申請するが、過去3年間の交付決定額は申請額の9割程度に留まっている。年々拡充していただいているところであるが、県や市町村は一般財源を持ち出している状況。また、私立学校では、看護師配置事業において国の負担割合が1/3であり、学校の負担が大きい。県内の医療的ケア児は増加傾向にあり、国支援の拡充が必要。

(4) 医療的ケア児（者）は、医療機器を装着しており、災害時には非常用電源の確保が必要と

なる。市町村によっては、日常生活用具給付等事業に位置付けて購入費用を補助する例もみられるが、厚生労働省は、非常用電源は日常生活用具としてはなじまないとの見解であるため、新たな助成制度の創設を要望する。

- 3 (1) 重度障がい者に対する医療費助成事業は、都道府県も財政支援を行いつつ、市区町村において、地方単独事業として実施しているが、各自治体とも、自己負担額や所得制限などの助成内容に差異が生じている。医療費に関する助成事業は、本来、全国一律に実施されるべきものである。
 - (2) ①市町村が重度障がい者を対象とする地方単独医療費助成事業を現物給付方式により実施した場合の国民健康保険国庫支出金の減額調整措置については、現物給付を行う市町村にとって大きな追加的財政負担となることから、現物給付方式導入を妨げる要因の一つとなっている。このため当該減額調整措置については、全面的な廃止が必要である。
 - ②重度障がい者に対する医療費助成事業は、市町村における助成方式が償還払い方式の場合、障がい者本人及びその家族にとって、一時的な自己負担額が生じることに加え、医療機関の領収書の保管・整理、受診日から1年以内の市町村役場への助成申請が必要であり、経済的・身体的な負担となっている。
また、市町村が重度障がい者医療費助成事業の現物給付方式導入に取り組む際には、医療費助成事業に加え、市町村のシステム改修費等も必要になることから、更なる国の財政支援が必要である。
- 4 軽度・中等度難聴児は、補聴器の装用により、言語の習得や学業、認知、コミュニケーション等社会生活において健全な発達が促されるため、早期に対応することが重要である。しかし、身体障害者手帳の交付対象外であることから、補装具費の支給対象外となっており、購入等に要する費用が利用者の経済的負担となっている（こどもの成長によるイヤーマールドの交換、故障による修理等）。
軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費等助成事業を独自に実施している自治体もあることからこどもまんなかの社会を実現するためにも、こども政策を推進される国が、補助制度を創設していただきたい。
- 5 障害福祉サービスを行う上で必要なガソリン等の物資の購入や職員等の賃金は障害福祉サービス等報酬で賄われるものであるが、公定価格・利用者負担で運営されている指定障害福祉サービス事業者等においては、物価高騰の影響分を利用者へ価格転嫁することができないため、事業所等は経費削減等に対応している状況にある。事業者等の経営努力だけでは社会情勢の変化に対応することは困難であることから、安定的な事業運営に向け、物価高騰や賃金上昇等に即時的に対応できる制度が必要である。また、依然として他産業平均との給与差があることから、更なる処遇改善をお願いしたい。
- 6 旧優生保護法指定医の標札は、旧優生保護法の被害者から過去にどのような人権侵害があったか学ぶ資料となるとの理由で収集・保存してほしいとの要望に接しているが、旧優生保護補償法第33条に基づいて国で調査・検証等を行うこととされており、その中で、検討いただきたい。

貧困の連鎖を教育で断ち切る支援

提案・要望事項

【内閣府、厚生労働省】

生活困窮者自立支援法に定める「子どもの学習・生活支援事業」及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める「子どもの生活・学習支援事業」に係る国庫補助率の引き上げ

【提案・要望の内容】

貧困の連鎖を断ち切るためには、生活困窮世帯やひとり親世帯等のこどもが、基本的な生活習慣や学習習慣を身に付け、希望する高校、大学等に進学し、夢を実現できるよう支援することが重要であり、こどもが学習に専念できるよう、家庭状況やこどもの特性等に対応した支援体制の充実が必要である。

については、地方自治体が当事業に注力できるよう、国庫補助率4分の3、あるいは、他の任意事業の実施率を考慮した補助率への嵩上げ等の措置を講じていただきたい。

【現状・課題】

これらの事業は、生活困窮世帯やひとり親世帯等のこどもに対して、塾形式による学習支援や、家庭訪問による基本的な生活習慣・育成環境の改善に関する助言、食事の提供等を行う国庫補助率2分の1の任意事業であり、自治体が2分の1を負担している。こどもの生活習慣・育成環境の改善、高校生の中退防止等の効果が出ている一方で、不登校や障がい有するこどもの支援など、支援者の負担増とともに、専門性が求められるケースも増えており、支援体制を整える上で、国の財政的支援の拡充が必要である。



公務員獣医師の確保

提案・要望事項

【文部科学省、厚生労働省、農林水産省、環境省】

- 1 獣医系大学における公務員獣医師養成コースの創設を見据えた、公務員獣医師に特化したカリキュラムの充実や地域枠入学制度の拡充
- 2 公衆衛生獣医師確保修学資金補助制度の創設

【提案・要望の内容】

- 1 公務員獣医師の安定的確保に向けた抜本的な改革として、獣医系大学における公務員獣医師養成コースの創設を見据えた、公務員獣医師に特化したカリキュラムの充実や地域枠入学制度の拡充について、文部科学省、厚生労働省、農林水産省及び環境省等の各関係省庁による連携、検討をお願いしたい。
- 2 本県では公務員獣医師確保のため、獣医系大学の学生に対し修学資金給付事業を実施している。安定した財源確保のため、当修学資金に対し、補助制度の創設等の財政支援をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 公務員獣医師は、公衆衛生・家畜衛生の両分野で重要な役割を担っている。公衆衛生分野においては、HACCPの導入支援、輸出施設認定・監視指導、輸出証明書の発行等に加え、動物愛護や食品衛生など多岐にわたる業務、また、家畜衛生分野においても、高病原性鳥インフルエンザや豚熱の発生予防等の家畜防疫に係る業務などで職員の負担は年々増加している。一方、獣医系大学の実情として、地方出身の入学者が少なく、かつ就職希望先として小動物臨床の人気の高いため、地方での公務員獣医師の不足の大きな要因となっている。

新規採用職員はもとより、獣医師職員が育児休業等を取得した際の代替職員の確保も困難な状況であり、このような状況が続く場合、技術の継承や人材育成ができず、職員の質の低下、ひいては、負担増加に伴う早期退職者の増加など負の連鎖に繋がることから、早急な抜本的改革を要望する。

- 2 本県では、獣医師確保のために、獣医系大学の学生に対する修学資金給付事業を実施しているが、産業動物獣医師の確保に関しては農林水産省から1/2補助があるのに対し、公衆衛生獣医師の確保に関する国の補助制度はない。公衆衛生獣医師確保についても十分な財源支援を要望する。

【本県の公務員獣医師の採用状況】

受験年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
採用予定者数 a	13	7	8	11	13	10	16	10	11	19	23	16
受験者数	27	31	20	26	14	12	14	10	3	4	13	6
採用内定者数	22	22	16	14	12	12	13	8	3	3	12	6
採用者数 b	13	5	7	9	8	4	9	5	2	1	8	2
b-a	0	-2	-1	-2	-5	-6	-7	-5	-9	-18	-15	-14

【本県の修学資金給付事業】

事業名	就職先	備考
熊本県産業動物獣医師修学資金給付事業	・ 県職員（農林水産部のみ） ・ 民間産業動物獣医師	農林水産省から1/2補助
熊本県獣医師確保修学資金給付事業	・ 県職員（健康福祉部、農林水産部）	補助なし

医療用医薬品等の安定供給への対策

提案・要望事項

【内閣官房、厚生労働省】

- 1 医療用医薬品の安定供給に向けた対策の推進
- 2 抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄について
 - (1) 抗インフルエンザウイルス薬の有効活用
 - (2) 個人防護具の備蓄に係る財政支援
- 3 KMバイオロジクス株式会社が開発中の新型コロナウイルス不活化ワクチンの早期実用化

【提案・要望の内容】

- 1 品質が確保された医療用医薬品（後発医薬品を含む。）が安定的に供給されるよう、国として医薬品製造業者等の法令遵守の徹底を図るとともに、医薬品製造業者等に対する支援の充実、物価上昇等の影響を踏まえた薬価制度の在り方の見直しなど、実効性のある対策を講じていただきたい。また、医療機関、薬局、卸売販売業者等の関係者が、医療用医薬品の供給状況を迅速かつ容易に共有し、需給状況に適切に対応できる体制の構築をお願いしたい。
- 2 (1) 国の備蓄方針に基づき、国及び都道府県が行っている抗インフルエンザウイルス薬の備蓄（行政備蓄）について、季節性インフルエンザの流行時に薬剤が逼迫した場合等の一定の条件の下で、使用期限間近の薬剤の緊急的な使用が可能となるよう検討いただきたい。
 なお、使用を可能とすることが困難な場合は、メーカー及び卸売業者による流通備蓄を拡大し、都道府県の行政備蓄を縮小すること等について検討をお願いしたい。
 (2) 新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドラインに基づき、令和7年度から備蓄を行う個人防護具について、都道府県における購入や保管等に要する費用に対する財政支援をお願いしたい。
- 3 新型コロナワクチンについては、国産ワクチンの承認が進んではいるものの、大部分を海外からの供給に依存している状況は続いており、国産ワクチンの早期実用化が望まれている。
 KMバイオロジクス株式会社が開発中の新型コロナウイルス不活化ワクチンについて、品質、有効性及び安全性が確認されれば、一日も早い実用化に向けて、特段の配慮をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 2021年の後発医薬品製造企業の製造不正に端を発する医療用医薬品の供給不安は、後発医薬品を中心に現在も続いている。日本製薬団体連合会が公表した「医薬品の供給状況にかかる調査（2025年3月）」では、全医薬品の14.8%が限定出荷・供給停止の状況にあり、後発医薬品（後発品）に限ると19.3%にのぼる。
 医療用医薬品の安定供給体制を確保し、後発医薬品等を安心して使用するためには、医薬品製造業者等の法令遵守体制の強化に加えて、不足する医薬品の増産を含めた医薬品製造業者へ支援等を行う必要がある。また、薬機法等の改正により、安定供給体制の強化が図られる予定であるが、その効果の検証を行うとともに、引き続き実効性のある対策を講ずる必要がある。

製造販売業者の「出荷対応」の状況	合計		先発品		長期収載品		後発品		その他の医薬品	
	品目数	構成比	品目数	構成比	品目数	構成比	品目数	構成比	品目数	構成比
通常出荷	13,573	85.2%	2,742	92.7%	1,108	91.3%	5,905	80.7%	3,818	85.9%
通常出荷以外	2,360	14.8%	217	7.3%	106	8.7%	1,412	19.3%	625	14.1%
限定出荷	1,646	10.3%	154	5.2%	77	6.3%	1,006	13.7%	409	9.2%
自社の事情	663	4.2%	71	2.4%	30	2.5%	397	5.4%	165	3.7%
他社品の影響	812	5.1%	63	2.1%	42	3.5%	510	7.0%	197	4.4%
その他	171	1.1%	20	0.7%	5	0.4%	99	1.4%	47	1.1%
供給停止	714	4.5%	63	2.1%	29	2.4%	406	5.5%	216	4.9%
合計	15,933	100%	2,959	100%	1,214	100%	7,317	100%	4,443	100%

出典：「医薬品の供給状況にかかる調査（2025年3月）」

- 2 (1) 国の備蓄方針に基づく抗インフルエンザウイルス薬は、政府が策定した「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」に基づき、地方交付税措置を受け都道府県が一定量を備蓄している。本薬剤は、新型インフルエンザ等の発生時以外での使用は認められておらず、使用期限が過ぎた薬剤は廃棄せざるを得ないのが現状。そのため、一定の条件の下で季節性インフルエンザ流行時の使用を認めることは、薬剤廃棄の削減につながるとともに感染症対策としても有効であるとする。

現行の抗インフルエンザウイルス薬の備蓄方針

<p>新型インフルエンザ等対策政府行動計画 (平成25年6月7日閣議決定(H29年9月12日 変更))</p> <p>国は、諸外国における備蓄状況や最新の医学的な知見等を踏まえ、全り患者(被害想定において全人口の25%が罹患すると想定)の治療、その他の医療対応に必要な量を目標として、抗インフルエンザウイルス薬を備蓄。その際、現在の備蓄状況や流通の状況等も勘案する。</p>
<p>新型インフルエンザ等対策ガイドライン (平成25年6月26日関係省庁対策会議(R4年6月30日一部改定))</p> <p>備蓄目標量:4,500万人分</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 国と都道府県が均等に備蓄する行政備蓄分:3,500万人分 ➢ 流通備蓄量:約1,000万人分 <p>備蓄薬剤の種類:多様性を持たせる。</p> <p>オセルタミビル、オセルタミビルのドライシロップ、ザナミビル、ラニナミビル、ペラミビル、パロキサビル、ファビピラビル(※)が備蓄対象。</p> <p><small>※ノイラミニダーゼ阻害薬4剤(オセルタミビル、オセルタミビルのドライシロップ、ザナミビル、ラニナミビル、ペラミビル)及びキャップ 依存性エンドヌクレアーゼ阻害剤1剤(パロキサビル)の全てに耐性を示すインフルエンザウイルス株が出現するリスクがあることから、備蓄目標量の4500万人分に加えて、ファビピラビルを200万人分備蓄している。</small></p> <p>備蓄薬剤の割合:市場流通割合や想定する新型インフルエンザウイルスによる疾病の重症度を踏まえる。</p>

R6.5.27 第85回厚生科学審議会感染症部会資料

- (2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正により、都道府県の備蓄対象として个人防护具が明記され、各都道府県の備蓄水準が示された。令和7年度から備蓄を開始することとなるが、个人防护具の購入や保管等には多大な費用を要することから、財政支援を要望する。

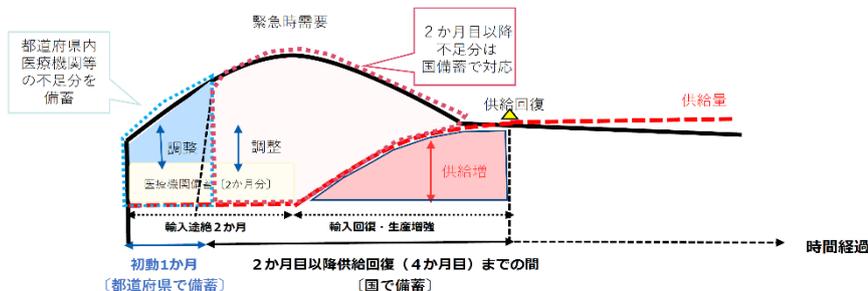
今後の个人防护具の備蓄について

1 今後の備蓄品目及び備蓄水準について

- 个人防护具の備蓄品目については、**新型コロナウイルス対応時と同様に、①サージカルマスク、②N95マスク、③アイソレーションガウン、④フェイスシールド、⑤非滅菌手袋の5物資とする。**
- 備蓄水準については、新型コロナウイルス感染症対応時の需給実績を踏まえ設定する。**新型コロナ対応では、供給量が4か月目までに需要量を満たすまで回復・増加したことから、4か月間の備蓄を確保する。**

2 今後の備蓄体制の考え方

- **多様な主体による備蓄を確保する観点から、以下のとおり備蓄を進める。**
 - ・ 医療機関：協定締結医療機関における備蓄の推進 (**2か月分を推奨**)
 - ・ 都道府県：**初動1か月分**の備蓄の確保
 - ・ 国：**2か月目以降供給回復(4か月目)までの間**の備蓄の確保



R6.7.4 个人防护具の備蓄に係る都道府県説明会資料

- 3 KMバイオロジクス株式会社が開発している不活化ワクチンは、インフルエンザワクチンや日本脳炎ワクチンなどの長年の使用実績があるワクチンであり、国民の信頼度も高く、早期に実用化することが望まれている。

同社は、2023年12月から、小児を対象としたワクチンの臨床試験を進めている。

食料安全保障の一翼を担うくまもと農林水産業の実現

提案・要望事項

【内閣官房、農林水産省】

- 1 競争力強化による稼げる農業の実現への支援
- 2 強固な生産基盤の確立及び施設の保安全管理への支援
- 3 「浜の活力再生プラン」による稼げる水産業の実現への支援
- 4 新たな水産資源管理への取組みに対する十分な予算の確保
- 5 養蜂業の振興と花粉交配用蜜蜂の安定確保等への支援の充実・強化
- 6 農振法の改正による農地の総量確保に係る地域の実情に応じた対応
- 7 農林水産物の合理的な価格形成の実現に向けた対応
- 8 TPP、日EU・EPA、日米貿易協定等への対応
- 9 米国による相互関税等への対応
- 10 東京電力福島第一原発のALPS処理水の海洋放出に係る風評被害への対応

【提案・要望の内容】

- 1 (1) 強い農業づくり総合支援交付金、産地生産基盤パワーアップ事業、農地利用効率化等支援交付金、畜産クラスター事業等の十分な予算確保と重点配分をお願いしたい。また、新基本計画実装・農業構造転換支援事業に係る都道府県の補助率上乘せについては、地方財政措置の充実・強化をお願いしたい。
- (2) 令和7、8年度の水田活用直接支払交付金の助成水準の維持と畑地への拡大に加え、畑作物の直接支払い交付金（ゲタ対策）の拡充と十分な予算の確保をお願いしたい。
また、水田政策の見直しに当たっては、水活に替わる令和9年度以降の新たな支援では水田、畑を問わないことから、これまで畑地化に取り組んだ農業者とそうでない農業者の支援水準が公平になる制度設計をお願いしたい。加えてこれまでの取組により主食用米以外の転換作物が定着している地域も多いことから、助成水準の維持と十分な予算確保をお願いしたい。
- (3) 需要に応じた麦・大豆の安定生産を図るため、「麦・大豆生産技術向上事業」の継続と十分な予算確保をお願いしたい。
- (4) 主要農作物（米・麦・大豆）の生産を下支えする種子の安定供給を図るため、種子産地の生産基盤強化に係る支援策について産地の実情を踏まえた要件緩和と十分な予算確保をお願いしたい。
- (5) 果樹の新植、改植及び小規模基盤整備等を支援する果樹経営支援対策事業及び果樹未収益期間支援事業の十分な予算確保と制度の維持をお願いしたい。
- (6) 輸出拡大に向けた非関税障壁交渉や各国輸入条件の周知強化をお願いしたい。特に、輸出国への残留農薬基準値の緩和に係る要望及び卸売市場を通じて青果物を仕入れる輸出者等への輸出青果物の残留農薬基準順守の継続的な周知についてお願いしたい。
- (7) 大都市圏市場等における荷待ち・荷役時間の削減やパレット輸送の円滑な推進に向けて、

国による主導的かつ積極的な対応をお願いしたい。

加えて、遠隔地からの輸送効率化のため、パレット輸送に適した集出荷施設の機能強化等に係る事業を拡充するとともに、食料生産県である本県の農林水産物が継続的に大都市圏へ出荷できるよう特段の支援をお願いしたい。

- (8) 6次産業化等を支援する地域資源活用価値創出対策（地域資源活用価値創出整備事業）について、近年の資材価格の高騰を鑑み、農林水産物加工・販売施設等の整備に対する支援の充実をお願いしたい。
- (9) 今年度からの農地貸借ルートの一元化を踏まえ、担い手への農地集積・集約化の更なる推進に必要な関連事業の十分な予算確保をお願いしたい。
- 2 強固な生産基盤の確立に向け、農業農村整備事業関係予算の総額確保及び県内で実施中の国営事業について、事業の着実な推進をお願いしたい。また、地方負担と農家負担の軽減及び農村地域の実情を踏まえた事業制度の拡充と柔軟な運用をお願いしたい。特に、人口減少のさらなる進行を踏まえ、国営造成施設と同規模である県営造成の農業水利施設等の保全管理に係る支援制度の拡充をお願いしたい。
- 3 浜の活力再生プランに掲げる取組みを着実に推進するための関連事業や水産業成長産業化沿岸地域創出事業の十分な予算確保と重点配分、水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業と競争力強化型機器等導入緊急対策事業の併用を可能とするよう柔軟な運用をお願いしたい。
- 4 新たな資源管理への取組みに対する漁業経営安定対策等の支援について十分な予算の確保をお願いしたい。
- 5 養蜂業の振興及び花粉交配用蜜蜂の安定確保に対する支援の継続並びにミツバチヘギータダニ対策への支援強化をお願いしたい。
- 6 県の面積目標設定段階において、本県特有の現状を踏まえた算定ができるよう、地域の実情に応じた仕組み・運用をお願いしたい。
- 7 農林水産業は食料の供給だけではなく、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全など、国民の安全を守り、豊かな生活を支える役割を担っている。農林水産業のもつ多面的機能について、国民の理解醸成を図るとともに、農林水産業者の持続的な経営発展のため、消費者理解の継続とともに、生産コストを考慮した合理的な価格形成の対象品目の拡充、食品事業者との高付加価値化に向けた取組みへの支援策の充実をお願いしたい。
- 8 農林水産業の経営安定化・競争力強化等に向けた万全な対策の継続的な実施と地域にとって自由度の高い予算を継続的に確保いただきたい。
- 9 米国による相互関税等については、日米貿易協定で合意された関税等の内容を堅持していただきたい。加えて、相互関税に関する米国との交渉において、コメや牛肉など重要品目などを含め農林水産品の輸入に関し現行の合意内容以上に踏み込んで譲歩が行われないよう強い姿勢で臨んでいただきたい。
- 10 東京電力福島第一原発のALPS処理水の海洋放出に関しては、国において科学的見地からの説明を尽くすとともに、中国等が輸入を停止した日本産水産物をはじめ、農畜産物や林産物等への風評被害が生じないように、十分な対策をお願いしたい。科学的根拠に基づかないまま本県の農林水産物や食品の原発事故による輸入規制を実施している諸外国・地域に対し、規制措置を撤廃するよう強く働きかけていただきたい。

【現状・課題】

- 1 (1) 強い農業づくり総合支援交付金及び産地生産基盤パワーアップ事業等については、全体予算額の減少及び優先枠等の設置による一般枠の予算圧迫などにより、産地の収益力強化に不可欠な基幹施設の整備に支障が生じているため、十分な予算確保が必要。また、新規事業の新基本計画実装支援・農業構造転換支援事業の補助率上乘せについては、財政力に制限がある本県においては負担が大きいことから、確実な地方財政措置が必要である。
- (2) 現行の水田活用直接支払交付金制度においては、助成水準の維持に加え、畑地化により所得水準の低下が懸念されるソバや子実用とうもろこしについては、所得水準を維持できるような戦略作物助成の畑地への拡大や、畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）の拡充など、畑作物への支援強化と十分な予算確保が必要である。

また、本県では主食用米以外の戦略作物が長年の取組において営農体系として定着していることから、令和9年度以降の新たな制度においても対象作物から外れることや、支援水準が低下することがないように、これまでの水田活用の直接支払交付金と同様に支援継続が必要である。さらに、水田に加え畑においても現地確認等が必要となれば、地域農業再生協議会の負担増加が見込まれるため、これまでの要件チェック等の事務の一部を国で担うなど、現場の事務負担の軽減と人件費等の高騰に対応した十分な事務費の確保が必要である。
- (3) 麦・大豆については、これまで麦・大豆生産技術向上事業及び産地生産基盤パワーアップ事業（国産シェア拡大）を活用して営農技術・機械の導入を図ってきたが、国産シェア拡大が廃止されたことで予算の不足が懸念される。麦・大豆生産技術向上事業の継続と予算確保を求める。
- (4) 本県では、主要農作物（米・麦・大豆）の優良種子を安定的に生産・供給するため、令和元年12月に「熊本県主要農作物種子の生産及び供給に関する条例」を制定し、産地育成を図っている。種子生産は、生産拡大や低コスト化が困難なことから、産地生産基盤パワーアップ事業の成果目標及びポイントの要件緩和と、麦・大豆生産技術向上事業を含めた十分な予算確保が必要である。
- (5) 果樹の新植、改植及び小規模基盤整備等を支援する果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業は、予算の不足が懸念されている。各産地の担い手が計画的に事業に取り組むための十分な予算の確保と制度の維持が必要である。
- (6) 更なる輸出の拡大に向けた取組みを進めるにあたり、輸出相手国において残留農薬基準値が日本よりも遥かに厳しい場合があり、輸出の大きな障壁となっている。さらに、卸売市場経由など産地が意図しない形で青果物が輸出され、残留農薬違反となる場合があり、産地のブランドへの悪影響が懸念されることから、引き続き、継続的な啓発活動等を実施し、輸出者等への残留農薬基準の順守徹底が必要である。
- (7) 働き方改革関連法改正以降、本県では「物流の2024年問題」を喫緊の課題として捉え、モーダルシフト等の輸送試験を行ってきた。さらに、国のガイドライン発出後はパレット輸送実証や商慣行の適正化推進等を実施しているところ。今後は、大消費地市場等での荷待ち・荷役時間の削減やパレット輸送への移行等に加え、輸送コスト増加を産地（農業者）のみの負担とせず、産地間で不公平感が生じないよう全国的な仕組みづくりが必要である。
- (8) 農林水産物価格が不安定な状況では、農林水産物等の地域資源を活用し付加価値を創出する取組みは、本県の稼げる農林水産業の実現に向けて極めて重要であり、取組みを加速化させる必要がある。しかしながら、近年の資材価格が高騰した状況では、事業実施主体となる

農林漁業者や中小企業者には経済的負担が大きく、農林水産物加工・販売施設等の整備への取組みが停滞しているのが実情である。

- (9) 市町村が策定する地域計画の実践や賃貸借ルートの一元化を踏まえ、さらなる関係機関との連携を図る必要があることから、農地中間管理機構事業などの国の関連事業の十分な予算確保が必要。また、売買事務の効率化に寄与するシステム導入等の経費を新たに補助対象とすることなど、農地バンクを活用した貸借や売買を着実に推進できる体制整備が必要。
- 2 今後、食料安全保障を永続的に確保するためには、農地等の生産基盤を強固にしていくことが不可欠であり、現下の資材や人件費高騰による事業費の上昇分を踏まえた農業農村整備事業関係予算の総額を確保するとともに、県内で実施中の国営事業(八代平野、宇城、八代、玉名横島)を着実に進める必要がある。

また、県営、団体営事業を加速化するため、地方負担・農家負担の軽減策の更なる充実を図るとともに、国内の飼料生産拡大など食料安全保障の重要性の高まりや農家人口の減少などの自然社会条件の変化を踏まえ、費用対効果算定手法の見直しや中山間地域農業農村総合整備事業等における促進費の導入など、事業制度の拡充と柔軟な運用を求める。

特に、今後、人口減少の更なる進行により、地域住民による施設の管理負担の増加が懸念されることから、国営造成施設と同等規模の農業用ダムや排水機場等の県営造成施設も補助の対象とする制度拡充や土地改良施設の管理の省力化・効率化に係るGIS等のシステム導入や運用に必要な経費について、補助の対象とする制度拡充など、農業水利施設等の保安全管理への支援の拡大を求める。
- 3 水産資源の減少、燃油や資材の高騰、漁村地域の過疎化・高齢化など、水産業を取り巻く環境は厳しい状況が続いている中、漁村地域の活性化や所得向上を目指す「浜の活力再生プラン」及び「浜の活力広域再生プラン」に基づく取組みを推進する必要がある。
- 4 新たな資源管理の推進に当たって、漁業者が安心して資源管理に取り組むことができるよう、資源管理対象魚種の採捕停止等に係る収入減を補填する漁業収入安定対策事業等が重要である。
- 5 近年、養蜂業ではミツバチヘギタダニの被害が特に深刻化し、蜜蜂の増殖が困難となっており、養蜂業経営への影響が深刻化している。動物用医薬品によるダニ対策を講じているものの、その薬剤への耐性を持ったダニが増加しているとの報告もあることから、薬剤のみに頼らない総合防除技術の検討も必要であるため、養蜂振興への蜜源増殖に向けた継続的な支援とともに、ダニ対策等のさらなる充実を図る必要がある。併せて、本県野菜の主要品目であるすいか、いちご、メロンは交配に蜜蜂を利用しており、花粉交配用蜜蜂の安定確保等に向けた継続的な支援が必要である。
- 6 一部地域において農振除外を伴う開発が急速に進んでいる特殊な状況があり、市町村間や申請時期により、農振除外ができなくなり、市町村が計画するまちづくりの取組み等に影響が出るのではないかなど、様々な不安や懸念の声がある。農地の総量確保は食料安全保障上の重要な施策でもあることから、運用においては市町村から不満が出ないような仕組みを求める。
- 7 農林水産業は、食料の供給だけではなく、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全など、国民の安全を守り、豊かな生活を支える多面的機能を有している。その恩恵は国民全体に及ぶものであり、農林水産業が果たす役割について国民の理解醸成が重要である。

我が国の農産物の多くは市場流通が主流であり、卸売市場は、大量・多様な農産物の集荷と迅速な分配、公正で透明性の高い価格形成と確実な決済、大量流通による流通コスト削減など、多数の産地と多数の実需者を結ぶための効率的な流通に大きく貢献している。また、出荷された全量を引き受ける体制は産地にとって大きなメリットとなっている。一方で、市場流通による価格

は、需要と供給のバランスにより決まることから、生産コストの上昇分を販売価格へ転嫁する仕組みとはなっていない。県による価格転嫁に係るアンケート調査結果では、価格転嫁ができていない（一部を含む）とした生産者・出荷団体は2割に満たなかった一方で、仲卸・販売店は約7割であった。

このような実情を踏まえ、関連法改正が予定されている合理的な価格形成の仕組みについて、国民の理解醸成を図るとともに、全ての品目において生産者段階における価格転嫁が実現されるような食料システムの早期確立が必要である。

- 8 TPP、日EU・EPA協定、日米貿易協定をはじめとした国際貿易協定により、地方の基幹産業である農林水産業や、農山漁村の維持・発展へ影響が及ばないようにする必要がある。
- 9 令和7年4月3日に米国のトランプ大統領が、日本からの輸入品に対し、24%の相互関税を適用する旨を発表し、その後、相互関税の上乗せ分について一時停止されたものの、一律10%の追加関税は維持されている。県では、県内の農業関係団体や事業者ヒアリングを行い、今後の影響を懸念する声を把握しているところ。さらに、米国側は、コメや牛肉などの重要品目を中心に関税の引き下げや非関税障壁の解消を求めており、これが実現すれば、農林水産分野の事業者への大きな影響が懸念される。
- 10 水産事業者においては、新たな輸出先を開拓し、中国・ロシア以外の国へ振り替えて輸出を行っているが、ALPS処理水の海洋放出の完了までには長期間を要し、今後、輸入規制の長期化による更なる影響が懸念される。

このため、国においては、ALPS処理水に関する科学的見地からの説明を国内外に対してしっかりと行うなど、更なる風評被害対策に取り組むとともに、一刻も早い規制措置の撤廃が必要である。

また、本県にとって中国、香港及びマカオは、重要な農畜水産物の輸出先であり、令和5年度輸出額は22.3億円と輸出総額の約26.7%を占めている。

特に香港は、国の輸出拡大実行戦略で重要なターゲット市場であり、本県においても、更なる輸出拡大を図るうえで重要な地域であることから、風評被害が生じないよう、万全の対策を講じることが必要である。

環境と調和のとれた農林水産業の実現に向けた支援

提案・要望事項

【農林水産省】

- 1 森林資源の循環利用の確立に向けた林業への支援
- 2 「みどりの食料システム戦略」の実現に向けた支援

【提案・要望の内容】

- 1 (1) 「伐って、使って、植えて、育てる」森林資源の循環利用の実現に必要な森林環境保全整備事業、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策等の十分な予算確保と重点配分をお願いしたい。
(2) 新技術・新工法（CLT等）を活用したモデル的な施設整備等の十分な予算確保をお願いしたい。
- 2 「みどりの食料システム戦略」実現のため、農林漁業者だけでなく消費者にも参加意識を持ってもらうよう、国民全体に向けた周知啓発をお願いしたい。また、関連技術の早期開発・実用化をはじめ、生産資材や機械導入に対し、より一層の支援をお願いするとともに、令和6年度から補助事業の要件として試行導入されているクロスコンプライアンスについては、令和7年度から実施予定である報告時の内容確認が生産現場の負担増とならないようお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 (1) 県内の人工林の約8割が本格的な利用期を迎え、主伐面積が増加傾向で推移している中、再造林面積も増加傾向にあるが、再造林率は5割にとどまっており、森林資源の循環利用に向けて、花粉症対策を踏まえながら再造林を推進していく必要がある。
また、令和5年10月に決定した「花粉症対策初期集中対応パッケージ」を踏まえ、スギ人工林の伐採・植え替え等の加速化やスギ材需要の拡大等に取り組む必要がある。
(2) 民間建築物を含む建築物一般の木造化・木質化に加え、新技術・新工法（CLTやBP材等）による施設整備など新たな需要創出に向けた取組みが必要である。
- 2 持続可能な食料システムの構築に向け策定された本戦略を実現するためには、農林漁業者の戦略への理解と取組への動機づけに加え、消費者が地球環境問題に貢献しているという参加意識を持って農産物を購入するよう、本戦略についてわかりやすい情報発信と説明を行い、理解促進を進め、国民の行動を変容させることが必要である。
また、環境負荷低減活動の取組みには新たな生産技術の早期開発及び実用化が不可欠であり、さらに、化学肥料・農薬のこれまで以上の削減やCO₂の排出削減を進めるには、新たな技術導入に係る資材や機械の導入コストに対する支援が必要である。
さらに、従来からの制度である有機農業推進法や特別栽培農産物の表示等に加え、みどり認定や環境負荷低減の見える化など新たな制度も開始されるなかで、補助事業の要件としてクロスコンプライアンスが導入されることとなっており、制度の整理と農林漁業者への丁寧な説明、提出書類の簡素化等の負担軽減が必要である。

農林水産業の持続的発展に資する担い手の確保と経営安定対策の強化

提案・要望事項

【農林水産省】

- 1 親元就農を含む多様な担い手の確保・育成と認定農業者等中心的な担い手に対する支援策の充実・強化
- 2 全国随一のいぐさ産地である熊本のい業の担い手に対する恒久的な支援
- 3 スマート農林水産業の推進への支援
- 4 自然災害(地震、豪雨、台風、噴火)及び経営環境の悪化等のリスクへの対応強化
- 5 豚熱やアフリカ豚熱などの悪性家畜伝染病、ランピースキン病、重要病害虫等の対策強化及び家畜防疫業務の効率化による負担軽減
- 6 技術系公務員確保に向けた対策の強化

【提案・要望の内容】

- 1 (1) 担い手確保の柱となる親元就農による新規就農者の確保・育成の取組みを推進するため、就農準備資金及び経営開始資金について要件緩和と十分な予算の確保をお願いしたい。
また、親元就農を含めた新規就農者の初期投資を支援する経営発展支援事業についても、要望増加が見込まれるため、引き続きの十分な予算確保及び確実な地方財政措置をお願いしたい。さらに、要望額増加に伴い、本県の財政負担が増加しているため国と県の助成額の負担割合の見直しなど、なお一層の国の支援をお願いしたい。
 - (2) 親元就農や新規参入、雇用就農といった多様化する就農形態に鑑み、支援の対象や期間の拡充と、農業を担う者のあらゆる相談に対応する「県農業経営・就農支援センター」の十分な予算確保をお願いしたい。
 - (3) 強い農業づくり総合支援交付金、農地利用効率化支援交付金の予算確保をお願いしたい。
 - (4) くまもと林業大学校において、即戦力となる担い手の確保・育成に向けた緑の青年就業準備給付金事業の予算確保をお願いしたい。
 - (5) 漁業就業直後の経営が不安定な時期に、初期投資の支援及び自立をサポートする給付金制度を創設していただきたい。また、本県の新規漁業就業者の多くは親元就業であり、現在の制度では支援を受けることができないことから、制度の見直しをお願いしたい。
 - (6) 技能実習制度及び特定技能制度の見直しについては、地域農業を支える外国人が大都市その他の特定の地域に集中することなく、地域の人手不足に的確に対応できる制度としていただきたい。また、農家等が必要な受け入れ態勢を整えるためにも早期の情報提供と十分な移行期間を設けていただきたい。加えて日本語能力試験合格の要件の追加に当たっては、十分な日本語教育が受けられる環境整備をお願いしたい。
- 2 い業の担い手の生産性向上・経営安定に必要な支援や国産豊表の消費拡大の取組みとともに、豊表価格安定制度等の継続と豊文化の維持、継承・発展等の国内い業振興に向けた法の整備をお願いしたい。
 - 3 担い手の急激な減少や労働力不足に対応するため、省力化・省人化や技術伝承等につながるスマート農林水産業の普及推進に必要な関連事業の十分な予算確保と低コストで生産現場の実態に応じた技術の早期開発をお願いしたい。

- 4 (1) 農業者の経営環境の悪化等のリスクへの対応強化のため、更なる柔軟なセーフティネットの構築をお願いしたい。
- (2) 災害時に被災した個人所有の養殖施設等について、農業施設における災害復旧と同程度の支援が受けられるよう支援制度の創設をお願いしたい。
- 5 (1) 海外悪性家畜伝染病や重要病害虫の水際防疫対策等の強化をお願いしたい。
- (2) 豚熱ワクチン接種については、民間でワクチンの管理・使用が可能になるよう制度設計を見直していただき、家畜防疫業務の負担軽減をお願いしたい。
- (3) ランピースキン病の対策強化に向けたデータ収集及び関係者への丁寧な情報共有をお願いしたい。
- 6 農業土木や林業等の農林水産系の技術職員を確保するため、国においては、農林水産業の振興を担う公務の重要性を広く周知するとともに、県独自で行う広報活動に対する財政的支援をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 (1) 基幹的農業従事者の減少と高齢化が急速に進む中、新規参入のみならず、親元就農者の確保がますます重要となっている。親元就農者においても就農まで研修等のスキルアップが必要であり、就農準備資金の活用が見込まれる。親元就農者では経営継承のタイミングは経営体でそれぞれであり、資金が活用しにくいものとなっている。経営開始資金では、今回の要領改正において、新規品目の導入の例示は削除されたものの、経営発展に向けた取組みに加え、新規就農者と同等の経営リスクを負うことが要件とされている。しかし、農業は自然相手の厳しい産業であり、親元就農者であっても栽培技術の習得や規模拡大等、経営が安定し一人前の農業者となるまでは経営発展に向けた取組みも含め一定のリスクを負っていると地域では認識しており、これらの資金の要件緩和など制度の改正が必要である。

また、令和4年度に創設された経営発展支援事業については、親元就農の継承に重要な施策である。生産現場でも活用が広がっており、令和7年度においても更なる要望増加が見込まれていることから、十分な予算確保と、地方自治体が安定的に取り組むための確実な地方財政措置が必要である。さらに、要望額増加に伴い、本県の財政負担が増加しているため、国と県の助成額の負担割合の見直しなど、なお一層の国の支援が必要である。
- (2) 国は基本法検証部会において、50歳代を向こう20年間の担い手として位置付けているものの、50歳代への支援が行われていない。本県では、新規就農者に占める50歳代の割合が増加傾向にあり、就農定着させ地域活性化に繋げるためには国による50歳代への支援創設が必要である。

また、基盤強化法の改正により各都道府県に設置された「県農業経営・就農支援センター」の予算については、各県の就農及び経営相談の重要な窓口にも関わらず、運営に要する経費を賄える交付額とは言えないため、十分な予算確保が必要である。
- (3) 強い農業づくり総合支援交付金及び農地利用効率化等支援交付金等については、全体予算額の減少及び優先枠等の設置による一般枠の予算圧迫などにより、担い手の経営改善に必要な農業用機械や施設の整備に支障が生じている。また本県では、経営継承を個々の農家の問題ではなく、地域の問題として捉え、経営継承支援センターの立ち上げ等、取組みを強化しており、貴重な経営資産を次世代に安定的に引き継ぎ、未来を支える多くの担い手を確保していかなければならない。
- (4) くまもと林業大学校においては、県内の森林資源が成熟する中、資源として利用し、植えて、育てていくための担い手の育成に向けて「緑の青年就業準備給付金事業」を活用し、即戦力となる林業担い手の確保・育成に取り組んでいる。こうした中、令和6年度から定員を

増やしており、予算の拡充が必要である。

(5) 経営体育成総合支援事業では、漁業学校等での知識の習得期間に限った給付金制度はあるものの、就業後は指導者への研修経費の支援のみであり、就業後に必要な漁船や漁具などの初期投資への支援や就業後の給付金制度は整備されていないため、支援創設が必要である。また、新規就業者の確保を推進するため、親元就業を給付金の対象とするなど、効果的に活用できる制度への見直しが必要である。

(6) 本県農業分野では、4,616人の外国人材が就労し、そのうち技能実習生が3,615人と78%を占め、今回の制度見直しの影響を大きく受けることから、早期の情報提供と十分な移行期間が必要である。また外国人の受入れについては、賃金水準の地域間格差により、外国人材が賃金の高い大都市や特定の地域へ集中することが懸念されており、転籍要件の緩和にあたり、地域間の偏りを是正する措置が必要である。

加えて現行制度では技能実習2号を満了すれば特定技能へ移行できたが、見直し後は新たに技術試験と日本語能力試験の合格が要件となり、特定技能へ移行する外国人材の減少が懸念されるため、日本語教育に係る環境整備や支援が必要である。

2 本県は、国産畳表需要のほとんどを担ういぐさの一大産地であり、熊本県議会議員提案による「熊本県いぐさ・畳の振興に関する条例」を制定した（R7年3月）。本県のいぐさの生産状況は農家数、栽培面積減少が続き、産地維持が難しくなっており、いぐさの担い手が意欲を持って営農継続と規模拡大に取り組めるよう恒久的に支援することが重要である。

3 本県では、高齢化等の進展等による担い手の減少や生産現場の労働力不足に対処するため、スマート技術の実装に向けた取組みを加速化している。各部門でスマート技術の導入を重点的かつ確実に実施し、少ない労働力による作業の効率化など生産性を向上することが必要である。

4 (1) 増加する自然災害等に対し、農業者のセーフティネットへの更なる加入を促進するため、より農業経営の安定に資する制度とすることが必要である。

収入保険においては、補填額が増えるよう支払率の幅をさらに柔軟に選択できる制度にするなど、農業者が安心して加入を継続するための対策をお願いしたい。

(2) 農業においては、災害時に被災した農業施設に対する支援制度（農地利用効率化等支援交付金（被災農業者支援タイプ））により、手厚い支援を受用けられることから、水産業においても養殖施設等の復旧に関する同様の支援制度を創設する必要がある。

5 (1) アフリカ豚熱（以下「ASF」という。）は、有効なワクチンや治療法がないことから、国内で発生した場合の畜産業への被害は甚大なものとなる。ASFウイルス侵入防止対策については畜産だけでなく、野生いのししへのウイルス伝播及び死亡個体の処理など環境にも配慮した防疫対策が重要である。また、ASF等の海外悪性伝染病を国内へ侵入させないために、外国からの観光客の靴底消毒徹底や畜産物等の不正持ち込み摘発等の水際防疫対策をさらに強化する必要がある。

国内線が到着する空港における靴底消毒は、関係機関と調整して推進するよう依頼があっているが県の責任において実施すべきなのか不明確である。負担を軽減する方法も含めて、消毒の必要性や効果について明らかにする必要がある。

さらに、九州全域において飛来が確認されているミカンコミバエや九州本土で上陸が確認されたアリモドキゾウムシ、ジャガイモシストセンチュウ、加えて、中国において発生が確認され、宿主植物（花粉等）の輸入が停止されたナシ火傷病、ランピースキン病のベクターであるサシバエ、ヌカカ、ネッタイシマカなど重要病害虫の侵入警戒やまん延防止を図る必要がある。

国内でR6.11に初めて確認されたランピースキン病の主要な感染経路はサシバエ等の吸血昆虫による機械的伝播とされており、個体数が多いことと吸血頻度が多いことから、特にサ

シバエ対策が重要である。

また、九州本土で確認はされていないものの、本州等において分布が拡大している特定外来生物のクビアカツヤカミキリに対するモニタリング手法の確立と水際対策の強化が求められている。

- (2) 豚熱については、岐阜県での発生以降、6年が経過し、北海道以外の全地域で継続したワクチン接種が実施されている。打ち手の確保として知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者によるワクチン接種も可能となったが、ワクチンの管理は豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針により都府県が実施するものと規定されている。ワクチン接種を行っている限り、豚熱の清浄化は長期的である。また、豚熱ワクチンは国内承認を受けたワクチンであるとともに、過去には市場流通していたものであることから、家畜生産農場衛生対策事業を活用するなど民間でワクチンの管理・使用が可能になるよう制度設計の見直しが必要と考える。これにより、現時点で生じている都道府県によるワクチンの管理や事務手続き等の家畜防疫業務の負担軽減につながる。なお、ワクチン接種農場の監視は、都府県による免疫付与確認検査により徹底可能である。また、段階的な豚熱清浄化へのロードマップを示していただきたい。

一方、平時も含めた調査・報告等の家畜防疫業務に対する負担は年々増加しており、現に通常業務がひっ迫している。また、近年の鳥インフルエンザや豚熱の国内発生及びASF等の防疫対策として、家畜だけでなく、野生いのししに対する防疫対応も増えていることから、県の負担軽減が図られるよう業務の整理が必要である。

- (3) ランピースキン病が流行した際の感染牛の症状や、症状を呈さない感染牛の存在など、病態については未だ不明な点が多いことから、本病の発症機序や治癒の経過に関する検証と見直し及び発生予察を行うことが必要である。現在、新たに政令を指定し、発生初期から強制力のある措置を行うことの検討が進んでいるが、これまでの発生は、季節的に吸血昆虫が少ない状況であること、これからの吸血昆虫が増える状況で今後の発生状況が予測できないことから、これらの状況を踏まえた上で、詳細を検討する必要がある。また、農場の環境や季節の変動を背景としたサシバエなどの吸血昆虫の生態や有効な防除対策についても調査を進める必要がある。

- 6 近年、農林水産業を担う技術系職員は、採用の申込者数が減少傾向にあり、気象災害や悪性家畜伝染病等の緊急時の対応をはじめ、平時の業務においても不足している状況にある。

そのため、国において、農業生産基盤の整備や新技術の普及を行う農林水産系の技術職員の魅力を発信するためのキャンペーンを実施するなど、学生等に対してその重要性を訴求されるとともに、県独自の技術職員確保のための広報・周知に対しての支援が必要である。

中山間地域対策の充実強化及び農山村振興に対する支援

提案・要望事項

【農林水産省】

- 1 中山間地域等において農業生産及び集落活動等を維持・継承していくための支援の充実
- 2 日本型直接支払制度等、農業・農村の多面的機能を維持・発揮するための支援
- 3 有害鳥獣による農作物被害防止対策の推進

【提案・要望の内容】

- 1 (1) 持続可能な地域を目指す多様な取組みを支援するために農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）における十分な予算確保をお願いしたい。また、農村型地域運営組織（農村RMO）形成の着手前段階における支援の強化や、実施期間を十分に確保するための事務手続きの見直しをお願いしたい。
(2) 中山間地域の厳しい営農条件を踏まえ、農山漁村地域整備交付金及び中山間地域農業農村総合整備事業で実施する基盤整備について、中山間地域の多面的な価値を適切に評価した新たな促進費メニューの創設をお願いしたい。
- 2 日本型直接支払制度について、取組の維持拡大に向けて積極的な推進ができるよう、十分な予算確保をお願いしたい。また、多面的機能支払交付金について、田んぼダムに取組む農家への直接支払いや、農地維持サービス事業体の設置等による将来的に活動が継続できるような仕組みの検討をお願いしたい。さらに、環境保全型農業直接支払交付金について、令和9年度からの制度見直しに際し、農業者が継続的に取り組めるよう配慮をお願いしたい。
- 3 有害鳥獣による農作物被害防止対策の根幹である鳥獣被害防止総合対策交付金について、捕獲補助金の上限単価の引上げ及び必要な予算の確保をお願いしたい。また、効果的な被害防止対策について、地域の実情に応じた手法を分析・確立していただきたい。

【現状・課題】

県内の中山間地域は、令和2年度時点で県全体に占める割合は販売農家戸数の44.2%、経営耕地面積の35.4%となっており、本県農業を支える重要な地域である。しかし、中山間地域をはじめとする条件不利地域では、就業機会が少ないことなどから、人口の流出と高齢化が進んでいる。

- 1 (1) 本県では元気で豊かな農村の次世代への継承に向け農村RMO形成を進めており、令和6年度までに6地区が着手している状況。しかしさらなる取組み拡大に向けては、地域住民の合意形成や事業の実現可能性の検討など着手に至る前段階での課題があり、これらへの支援が必要となっている。また、農村RMOの形成に取り組む地域の複数年度にわたる取組み効果を最大化するためには、十分な予算確保に加え、実施期間を確保するため事務手続きの簡素化が求められている。
(2) 中山間地域の基盤整備において、農地集積の加速化や農家の負担軽減のための促進費を交付する制度の強化が必要である。また、促進費助成対象は集積のみならず、地域用水への活用など多面的機能を有している点も加算対象とすることが必要である。
- 2 日本型直接支払制度は、本県における中山間地域の農業・農村の維持・活性化に大きく貢献してきた。人口減少や高齢化が進む中、活動組織の計画的な取組みの実施と体制整備に向けて、推進交付金を含む十分な予算確保が必要である。

中山間地域等直接支払交付金は、農業生産活動等の継続と体制整備に向けた活動に取り組んでおり、高齢化・過疎化が進む中で、地域農業の維持・発展に資する取組みとして、複数の集落協定間でのネットワーク化、スマート農業による農作業の省力化等に取り組めるよう、これらの加算措置についても十分な予算確保が必要である。

多面的機能支払交付金の活用により農地や農業用施設が適切に補修・更新等され、かんがい機能が適切に発揮されることに加え、自然災害への備えとしても期待される。この中で田んぼダムは有効な手段であり更なる普及拡大を図る必要がある。しかしながら、多面的機能支払交付金の加算措置は活動組織が受領し、取組み農家が直接的に対価を受けられない状況である。このため、田んぼダムに取り組むことによって掛り増す経費を取組み農家へ直接支払われるよう、制度の弾力的運用や財源確保をお願いしたい。

また、県内では将来、共同活動への地域内参加者が不足し活動に支障を来す恐れがあるため、人手不足に悩む活動組織に対して、地域外の人材で構成する組織（農地維持サービス事業体）を設立し、サービス事業体の構成員が副業として草刈や長寿命化工事等のサービスを提供するなど、将来的に活動が継続できるような仕組みを国においてモデル的に実施していただきたい。

環境保全型農業直接支払交付金は、農業者が安心して継続的に取り組めるよう、予算の十分かつ安定的な確保に加え、令和9年度からの制度見直しにおいては、先進的に取り組む農業者の意欲向上につながるような事業メニュー及び単価設定をお願いしたい。また、農業者が提出する書類は専門的な内容が多く複雑なため、確認事務の簡素化と負担軽減が必要である

- 3 本県における有害鳥獣による農作物被害は、5億円前後で推移しているものの、近年、イノシシ、シカによる被害が増加している。鳥獣被害は、農家所得の減少と農業者の営農意欲減退に直結していることから、被害の減少に向けて、有害鳥獣の生息環境管理、侵入防止対策、捕獲及びジビエ利活用、並びにこれらを実践する人材の育成等を強化していく必要がある。このことから、これらを実施する鳥獣被害防止総合対策交付金について、捕獲経費の実態や物価高騰等による影響を考慮した捕獲補助金の上限単価の引上げや継続的かつ必要な予算を確保する必要がある。また、被害減少のためには、地域における鳥獣被害の実態や野生鳥獣の生息状況を踏まえた手法を選択・実施することが重要である。このため、全国で実施している取組みの効果を分析・検証し、集約のうえ提示していただきたい。

燃料・肥料・飼料等生産資材の価格高騰対策

提案・要望事項

【農林水産省】

- 1 施設園芸等燃料価格高騰対策（セーフティネット構築事業）の恒久化、十分な予算確保、発動基準価格の上限設定等制度の拡充
- 2 生産資材価格高騰に対する支援制度の創設及び気候変動への対応に係る十分な予算の確保
- 3 肥料価格急騰時における影響緩和対策の発動基準等の明確化と化学肥料の代替となる家畜排せつ物由来堆肥等の地域資源の利活用への支援
- 4 配合飼料価格の高止まりに伴う畜産農家への影響緩和と耕畜連携等による国産飼料増産に係る施策の充実・強化、各種畜産経営安定対策の柔軟な運用と十分な予算確保

【提案・要望の内容】

- 1 (1) 令和7年度が事業期限となっている施設園芸等燃料価格高騰対策については、恒久化するとともに十分な予算確保をお願いしたい。
(2) 施設園芸セーフティネット構築事業および茶セーフティネット構築事業は、発動基準価格に上限を設定するとともに、国負担割合の拡大をお願いしたい。
(3) 燃油・ガス等の燃料を利用する全ての農業者が、燃料価格高騰対策・セーフティネット構築事業への加入が可能となるよう制度の拡充をお願いしたい。
- 2 原油価格の高騰に伴い、燃料に加え、ハウス被覆フィルムやマルチ、養殖用支柱やロープ等の生産資材も高騰していることから、生産コスト上昇による影響を緩和し、持続的な経営につながるような生産資材に対する支援制度の創設をお願いしたい。また、夏季の高温対策として、生産現場で新たに必要となる遮光・遮熱資材等の導入に必要な予算の確保をお願いしたい。
- 3 肥料価格急騰時における影響緩和対策の発動基準や補助率等の明確化
(1) 肥料価格急騰時における影響緩和対策の発動基準や補助率等の明確化
(2) 家畜堆肥を利用した混合肥料の開発や下水汚泥等の未利用資源の肥料化に向けた施設整備及び機械導入支援に係る十分な予算の確保
(3) 家畜排せつ物由来堆肥について、畜産農家等での良質堆肥生産のための施設や耕種農家の円滑な活用を推進するための機械・施設等の整備に係る十分な予算の確保をお願いしたい。
- 4 (1) 配合飼料価格安定制度については、今般の多額な補填財源負担を背景に、今年2月に「配合飼料価格安定制度のあり方検討会」が設置され、同10月に中間報告されたことは承知している。このような中であっても、生産者の自助努力のみでは対応し得ないコスト上昇時には、適切な支援等を行うなど柔軟な対応をとっていただきたい。
(2) 本県では稲WCSが全国1位の生産面積であり、堆肥の耕種農家利用が行われているだけでなく、その裏作でイタリアンライグラス等を生産する農業生産法人が、畜産農家に販売するなど水田活用直接支払交付金を活用した耕畜連携が定着している。この耕畜連携が大きく減退することがないように令和7、8年度の同交付金の助成水準の維持をお願いしたい。
なお、令和9年度以降の水田政策の見直しに当たっては、これまでの本県の水田を活用した耕畜連携事例を畑作においても展開・発展できるよう、助成水準の維持と十分な予算確保や、必要な対策を講じていただきたい。
(3) 畜産経営安定対策について引き続き状況に応じた柔軟な運用と十分な予算の確保をお願い

したい。

【現状・課題】

- 1 (1) 農業者と国の拠出により、燃料価格が一定の基準を上回った場合に補填金を交付する施設園芸等燃料価格高騰対策事業については、令和7年度が事業期限となっている。
(2) 発動基準価格は過去5か年、急騰特例基準価格は過去3年の平均単価を基に算定される。令和2年以降、燃油価格の高騰が続いており、現状の算定方法では、今後発動基準価格等が上昇し、補填が受けられない事態が生じることが懸念される。
また、燃油以外の様々な生産資材コストも上昇しており、農業者の経営が厳しくなっているため、現在、国と農業者で1:1の負担となっている積立金について負担軽減が必要である。
(3) 現行の対策では、野菜、果樹又は花きの施設園芸若しくは茶業を営む者が支援対象となっているが、本県の特産作物である、いぐさ、葉たばこが、乾燥工程において、重油、灯油を使用しているにも関わらず、対象外となっており、支援が必要である。
- 2 農業者は、燃料だけでなく、ビニルなどの被覆資材やマルチ資材がこの3年間で20~35%程度高騰しており、農業所得が減少している。漁業者においても、養殖用飼料だけでなく、漁業生産に必要な不可欠な養殖用資材や出荷用資材等がこの2年間で13%程度高騰しており、漁家経営を圧迫している。本県では、令和6年6~9月の間に51日間と観測を開始以来、過去最高日数を記録している。このため、特に農業では、米、野菜、果樹、畜産において農業団体と県を中心にプロジェクトチームを立ち上げ、遮光・遮熱資材の導入など喫緊の対応策等を検討している。
農業者や漁業者が安心して営農を継続することができるよう、生産資材の価格高騰に対する対策または支援制度の創設が必要である。
- 3 原油価格や輸送料の上昇、中国によるリン酸肥料原料の輸出検査の厳格化措置、ロシアのウクライナ侵攻などの影響から、肥料価格は高騰したが、県内の令和6年度の春肥価格（令和6年12月公表）は、最も高騰した令和4肥料年度の春肥価格と比較して24%の低下に止まっている。
国において、令和6年3月、国内肥料資源利用拡大対策事業に肥料価格急騰時の影響緩和対策が盛り込まれたが、発動基準や補助率等は明確化されていない。
一方で、国際価格の影響を受けにくい体質とするため、化学肥料の代替となる家畜ふん堆肥を利用した混合肥料の開発や、下水汚泥等の未利用資源の肥料化など国内資源の活用を推進することが必要である。
また、化学肥料代替として堆肥を利用する際の課題である良質堆肥生産や堆肥のストックヤード及び堆肥散布に係る機械や散布労力を確保するためには、耕種農家が組織的に機械や施設を整備し、散布体制を確立することが必要である。
- 4 (1) 配合飼料価格安定制度については、令和5年度第1四半期以降の対策として「新たな特例」が設けられ、発動の条件や算定ルールの見直しにより、高止まり状況にあっても「緊急補填」が発動する仕組みとなった。しかし、連続する3四半期が最長の交付期間とされており、令和5年度第3四半期を以て補填が終了したことから、第4四半期以降の農家負担が大幅に増加している。
(2) 価格高騰時の公的な支援制度のない粗飼料や単体の飼料穀物については、国内の自給率を向上させることが肝要であるが、畜産農家の持つ土地基盤や労働力のみでは長大作物や牧草類、子実用とうもろこし等の国産飼料の増産に限界があるため支援の充実が必要である。
(3) 各種畜産経営安定対策等についても、飼料等の高騰の影響による個別経営体の資金繰りが悪化しており、状況に応じて経営安定対策の生産者負担金の納付猶予等、柔軟な運用をお願いするとともに、これらの制度が適切に機能するよう、十分な予算の確保が必要である。

赤潮被害対策への支援

提案・要望事項

【総務省、農林水産省、環境省】

- 1 事業継続・経営安定に関する支援
 - (1) 赤潮による損失への直接支援
 - (2) 漁業災害補償制度（養殖共済）の見直し
 - (3) 運営資金の融資に関する支援
 - (4) 赤潮被害抑制の取組みに関する支援
 - (5) 赤潮被害軽減のための施設整備に関する支援
- 2 赤潮発生メカニズムの解明と有害赤潮の被害軽減技術等の確立
- 3 赤潮対策に取り組む地方公共団体に対する財政的支援

【提案・要望の内容】

- 1 (1) 大規模な赤潮被害により、養殖業者は複数年に亘り、利益の確保が困難な状況であることから、共済金相当額を超える損失を直接補填する救済措置をお願いしたい。
 - (2) 養殖対象種毎の共済単価について、近年の養殖経営に係るコスト上昇に見合う見直しを行うとともに、柔軟な制度の運用をお願いしたい。その際、新たな掛金負担とならないように措置するようお願いしたい。

なお、かけ流し式のトラフグやヒラメの陸上養殖についても、漁業共済の対象とするよう制度の拡充をお願いしたい。

また、赤潮被災漁場の生残魚については、エラの損傷や長期に亘る餌止め等により品質や歩留まり低下が生じるため、こうした赤潮に起因する二次被害についても赤潮特約で対応するようお願いしたい。
 - (3) 赤潮により被害を受けた養殖業者に対する利子助成について、農林漁業セーフティネット資金等に対する国の無利子化措置の上限（現行1千万円上限）を、養殖業者の経営実態に鑑み、概ね1億円を上限とするようお願いしたい。

熊本県における令和5年及び令和6年の赤潮被害において赤潮被害を受けた養殖業者の運転資金の借入れについては、国の無利子化措置の上限を超える部分で、以下の件数・借入金額に対して利子助成を行う予定である。

令和5年の赤潮被害：5件/3億6千2百万円
令和6年の赤潮被害：2件/1億2千万円

利子助成の対象となる借入金額の内訳は、1億円が2件、9千万円が2件、5千万円が1件、3千2百万円が1件、2千万円が1件である。
 - (4) 養殖業者等による赤潮被害の発生抑制に向けた自主的な取組を推進するため、AIによる赤潮発生予察システムの開発やICTを用いた監視体制整備、より効果の高い赤潮駆除剤（改良型粘土）や底質改良剤の散布などの取組みに対して支援をお願いしたい。
 - (5) 赤潮発生時に養殖魚の逃げ場を確保し、被害を軽減するため、生簀の大型化や足し網の導入に必要な施設整備に対する定額支援をお願いしたい。

また、赤潮被害を回避する新規漁場の整備にかかる係留施設や消波施設等の設置について有八特措法等に基づく補助率のかさ上げ対象とするなど特段の支援をお願いしたい。

- 2 赤潮の発生メカニズムは不明な点が多く、現状の被害防止対策の効果は限定的であることから、養殖業者が安心して持続的に養殖を営んでいくためには、有害赤潮による被害を最小化するための更なる研究・技術開発が不可欠である。

このため、発生メカニズムの解明や発生防止対策の確立を進めるとともに、効果的かつ経済的な防除技術や赤潮に強い養殖魚の育種など被害軽減技術の開発及び早期の実用化をお願いしたい。

また、令和6年度のように赤潮発生海域からのプランクトンの流入により複数の県で被害が発生する場合、単県では対応が困難であることから、国主導の下、発生海域での防除対策をお願いしたい。

- 3 赤潮被害対策費用については、国により特別交付税の措置がなされていますが、赤潮被害を受けた養殖業者に対する支援やへい死魚の処分費用など、頻発する赤潮への対策費用は地方公共団体にとって財政的に大きな負担となることから、新たな国庫補助制度の創設とそれに伴う地方財政措置による更なる財政支援をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1～3 令和3年度から4年連続で発生した八代海における赤潮被害は、4年間の被害総額が50億円を超えており、本県の養殖業に深刻な影響を与えている。

また、昨今の燃油、資材、飼料価格の高騰により、養殖業者は厳しい経営環境に置かれている中、4年連続の赤潮による甚大な被害を受けた養殖業者からは、将来に向けた事業継続を不安視する声が挙がっており、事業継続や赤潮対策への支援が急務となっている。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合計
被害尾数	65千尾	2,916千尾	1,124千尾	665千尾	4,770千尾
被害金額	91百万円	1,965百万円	1,544百万円	1,480百万円	5,080百万円

有害赤潮による漁業被害の状況（令和3年度～令和6年度） R6.9.12時点

災害からの着実な復興と地域経済の維持・発展に向けた 中小・小規模企業等への支援の強化

提案・要望事項

【内閣官房、内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、経済産業省】

- 1 米国による相互関税等に対する対策の実施及び見直しに向けた対応
- 2 円滑な事業承継促進のための支援の継続
- 3 商工会・商工会議所が行う伴走型支援の機能強化のための経営発達支援計画実施への継続支援
- 4 地方公共団体による小規模事業者支援推進事業費補助金の予算の確保
- 5 物価高騰や人手不足等の経営環境の変化への対応に向けた事業者の新たな取組み等への継続支援
- 6 物価上昇に対する賃上げのための労務費等の適切な価格転嫁施策の継続・強化
- 7 更なる人材確保のための多様な正社員雇用に対する税制優遇措置等による企業へのインセンティブの拡充

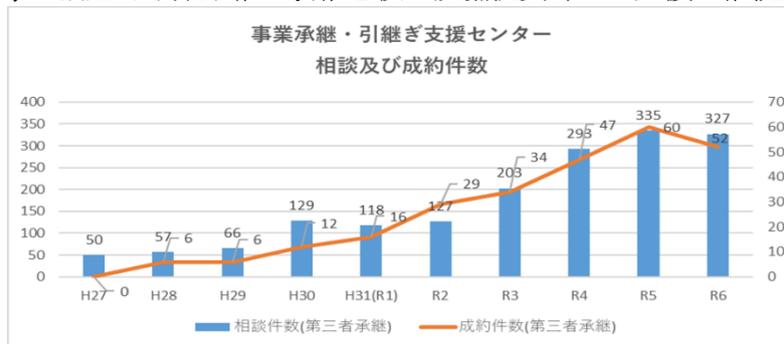
【提案・要望の内容】

- 1 4月25日に米国の関税措置に関する総合対策本部で、相談体制の整備等を柱とする「米国関税措置を受けた緊急対応パッケージ」をとりまとめられた。引き続き、今回の関税措置がもたらす経済への影響等について分析を行い情報提供を行うとともに、関税の影響が発生した場合には、その影響を大きく受ける輸出関連企業や、経済の変動の影響を受けやすい中小・小規模企業等に対する資金繰り支援、経営指導等、地方の産業や雇用への影響を最小限にするため、躊躇なく追加的に必要な対応を実施していただきたい。併せて、米国に対し関税措置の見直しに向けた対応をお願いしたい。
- 2 企業の後継者不足が深刻となる中、地域経済を維持・発展させるためには、さらなる円滑な事業承継及び経営資源の引継ぎの促進が必要であることから、事業承継・M&A補助金の継続とともに、事業承継・引継ぎ支援センター等に対し、引き続き強力に支援いただきたい。
- 3 商工会・商工会議所による小規模事業者への伴走型支援の機能強化のため、経営発達支援計画の策定及び計画の実行に必要な経費の支援（伴走型小規模事業者支援推進事業補助金）を継続いただきたい。
- 4 小規模事業者支援推進事業費補助金について、本県では熊本地震及び令和2年7月豪雨災害の影響を受けた小規模事業者の販路拡大等の取組みを支援するために活用しており、被災地域の復興に向け、引き続き支援をいただきたい。
- 5 物価高や人手不足等の経営環境の変化に対応するためには、中小企業者の生産性向上やビジネスモデルの変革、販路開拓等の取組みが重要であることから、引き続き、中小企業省力化投資補助金や小規模事業者持続化補助金等にかかる予算の確保をお願いしたい。併せて、物価高等の経済情勢で苦しむ事業者に対しては、状況に応じた資金繰り支援の継続や、経営改善・事業再生に対する支援の強化をお願いしたい。
- 6 賃上げや原材料・燃料等の物価高騰に対応するための労務費等の適切な価格転嫁を促すため、取引調査員（下請Gメン）による訪問調査や、下請取引の適正化を推進することを目的として設置された“下請かけこみ寺”での相談受付等の取組みの継続及び強化をお願いしたい。
- 7 更なる人材確保のため、正社員として働く意欲はあるものの、子育てや介護その他の事情によりフルタイムでの就業が難しく現在就業していない方々の就労を促進するため、企業が職務・勤

務地・時間を限定した多様な正社員を新たに雇用した場合、一定の税制優遇など一層のインセンティブの拡充をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 令和7年4月3日に米国のトランプ大統領が、日本からの輸入品に対し、24%の相互関税を適用する旨を発表し、自動車についても25%の追加関税措置を発動した。その後、相互関税の上乗せ分について一時停止されたものの、一律10%の関税や自動車に対する追加関税は維持されている。県として、県内の商工・農業関係団体や事業者にはヒアリングを行っているが、今後の影響を懸念する声が挙がっている。中長期的に見ると本県のあらゆる産業への影響が懸念される。
- 2 本県では、事業承継診断を行った事業者のうち、約半数の事業者が「将来を語り合える後継者がいない」と回答しており、円滑な親族内承継の推進とともに後継者不在企業への支援が重要となっている。事業承継・引継ぎ支援センターにおいては、相談件数・成約件数ともに年々増加傾向にあるが、事業承継の取組みをさらに後押しするため、事業承継・M&A補助金により、専門家の活用や事業承継・引継ぎ後の設備投資等への支援の継続が必要である。



- 3 商工会・商工会議所による経営発達支援計画（小規模事業者支援法）に基づく小規模事業者への伴走型支援の更なる推進と機能強化に必要な所要額の確保に向け、伴走型小規模事業者支援推進事業補助金による支援の継続が必要である。
- 4 令和2年7月豪雨の被災事業者は、未だ公共事業で事業再建ができない事業者が存在することから、引き続き支援が必要である。また、熊本地震についても、益城町の土地区画整理事業等の影響を受けて再建できない事業者がいることから、引き続き支援する必要がある。
- 5 物価高や人手不足等、事業者を取り巻く経営環境が変化し、その先行きが不透明感を増す中、事業者の事業継続と成長を促進させるためには、その生産性の向上やビジネスモデルの変革、販路開拓等にしっかりと取り組むことが重要である。現在、国が実施される中小企業省力化投資補助金や小規模事業者持続化補助金（通常枠・特別枠）等は、これらの取組みにとって効果的であることから、事業者の継続的な活動を強力に後押しするため、その継続が必要である。
また、賃上げや物価高等の影響による資金繰りの悪化が懸念されることから、状況に応じた資金繰り支援の継続や、経営改善・事業再生に対する支援の強化が引き続き必要である。
- 6 労務費等の適切な価格転嫁を促すため、下請Gメンによる訪問調査や下請かけこみ寺での相談受付等の取組みが行われているが、現在も下請かけこみ寺には年間100件を超える相談があつており、価格転嫁の早期実現が喫緊の課題となっている。
- 7 厚生労働省の「雇用均等基本調査（令和5年度）」によると、多様な正社員制度「あり」と回答した事業所は23.5%となっている。人材不足対策は喫緊の課題であり、短時間正社員制度など多様な働き方の推進を加速するため、キャリアアップ助成金の「多様な正社員制度規定に関する加算措置」に加えて、企業が職務・勤務地・時間を限定した多様な正社員を新たに雇用する場合の一定の税制優遇措置など一層のインセンティブの拡充が必要である。

F I T 期間終了を迎える再エネ施設に係る諸課題への対応強化

提案・要望事項

【経済産業省、環境省】

- 1 太陽光発電設備の撤去資金確保、長期安定電源化、リサイクル促進に向けた取り組みの強化
- 2 地域共生型の再エネ導入「推進」と「抑制」との両立が可能となる仕組みの構築

【提案・要望の内容】

- 1 F I T 固定価格買取制度の期間満了後、太陽光発電事業の廃止や太陽光パネルの大量廃棄、さらには撤去されず放置されることを懸念しており、「太陽光 F I T 後放置ゼロ」に向けた取り組みをしっかりと進める必要がある。

F I T 制度における廃棄等費用積立制度や新たな預託制度で、一定の撤去資金は確保されるが、物価高騰及び人材不足により、太陽光発電施設の撤去費用が不足することが懸念される。

国民負担による固定価格での長期買取によって導入が進んだ事業用太陽光発電施設であることから、F I T 期間終了後もできるだけ長期に再エネ電源として活用し、また、事業終了後も、更なる国民負担を発生させることなく、適切に、撤去、リサイクルされる必要がある。

事業終了時に、すべての太陽光パネル等が適切に処理されるよう、次の取り組みをお願いしたい。

 - (1) F I T 制度における廃棄等費用積立制度や新たな預託制度で確保された資金で、撤去費用が賄えない場合、経営不振、転売等により、太陽光パネル等が放置される可能性があるため、十分に撤去可能な額が積立や預託されるよう、必要な措置を講じること。
 - (2) 再エネを安定して供給し、太陽光パネルの廃棄時期の集中を緩和するためにも、長期活用を促す必要があり、長期安定電源としての継続的に必要な措置を講じること。
 - (3) 太陽光パネルのリサイクルが可能な施設は全国的に少なく、リサイクルできず最終処分される場合や、処理されず放置されることが懸念される。大規模な太陽光パネルの撤去が始まるまでに、高度なリサイクルを行うことができる施設が全国的に設置されるよう必要な措置を講じるとともに、より高度なリサイクルを促すようリサイクル費用等の制度設計を講じること。
- 2 事業用太陽光発電等の再エネ施設のうち、防災、環境・景観等の面で課題がある場所に立地しているものもある。このような立地を抑制するとともに、施設も将来的に撤去されるなど、再エネが適地で長期的に運用されるよう誘導することが必要であるため、地球温暖化対策推進法に基づく「促進区域」の設定だけでなく、「保全区域」（仮称）の設定など、再エネ導入と抑制との両立が可能となる仕組みの構築をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 平成24年（2012年）のF I T 制度の創設により、全国で太陽光発電施設が急速に普及。特に、九州は日照条件が良く、導入が他エリアに比べて進んでいるとされており、本県でも、F I T 制度の認定を受けた太陽光発電が約2,013メガワット導入されている（2024年6月末時点）。本県の再エネ発電量のうち約半分は太陽光発電によるものであり、F I T 期間終了後の再エネ電力の安定供給や、太陽光パネルの放置や大量廃棄等が懸念される。

特に、太陽光パネルの廃棄については、F I T 制度の中で、廃棄等費用積立制度が創設されているものの、その積立額は制度設計時に必要とされた標準的な金額であることから、物価高騰等

により実際の撤去時には費用が賄えない可能性がある。また、新たな預託制度でも同様に、撤去資金が不足する場合、経営不振等で追加費用を支払えない事業者や、転売等により撤去義務を逃れたり放置する事業者が生じることを懸念している。

また、昨年度、本県の事業用太陽光発電施設について、F I T後の対応方針等についてアンケート調査を行った結果、F I T後に集約化し長期に活用する場合に必要なオンライン対応ができていない施設が多いなど、長期間安定電源化に向けた対応が必要な場合があると考えられる。

リサイクルについては、パネルの大量撤去に対応できる、より高度なリサイクル施設の整備が必要であるが、施設整備に対する支援に加え、撤去量・期間など施設を整備する事業者にとって必要な情報の把握・提供、さらに、より高度なリサイクルが促されるような費用等の制度設計が必要である。

さらに、卒F I T電源ではR E 1 0 0の要件を満たさないため、そのまま電力として活用するのではなく、水素を製造する電源として活用することも有効と考えている。しかし、現状では系統からの電力供給では採算性が低いとされており、余剰電力をより安価に確保できるよう、託送料金の減免などの支援措置が必要である。

- 2 令和4年（2022年）4月、改正地球温暖化対策推進法において、地域共生型再エネの立地を促進するために市町村が指定する「促進区域」の制度が創設されたことを受けて、本県では、促進区域の設定に関する県基準の策定や、基準の内容を可視化したゾーニング図の公表などの取組みを進めているが、令和7年（2025年）3月末時点で、促進区域の設定に至った市町村は1村に留まっているなど、促進区域を設定する必要性を市町村は実感していない。

一方で、県内では、阿蘇地域のメガソーラーなど、環境・景観への懸念等から、再エネの抑制を求める声も根強く、再エネ導入「推進」と「抑制」の両立のため、促進区域だけでなく、再エネを抑制し、環境や景観等を保全するエリア設定が可能となるような措置が講じられる必要がある。

公共事業予算の安定的な総額確保

【総務省、財務省、農林水産省、国土交通省】

提案・要望事項

- 1 社会資本整備の着実かつ計画的な推進に必要な予算総額確保
- 2 老朽化対策に対する持続的な支援

【提案・要望の内容】

- 1 激甚化・頻発化する災害から県民の生命・財産を守り、地方創生に向けた取組を下支えするため、さらに持続的な経済成長の実現を図り、農山漁村の安全・安心の実現や生産性の向上を図るためには、道路・河川・砂防・治山・港湾・漁港・土地改良施設（排水機場等）・上下水道などの社会資本整備を着実かつ計画的に推進する必要があります。現下の資材価格の高騰を踏まえた必要な予算の総額確保をお願いしたい。
- 2 高度経済成長期に整備された社会資本の老朽化が著しく、一斉に更新時期を迎えていることから、計画的に維持修繕や更新を進めていくために必要な支援をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 本県における社会資本の整備状況の一例として、道路改良率は60.1%（全国32位、道路統計年報2024 都道府県別道路現況）であるなど依然として低い水準である。
また、社会資本の整備は安全・安心な社会を実現するだけでなく、TSMCの進出に伴う企業立地、雇用、民間投資の誘発に加え観光客の増加といった地方創生及び持続的な経済成長の実現に向けた様々な効果を発揮するものであることから、戦略的かつ計画的な整備の推進が必要である。
- 2 道路・河川・砂防・治山・港湾・漁港・土地改良施設（排水機場等）・上下水道などの社会資本の整備は、未来への投資であり、ストック効果の最大化に取り組みながら、その社会資本を将来世代に確実に引き継いでいく必要がある。
本年1月28日には埼玉県八潮市内において、下水道管の破損に起因すると思われる陥没が起き、周辺住民への日常生活に支障が生じるなど、全国的にも社会的に影響の大きい事案が発生している。高度経済成長期に整備され老朽化した社会資本の更新は待ったなしの状況であり、計画的な維持修繕や更新への継続的な支援が必要である。
特に、耐用年数（20年）を超える排水機場が6割を超えるなど土地改良施設の老朽化が進んでおり、管理者である市町村や土地改良区等の維持、補修費用がかさんでいるため、支援が必要である。

土砂災害から人命を守るために土砂災害特別警戒区域からの住宅移転を促進する交付金制度の要件拡充等

【内閣府、財務省、国土交通省】

提案・要望事項

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）から安全な地域への住宅移転を促進する交付金制度の要件拡充等

【提案・要望の内容】

頻発する土砂災害から人命を守るため、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）から安全な地域への住宅移転を促進する交付金制度の要件拡充等をお願いしたい。

【現状・課題】

- 熊本県内の土砂災害警戒区域約2万6千箇所（指定予定含む）の約9割で土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）が指定（予定）されており、そこには2万戸以上の人家が立地している。
- 土砂災害を防止する為のハード対策は人家5戸以上の限られた区域が対象となっている。一方で、土砂災害は毎年各地で頻発しており、土砂災害から人命を守り、地域の防災力の向上を図るためには、効果的なハード対策と合わせてソフト対策の強化が不可欠である。
- 熊本県では土砂災害から人命を守るために、レッドゾーンから安全な地域への住宅移転を促進する「土砂災害危険住宅移転促進事業」を平成27年度（2015年度）から県単独事業で実施しており、令和6年度末までに180件が土砂災害警戒区域外の安全な地域へ移転されている。
- 地方では、少子高齢化・人口減少が深刻化しており、ハード対策の対象外となる地域の更なる増加が懸念され、危険箇所から住宅を移転することは人命を守るために極めて有効なソフト対策であると考えられる。
- このためレッドゾーンから安全な地域への移転に要する経費等への補助を行う「がけ地近接等危険住宅移転事業」や「居住誘導促進事業」等の既存制度の要件拡充や新たな事業制度の創設等、危険箇所からの住宅移転を促進し住民の生命・身体を守るための財政支援が必要である。



レッドゾーンからの住宅移転件数の推移（累計）



阿蘇山直轄砂防事業の促進

【財務省、国土交通省】

提案・要望事項

- 1 阿蘇山直轄砂防事業の促進に必要な予算の確保
- 2 事業箇所の拡充

【提案・要望の内容】

- 1 阿蘇地域の住民の生命、財産を守るため、土石流・流木による被害を防止・軽減する「阿蘇山直轄砂防事業」に必要な予算の確保をお願いしたい。
- 2 荒廃が著しい箇所の対策を行うため、事業箇所の拡充をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 阿蘇地域は、全国平均の約2倍の年間降水量や、火山性の脆い地質のため、土砂災害が起こりやすい地域である。平成28年（2016年）の熊本地震とその後の降雨により、阿蘇地域のいたるところで山腹崩壊、土石流、がけ崩れ等が発生するとともに、膨大な量の不安定土砂が残存し、土砂災害の発生リスクが高まった状態となった。県では、災害関連緊急事業や激甚災害対策特別緊急事業等の採択を受け、砂防堰堤等の整備を進めることとなったが、流域の荒廃は著しく、更なる対策が必要な状況にあった。

このような中、阿蘇地域における土石流・流木災害から、人命・財産を守るとともに、白川・黒川流域の土砂・洪水氾濫リスクの低減を図るため、平成30年度（2018年度）から国交省による阿蘇山直轄砂防事業に着手していただいた。令和3年（2021年）4月には、対策工事の本格化に向け阿蘇砂防事務所が開設され、強力に事業を推進していただいております。事業予定箇所（25箇所程度）のうち、これまでに12箇所の整備が完了し、現在12箇所で事業が進められている。

- 2 熊本地震で生じた崩壊土砂に加え、昨今の激甚化・頻発化する豪雨や火山性の脆い地質と地震による地盤の緩みにより、今後大量の不安定土砂が長期間にわたって流出を続けることが懸念されることから、現在実施中の施設整備を集中的に進めていただくとともに、将来にわたり対応が必要である。

阿蘇山直轄砂防事業	期 間：平成30年度（2018年度）～令和9年度（2027年度）（予定） 総事業費：約256億円 箇 所 数：25箇所程度
-----------	---

三王谷川2砂防堰堤(阿蘇市) 令和6年3月完成



夜峰山2砂防堰堤(南阿蘇村) 令和6年3月完成



水道事業の経営基盤強化等に向けた取組への支援

提案・要望事項

【総務省、国土交通省】

水道事業の経営基盤強化等に向けた財政支援の拡充

【提案・要望の内容】

水道事業の経営基盤強化に向けた広域化等を推進するために、次の事項についてお願いしたい。

- (1) 水道事業運営基盤強化推進等事業（広域化事業）の対象範囲の拡大及び補助率の引上げ
- (2) 老朽化対策や耐震化の推進に向けた補助対象施設の拡大及び補助率の引上げ
- (3) 簡易水道事業の整備について、その財源となる過疎対策事業債の必要額確保

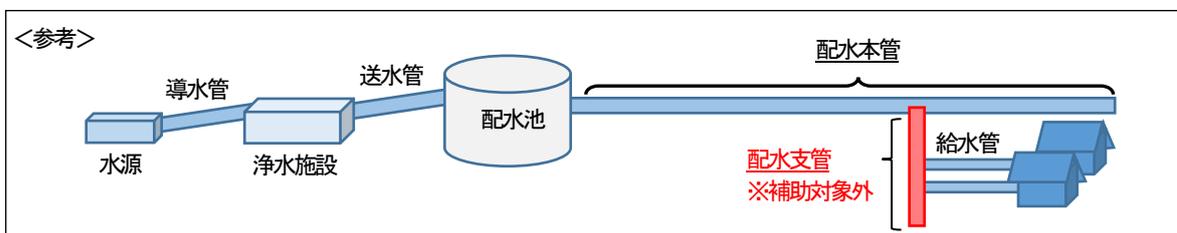
【現状・課題】

- (1) 人口減少に伴い、料金収入が減少する中、水道事業の安定的な経営のためには、広域化による効率的な事業運営が有効な手段の一つとされている。しかしながら、水道事業運営基盤強化推進等事業の現行の補助採択基準は、3以上（過疎地域など条件不利地域は2以上）の水道事業等の事業統合又は経営の一体化で、かつ計画区域内の給水人口が原則5万人以上とされており、小規模水道事業者の取組が進んでいない状況。

このため、経営基盤が脆弱な小規模水道事業者に対してもインセンティブが働き、広域化の取組が進むよう、事業統合等を伴わない施設の共同化（管路整備含む）などの事業についても交付対象とするなど補助採択基準を緩和するとともに、補助率を引き上げる必要がある。

- (2) 能登半島地震の発生を受け、令和6年度補正予算において、浄水場など上下水道システムの急所施設の耐震化や、避難所など重要施設に接続する上下水道管路等の一体的耐震化に関する支援制度が拡充等されたが、これらに該当しない配水管の更新等において活用する「水道管路緊急改善事業」については、補助率が引き下げ（1/3→1/4）られ、今後、配水管の更新に係る市町村等の財政負担が大きくなることが懸念される。

このため、経営環境の厳しい水道事業者においても、配水支管を含めた管路の更新や耐震化が計画的に進められるよう、水道施設の老朽化対策や耐震化の推進に係る支援制度全般について、補助対象施設の拡大（配水支管を追加）及び補助率の引上げが必要である。



- (3) 簡易水道事業の整備は、地方負担額の50%までについて過疎対策事業債（ハード分）を活用できることとなっているが、当県内の過疎市町村（32団体、うち全部過疎26団体、みなし過疎1団体、一部過疎5団体）の起債要望額に対する内示率は、令和元年度が86.4%、令和2年度が75.7%、令和3年度が99.9%、令和4年度が89.8%、令和5年度が85.6%、令和6年度が78.6%という状況にある。

水道は、住民生活に必要なライフラインであり、整備に当たっては緊急性が求められることから、必要となる財源は国により確保される必要がある。

九州の横軸をはじめとする幹線道路ネットワークの整備推進

【財務省、国土交通省】

提案・要望事項

1 幹線道路ネットワークの整備推進

- 九州中央自動車道
- 南九州西回り自動車道
- 中九州横断道路
- 有明海沿岸道路
- 熊本天草幹線道路

2 道路関係予算の安定的な総額確保

【提案・要望の内容】

- 1 熊本地震や豪雨災害など、近年の激甚化・頻発化する災害に対応するため、強靱で信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築や平常時・災害時を問わない安全・円滑な人流・物流を支え、地域活性化や生産性向上、ひいては地方創生の実現のため道路ネットワークの構築が重要である。

本県においては、九州中央自動車道「山都中島西 IC～山都通潤橋 IC」間の開通や中九州横断道路「大津道路」の令和6年度事業化、さらには、「熊本環状連絡道路」の令和7年度新規事業化など、幹線道路整備を大きく推進いただいている。

これらの取組みをさらに加速させ、県内はもとより九州全体の発展につなげるため、次の項目について、特段の御配慮をお願いしたい。

- 九州中央自動車道
 - ・「清和～蘇陽」間の早期事業化、「蘇陽五ヶ瀬道路」の早期整備、「矢部清和道路」の事業推進
- 南九州西回り自動車道
 - ・「水俣 IC～県境」間の供用年度の明示と早期完成
- 中九州横断道路
 - ・「大津西 IC～下硯川 IC」間の早期整備に向けた有料道路事業の導入、「滝室坂道路」の令和8年度内での1日も早い開通、「竹田阿蘇道路」の早期整備、「大津道路」の事業推進
- 有明海沿岸道路
 - ・「三池港 IC 連絡路」の早期整備、「荒尾道路」の事業推進、「荒尾市～長洲町」間の早期事業化、「長洲町～玉名市」間の計画段階評価の早期完了、「玉名市～熊本市」間の早期事業化に向けた取組みの推進
- 熊本天草幹線道路
 - ・「大矢野道路」、「本渡道路Ⅱ期」の早期整備のための所要額確保
 - ・「熊本宇土道路」及び「宇土道路」の早期整備、「宇土三角道路」の事業推進

- 2 道路関係予算を安定的に確保し、必要な道路整備を計画的に推進するため、令和7年6月を目途に策定される国土強靱化実施中期計画に基づき、施策の評価や資材価格の高騰も踏まえ、防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策を上回る水準を確保いただくとともに、当初予算を含め、継続的かつ安定的な予算措置をお願いしたい。

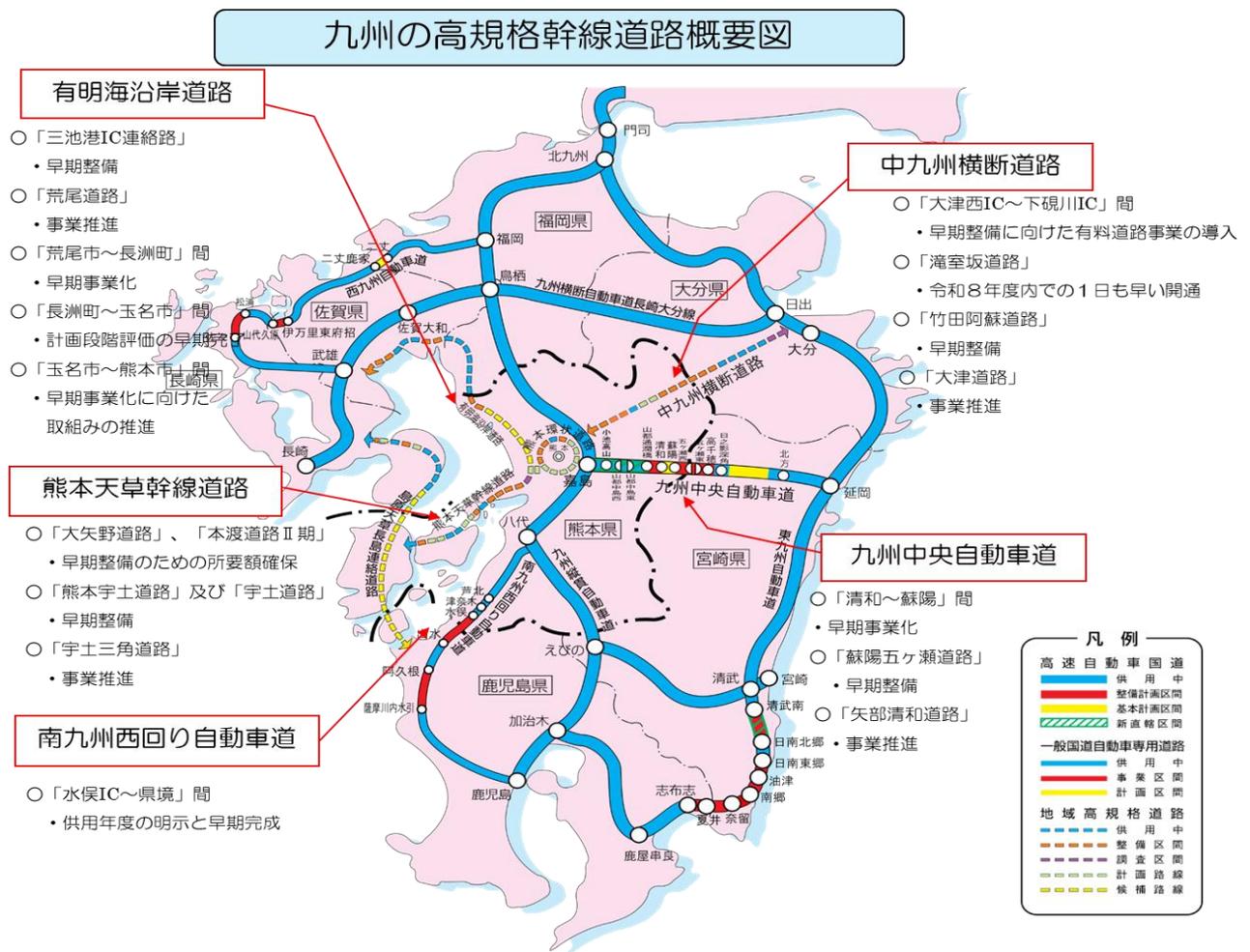
また、経済成長を確実に進めるため、地方創生や生産性向上に繋がる幹線道路ネットワーク整備などの公共事業についても、例年を大幅に上回る規模で必要な予算の確保をお願いしたい。

【現状・課題】

本県が九州の中心に位置するという地理的特性を踏まえ、‘すべての道はくまもとに通じる’という考えのもと、本県と九州内の主要都市を効率的に結び、九州の一体的な発展を図るとともに、平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨における教訓を踏まえ、広域防災拠点として大規模災害時に近隣県に対して支援・救援等が速やかに行えるよう整備等を進める必要がある。

特に、九州の横軸となる九州中央自動車道及び中九州横断道路については、観光振興や沿線の産業・経済活動に寄与するとともに、今後、南海トラフ地震の発生が懸念される中、熊本と宮崎や大分とを結ぶ「命の道」として整備が急務である。

県内はもとより、九州全体の発展につなげるため、九州中央自動車道、南九州西回り自動車道、中九州横断道路、有明海沿岸道路、熊本天草幹線道路など、本県の高規格道路の整備をさらに加速させる必要がある。



熊本都市圏の新たな高規格道路の実現に向けた支援

【国土交通省】

提案・要望事項

熊本都市圏3連絡道路の早期実現に向けた最大限の支援

【提案・要望の内容】

熊本都市圏の円滑な交通に資する都市交通ネットワークを形成するため、熊本都市圏北連絡道路、熊本都市圏南連絡道路、熊本空港連絡道路（以下、熊本都市圏3連絡道路）の早期実現に向け、以下の事項について最大限の支援をお願いしたい。

- 1) 概略ルート帯や構造等の決定に向けた道路計画検討に係る技術的支援
- 2) 早期整備のための有料道路制度の活用を含む事業手法の検討に係る支援

【現状・課題】

熊本都市圏においては、熊本市中心部の平均旅行速度及び主要渋滞箇所数がいずれも3大都市圏を除く政令指定都市ワーストワンであるなど、常態化した交通渋滞により市民生活や経済活動に深刻な影響を及ぼしている状況にある。

そのような中、令和3年6月に熊本県・熊本市により策定した「熊本県新広域道路交通計画」において、熊本市中心部から九州縦貫自動車道までを約10分、熊本空港までを約20分で結ぶ「10分・20分構想」を掲げ、定時性と速達性を兼ね備えた熊本都市圏3連絡道路を新たな高規格道路として位置づけた。

令和4年8月に熊本都市圏の市町村や経済界と「熊本都市圏3連絡道路建設促進協議会」を設立し、令和5年9月に開催した総会において熊本都市圏のみならず県内全ての市町村が参画することとなった。さらに、令和5年11月には、道路計画の具体化に向けて、第1回有識者委員会を開催し、「住民参加型の道路計画検討」に着手した。令和7年3月には、第2回有識者委員会を開催し、地域の現状と課題、政策目標の設定について議論を行った。今後、住民の意見を把握し、有識者の助言をいただきながら、ルート帯や主な道路構造など概略計画の決定に向けた調査・検討を進めることとしているが、都市部における大規模な道路計画立案であり高度な知見を要する。

熊本都市圏における交通課題の解消はもとより、世界的半導体企業であるTSMCの進出を契機として、九州全体の発展につなげるためにも、熊本都市圏3連絡道路の早期実現に向け、技術面や財政面等、国の絶大な支援が必要不可欠である。



住宅耐震化の推進

提案・要望事項

【国土交通省】

住宅耐震化の推進に必要な財政支援

【提案・要望の内容】

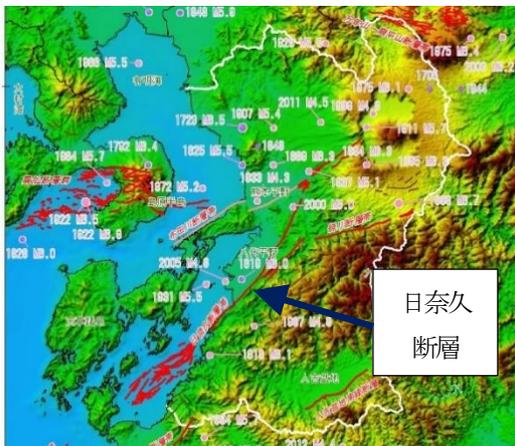
住宅の耐震化は、住民の生命・財産を守るために不可欠であり、被害を最小限に抑えるため、住宅耐震化の推進に関する予算総額を確保するとともに、住宅所有者や事業主体となる市町村の負担軽減等、補助制度の拡充等をお願いしたい。

【現状・課題】

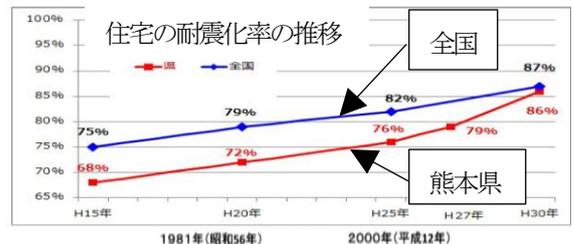
今般、全国的に大規模な地震が発生しており、本県においても、平成28年熊本地震の経験から、住宅の耐震化に関する重要性を改めて認識し耐震化に取り組んでいる。令和3年度時点で耐震化率は89.1%（推計値）であるものの、近年、耐震化率は伸び悩んでいる状況にあり、少子高齢化・過疎化といった社会的背景の中で住宅耐震化の推進が急務である。

本県においては、今後30年以内のM7.3程度の地震発生確率がSランクである日奈久断層があり、令和6年能登半島地震の甚大な被害を教訓として、住宅の耐震化を更に加速化する必要がある。そのため、本県においては、支援対象の見直しに加え、住宅の耐震化の集中的な推進のため、期間を定め、補助対象額の上限を引き上げるなど住宅所有者や事業主体となる市町村の負担軽減を行うこととしている。

現行の補助制度では、耐震改修工事の平均価格を下回る補助限度額が設定されており、所有者の負担割合が高いのが実情である。また、近年の物価及び人件費の高騰は配慮されたが、耐震化を加速化させるためには、更なる補助限度額の拡充等が必要である。加えて、耐震化の推進を着実に進めるため、所有者に対して確実に補助が行えるよう、予算総額の確保が必要である。



地震調査研究推進本部資料



【参考】社会資本整備総合交付金：住宅・建築物耐震改修事業における本県の補助制度の変遷

① 従来の補助制度による各負担割合（住宅の総合支援メニュー（工事費200万円）の場合）

国 50万円	地方（市町村） 50万円	所有者 100万円
--------	--------------	-----------

② 国R6.12月補正予算後：（国負担が7.5万円増額+県及び市町村によるさらなる増額対応）

国 57.5万円	地方（市町村 50万円+県 50万円）	所有者 42.5万円
----------	---------------------	------------

*一般財団法人日本建築防災協会の調査（R2）では、耐震改修工事の中央値は平均186万円で行われている。住宅の規模や建設時期等により、工事費が高くなれば、所有者の負担も大きくなる。

並行在来線（肥薩おれんじ鉄道）に対する支援

提案・要望事項

【総務省、財務省、国土交通省】

- 1 並行在来線の鉄道施設・設備や車両に係る修繕・更新費に対する支援制度の拡充及び必要な予算額の確保
- 2 並行在来線に対する赤字補填・運営費助成等の財政支援制度及び地元負担に対する地方財政措置の構築
- 3 自然災害等による鉄道ネットワーク不通の影響（線路使用料収入の予期せぬ減少）が生じた場合における支援制度の構築

【提案・要望の内容】

- 1 並行在来線は、収益性の低い区間のみが分離されたものであり、極めて厳しい経営状況が続いている。安全かつ安定的な運行に必要な不可欠な鉄道施設等は、今後、老朽化による多額の費用負担が見込まれることから、社会資本整備総合交付金（地域公共交通再構築事業）における並行在来線の簡易かつ優先的な採択を含む国庫補助事業の十分な予算枠の確保をお願いしたい。また、令和13年度以降の貨物調整金制度の見直しについて、並行在来線が将来にわたって安定的に運営できるよう新たな仕組みづくりをお願いしたい。
- 2 鉄道施設等の維持には多額の費用を要するため、公的支援が必要不可欠であるが、地方の財政事情が悪化する中、今後の維持存続が危惧されている。そのため、現行の鉄道施設等の修繕・更新費に対する補助制度のみならず、赤字補填や運営費補助等の新たな財政支援制度や地元負担を軽減するための地方財政措置（路線バスと同等の特別交付税措置）の構築をお願いしたい。
- 3 自然災害等による鉄道ネットワークの不通は、全国の貨物鉄道の運行に影響を及ぼすだけでなく、並行在来線各社において鉄道施設等の修繕・更新費の財源に充てられている線路使用料収入の予期せぬ減少を招くことを踏まえ、並行在来線が将来にわたって安定的に運営できるよう影響が生じた場合の支援制度の構築をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 並行在来線については、JRから経営分離される際に「事業譲受」という形で実質的な事業再構築を行っており、関係者との協議や経営計画の策定等を経て開業したため、地域公共交通再構築事業の採択要件を既に満たしていると考えられる。また、貨物調整金制度については、平成27年1月14日付け政府・与党申合せ「整備新幹線の取扱いについて」により制度見直しの方向性が示され、令和13年度以降は「貸付料を財源とせず、並行在来線に必要な線路使用料の確実な支払いを確保する新制度へ移行する」とされている。
- 2 R5決算では経常損益が8.8億円の損失計上となり、開業（H16）以降、19年連続で赤字となっている。中期経営計画を策定し、経営改善に向けた各種取り組みを実施しているが、沿線の人口減少や燃料価格高騰等の影響を大きく受け、未だ改善の見通しは立っていない。
- 3 H30年7月に発生した西日本豪雨において山陽本線が不通となった際、同年7月～10月にわたってJR貨物の貨物列車が運休減便となり、線路使用料収入が約40,000千円減額。当初予定していた鉄道施設等の修繕・更新を翌年度に繰り延べるなどで対応している。

地域公共交通(路線バス・地域鉄道)の確保・維持等に対する支援

提案・要望事項

【総務省、国土交通省】

- 1 路線バスや地域鉄道の確保・維持等に対する国庫補助の必要な予算額の確保
- 2 路線バスの地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の算定方法の見直し
- 3 路線バス事業者が行う共同経営の取組みに対する支援

【提案・要望の内容】

- 1 路線バスや地域鉄道は、いずれも地域住民の通学・通院・買物等の生活を支える交通手段として必要不可欠なものであるが、人口減少等を背景に各事業者ともその経営状況は厳しく、収支改善に向けた生産性向上の取組み等を検討・実施してもなお、それを支援する県及び市町村の負担は年々増加傾向にある。特に、令和6年度補正及び令和7年度当初予算では鉄道の車両検査費について、事業者からの要望満額での予算措置がなされていない状況であることから、路線バスや地域鉄道の確保・維持等に必要な予算額の確保をお願いしたい。
- 2 路線バスの地域間幹線系統確保維持費国庫補助金は、地域区分(補助ブロック)ごとに定められた「地域キロ当たり標準経常費用」を上限に算出した補助対象経常費用を基に算定することとされており、本県は、南九州ブロック単価(R6:330.72円)が適用されているが、実態に即していない状況となっていることから、北九州ブロック単価(R6:420.55円)の適用や、中九州ブロック単価の新たな設定などを見直しをお願いしたい。
- 3 本県のバス事業者5社は、令和3年(2021年)4月から重複区間の最適化など共同経営を開始。分析システムの構築、共通定期券の導入、共同経営計画策定等について、県は財政支援を行っているが、国の支援の継続を要望するものである。また、複数社による営業所の共有や、運行管理者の兼務等について道路運送法における基準の緩和等についてお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 過去に、路線バスに対する地域間幹線系統確保維持費国庫補助金について減額査定の可能性が示唆されたり、地域鉄道に対する鉄道軌道安全輸送設備等整備事業について所要額の予算が確保されないことがあった。令和7年度においては地域鉄道の車両検査費に対する補助の配分がなされておらず、事業者負担増に伴う収支悪化は、結果的に事業者への赤字補填という形で地方財政を圧迫している。安全輸送や路線維持に支障をきたさないよう所要額の確保をお願いしたい。
- 2 県内バス事業者のうち、特に熊本都市圏周辺を主な運行エリアとしているバス事業者の「実車走行キロ当たり経常費用」は、南九州ブロック単価(R6:330.72円)を大幅に上回っている状況(A社:約388円)にあり、実質赤字系統であっても補助対象基準に適合しないなど、実態に即していない仕組みとなっている。
- 3 国においては、地域交通の「リ・デザイン」の議論を踏まえ、バス・タクシー等の「エリア一括協定運行事業」及び「共創・MaaS実証プロジェクト」をはじめとした支援制度を創設しているところではあるが、持続可能な公共交通ネットワークの実現に向けて、官民共創、事業者間共創の取組みに対して、継続的な支援が必要である。また、会社間の垣根を越えた取組みを進めていくという観点で、複数社による営業所の共有や、運行管理者の兼務といったことが可能になれば、より効率的な路線網の構築が可能になると考えられる。

天草地域及び県南地域における交通基盤づくりへの支援強化

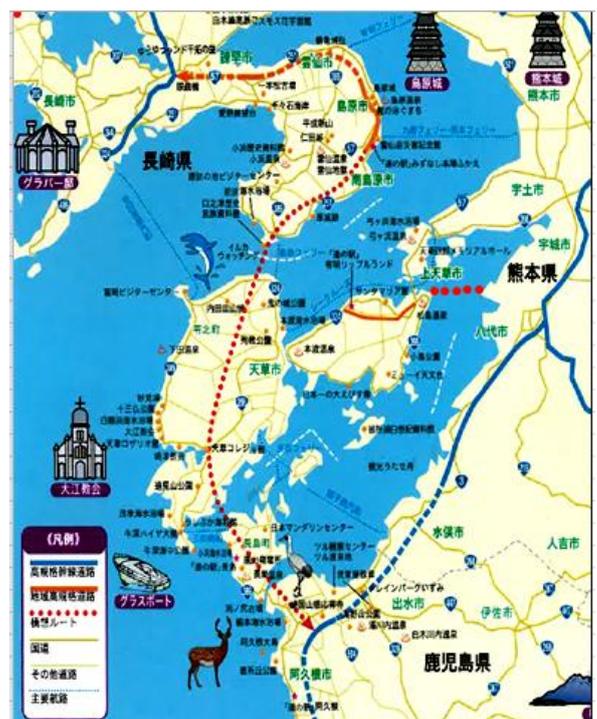
提案・要望事項	【国土交通省】
<ol style="list-style-type: none"> 1 天草・県南地域の海上交通の維持確保及び充実を図るために必要な支援の拡充 2 「島原・天草・長島架橋構想」及び「八代・天草シーライン構想」の具体化 	

【提案・要望の内容】

- 1 海に囲まれた「天草地域」、八代市を中心とする「県南地域」は、海上交通が地域住民のライフラインとして重要な役割を果たしており、また、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」等の世界文化遺産登録、八代港へのクルーズ船寄港増加などにより、県境を越えた広域的な交流が活発化していることから、天草地域及び県南地域における海上交通の維持・確保及び充実を図るため、国庫補助対象航路の拡大など必要な支援の拡充をお願いしたい。
- 2 九州地方新広域道路交通計画で構想路線として位置付けられた「島原・天草・長島架橋構想（島原天草長島連絡道路）」や八代・天草を結ぶ「八代・天草シーライン構想」は、天草・県南地域の地方創生、ひいては熊本県の発展に寄与する重要な構想である。構想段階にある交通ネットワークの具体化推進をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 天草地域及び県南地域では、少子高齢化による利用者数の減少に伴う経営状況悪化などのため、多くの定期航路が休廃止されており、航路の維持確保が喫緊の課題となっている。本県では、地元自治体と連携して、国庫補助の対象とならない離島航路及び半島航路に運営費補助を行っているが、船舶の老朽化に伴う修繕費の増加や代替船建造等が課題となっている。
- 2 「島原・天草・長島架橋構想」においては、関係機関と連携しながら、実現に向けて要望活動、自然観測調査等を継続して実施している。長崎、熊本、鹿児島で設立する協議会では、毎年、600人規模の構想推進地方大会を開催し、国による調査再開を提言する決議を行っている。
「八代・天草シーライン構想」においては、知事を会長とし、県議会、地元首長、県の商工団体が参画する協議会を令和3年2月に設置。協議会設置後は、毎年、構想推進大会を開催し、構想の早期実現を国に要望している。また、令和6年3月に国、県、市で構成する勉強会を設置。令和7年1月31日に第2回勉強会を開催。



熊本港の整備推進

提案・要望事項

【国土交通省】

- 1 耐震強化岸壁の整備推進
- 2 防波堤（南）の整備推進

【提案・要望の内容】

- 1 熊本港が熊本都市圏の防災拠点としての機能を発揮するとともに、地震等大規模災害時に世界的半導体企業であるTSMCや関連企業を含む背後圏企業のサプライチェーンの維持、更には、特定利用港湾として国民保護の迅速・効率的な対応に資するため、港湾予算の総枠の確保と耐震強化岸壁の着実な整備推進をお願いしたい。
- 2 熊本港が安全で安定的な海上交通ネットワークを確保するため、引き続き、港内の静穏度確保に向けた防波堤の着実な整備推進をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 平成28年熊本地震では、港を利用した緊急支援物資の搬入や給水・入浴支援、ホテルシップなど、海上支援の重要性が認識された。今後予想される南海トラフ地震等の大規模災害発生時において、災害支援や経済活動を支える九州の広域防災拠点として熊本港の役割が期待される。更に令和6年8月には特定利用港湾となり、国民保護の迅速かつ円滑な対応を可能とする施設利用の早期実現も求められている。

また、熊本港の背後圏では半導体関連産業の集積や設備投資の活発化、中九州横断道路や熊本西環状道路等の道路ネットワーク整備が進んでいる。令和7年1月には新たなガントリークレーンの整備も完了し、コンテナ取扱貨物量も堅調に増加するなど物流拠点として重要性が高まるなかで、企業のBCPについては日本の経済安全保障の観点から、大規模災害時にも物流機能を確保し、サプライチェーンの維持を支援していく必要がある。

そのためにも、港湾予算の総枠の確保が必要であり、特に熊本港においては、防災機能の強化と取扱貨物の安定的な荷役に対応するため、耐震強化岸壁の整備推進が重要である。

- 2 熊本港は、長崎県とフェリーで結ぶ海陸交通の重要な結節点であり、これらの機能を十分に発揮し安全・安心に利用するため、港内静穏度の確保等、港湾機能の向上を図る必要がある。



【熊本港と企業集積地間の道路ネットワーク】



【耐震強化岸壁着工式 R6.6.8】



【完成したTSMC (JASM)工場】

八代港の整備推進

提案・要望事項

【国土交通省】

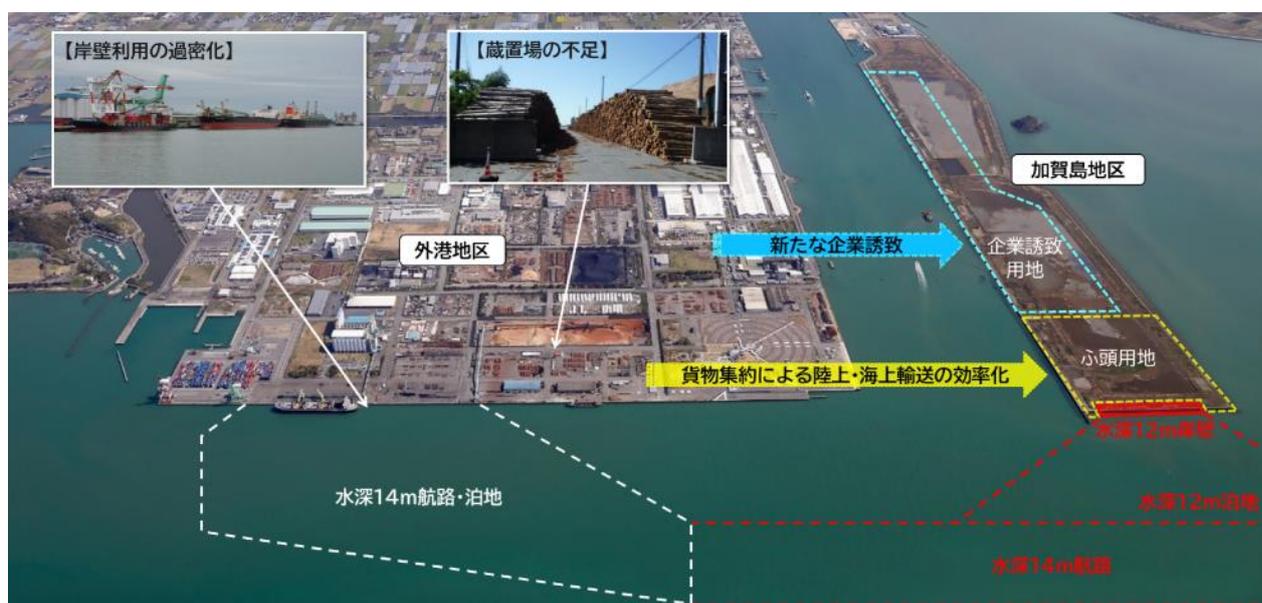
- 1 水深12m岸壁の新規事業化
- 2 水深14m航路等の整備推進

【提案・要望の内容】

- 1 林産品の外貨貨物需要に対応する物流機能の一層の効率化及び企業誘致の促進を図るため、更には、特定利用港湾として国民保護の迅速・効率的な対応に資するため、港湾予算の更なる拡充と加賀島地区における水深12m岸壁の令和8年度新規事業化をお願いしたい。
- 2 県内最大の物流機能を有する八代港の更なる機能強化に必要な水深14m航路等の着実な整備推進をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 八代港は近年の海外における原木需要の高まりに伴う原木の取扱いの急激な増加、また昨年6月にはバイオマス発電所の稼働に伴う木質ペレットの輸入が開始された。さらに今後、加工製材の輸出を主体とする企業の誘致も期待されているなか、外港地区では蔵置場不足や岸壁利用調整の過密化、企業用地不足が課題となっている。
これらの課題に対処するため、加賀島地区において新たな公共埠頭の整備を踏まえたふ頭再編が急務であり、水深12m岸壁の新規事業化が求められている。
- 2 水深14mの岸壁及び泊地は平成25年度に完成しているが、航路については現在も整備中のため船舶の大型化に対応した水深が十分確保されておらず、船舶は積荷を軽減するなどの非効率な輸送を強いられている。また、昨年8月には特定利用港湾となり、国民保護の迅速かつ円滑な対応を可能とする施設利用の実現のためにも、早期の水深確保が求められている。



天草エアラインへの支援

提案・要望事項

【財務省、国土交通省】

地域のライフラインを担う天草エアラインへの支援の充実・強化

【提案・要望の内容】

天草エアラインの地域航空ネットワークを安定的に維持・確保するため、更なる「公租・公課の減免やその基準の見直し」、「国庫補助金で購入された機材・部品等の地域航空会社間での融通（共有）」に係る要件緩和、仕組みづくり、「地域航空路線（高速交通空白地域）における航空機等購入や運航費等への支援制度創設」などの支援の充実・強化をお願いしたい。

【現状・課題】

天草エアラインは、天草地域と熊本・福岡都市圏とを結ぶ唯一の高速交通機関として大幅なアクセス時間短縮を図るとともに、ビジネスや観光等による交流人口の増加に伴う天草地域の振興や、医療従事者の通勤利用に伴う天草地域医療体制の充実（「命の翼」）に大きく貢献している。

一方で、天草エアラインでは、就航当初より1機運航による高コスト化、機材不具合時の後続便の欠航などの構造的課題を抱えている。

加えて、天草地域の人口減少等に伴う利用者の減少や、昨今の燃油・物価高騰に伴う運航コストの増加など、経営的課題がこの状況に拍車をかけている。

このような中、日本エアコミューター社との機材整備に係る協業（H30～）や「地域航空サービスアライアンス有限責任事業組合（EASLLP）」（現在は、「地域航空サービスアライアンス協議会（EAS Alliance）」）における系列を超えた各種協業の推進（R1～）による運航品質の向上、並びに、「小規模・地域密着」型の旅行商品造成・販売を目的とした旅行業としての登録や航空運賃の値上げなどによる収支改善に努めているが、安定運航・収益改善のためには、「公租・公課の減免やその基準の見直し」、「国庫補助金で購入された機材・部品等の地域航空会社間での融通（共有）」に係る要件緩和、仕組みづくり、「地域航空路線（高速交通空白地域）における航空機等購入や運航費等への支援制度創設」などの支援の充実・強化が必要である。

ゼロカーボン社会の実現

提案・要望事項

【内閣官房、総務省、経済産業省、環境省】

- 1 「GX経済移行債」も活用した「地域脱炭素推進交付金」の予算規模拡充
- 2 脱炭素化推進事業債の事業期間の延長及び対象事業拡充
- 3 脱炭素先行地域に係る計画変更等における柔軟な制度運用
- 4 脱炭素に取り組む市町村に対する支援の継続
- 5 デコ活推進に取り組む地域地球温暖化防止活動推進センターに対する支援の拡充
- 6 ゼロカーボンに資する技術開発や新技術・既存技術の普及及びカーボンニュートラル燃料の普及に向けた環境整備等

【提案・要望の内容】

- 1 地域脱炭素推進交付金（脱炭素先行地域づくり事業・重点対策加速化事業等）（以下、「交付金」という。）については、地方から脱炭素と経済成長を推し進めるため、GX経済移行債も活用し、地方公共団体への大規模かつ安定的な財政措置を引き続きお願いしたい。
- 2 脱炭素の取組は、2050年までにカーボンニュートラルを実現するまで、国際的課題として取り組む必要があり、令和7年度までとなっている「脱炭素化推進事業債」について、適用に当たっての要件緩和など制度を引き続き見直すとともに、事業期間の延長や総額の拡充を図り、継続的な地域の脱炭素化への財政支援をお願いしたい。
- 3 脱炭素先行地域に関し、経済情勢の変化や物価高騰、国の制度改正等様々な要因で、計画の変更が必要となっているが、当該事業をより円滑に推進するため、計画変更の手続きをより柔軟に運用し、効率化を図っていただきたい。
- 4 市町村の脱炭素化については、財源や専門知識の不足のほか、地域脱炭素を推進する人員等の不足も深刻である。そのため、補助金・交付金など国の財政支援の継続に加えて、国において市町村のニーズにワンストップで対応する体制の構築、研修の充実など、地域人材の育成・確保につながる支援措置の継続・拡充をお願いしたい。
- 5 「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）については、地球温暖化対策に関する地域住民への普及啓発等を推進するため、地域地球温暖化防止活動推進センターの事業への安定的な支援をお願いしたい。
- 6 廃食油を精製してつくられる高純度バイオディーゼル燃料（BDF）等のカーボンニュートラルな燃料の更なる利活用に向けた環境整備について後押しするなど、ゼロカーボンに資する技術開発や新技術・既存技術の普及について、国による積極的な取組・支援をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 本県では、交付金を活用して、脱炭素先行地域である阿蘇くまもと空港周辺地域の脱炭素化や県の率先行動として県有施設の脱炭素化を加速し、市町村等への横展開を含めた脱炭素の基盤作りに取り組んでいる。交付金について、予算規模を大胆に拡充するとともに、GX経済への移行実現に向けて「GX経済移行債」も活用するなど、地方公共団体への大規模かつ安定的な財政支援が必要である。
 - 2 脱炭素の取組は、2030年、2050年をターゲットに、国際的課題として取り組む必要があり、ゼロカーボン社会の実現には、省エネルギーとともに化石燃料から再エネ電力等へエネルギーシフトすることも重要である。改修が必要な既存施設は多く、さらに施設を運用しながらの改修となり、改修計画策定等にも時間を要するため、令和7年度までとなっている事業期間の延長や要件緩和が必要である。
 - 3 脱炭素先行地域については、昨今の物価高騰、人材不足等の影響など経済状況の変化や、国の制度見直し等、様々な要因で、計画の見直しが生じている。現在は、計画の変更部分に加え、更なる取組等が、協議の中で追加されるなど、より良い事業計画になるように取り組まれている。今後は、先行地域も増加し、今まで以上に計画変更の手続きが煩雑化・長期化することが懸念される。計画した事業全体に影響がない一定規模の変更であれば、変更内容の見直しのみにするなど、事務の簡素化をお願いしたい。
 - 4 本県では、ゼロカーボンシティ宣言を行った市町村が28に上る一方で、多くの市町村が専門知識、財源、人材の不足により、単独で脱炭素の計画を立案、実行していくことへの負担を感じている。そのため、地域脱炭素を推進するためには、市町村に対する財政的な支援を含め、必要な施策の構築に取り組むことで市町村への負担を最小化する必要がある。
 - 5 地域地球温暖化防止活動推進センターによる普及啓発の活動については、営利目的が馴染まない一方で、脱炭素の取組を地域に普及するための事業実施には費用を要する。地域地球温暖化防止活動推進センターへの支援について、令和6年度以降、段階的に補助率が下げられているが、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするためにセンターの活動は必要であり、充足した支援をいただきたい。
- <参考：地域地球温暖化防止活動推進センターへの補助率の推移>
～令和5年度補助率 9/10、令和6年度補助率：7/10、令和7年度補助率：5/10
- 6 高純度バイオディーゼル燃料（BDF）は、電化等が困難な建設現場の重機等の軽油の代替燃料として活用されており、CO₂削減に大きく貢献している。今後の利活用の拡大に向けては、揮発油等の品質の確保等に関する法律で規格が定められ品質が保証されている「B5（軽油にBDFを5%混合したもの）」に加え、「B30」「B100」など、よりBDFの割合が多く、CO₂削減効果の高い燃料の普及に向けた環境整備等についても国による後押しが必要である。

水俣病対策の推進／水俣・芦北地域の振興

【内閣官房、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

提案・要望事項

- 1 水俣病に関する正しい理解を促進するための積極的な啓発事業の実施
- 2 水俣病関係団体からの要望の実現に向けた取組の実施
- 3 救済措置に係る熊本県の財政負担及び関係市町の国民健康保険財政負担の増加への適切な対応
- 4 認定審査において、申請者の負担軽減等を図り、認定業務を迅速かつ適切に進めるための方策の構築
- 5 水俣病発生地域の医療・福祉の充実等のために必要な予算額の確保
- 6 「第七次水俣・芦北地域振興計画」に掲げる事業の実施に必要な予算の確保
- 7 チッソ金融支援に係る所要の措置
- 8 「環境調査研修所」の研修の拡充

【提案・要望の内容】

- 1 水俣病に関する正しい理解を促進するため、県で実施する啓発事業に対する支援とともに、国としても積極的な啓発の取組みを行っていただきたい。
- 2 「療養手当の拡充」「離島加算の増額」「通院等の交通手段の確保」などの団体からの要望について、特段の御配慮をお願いしたい。
- 3 救済措置に係る熊本県の財政負担に今後も対応いただくとともに、関係市町の国民健康保険財政の負担増について、国の特別調整交付金等での適切な対応を図っていただきたい。
- 4 申請者の負担軽減等を図り、認定審査業務を迅速かつ適切に進めるための方策を講じていただきたい。
- 5 水俣病発生地域の医療・福祉の充実や再生・融和（もやい直し）の促進、更に地域振興等について、今後も必要となる予算額の確保を講じていただきたい。
- 6 昭和53年（1978年）6月の閣議了解に基づく、「第七次水俣・芦北地域振興計画」に掲げる事業について、予算を確実に確保するとともに、引き続き財源措置を講じていただきたい。
- 7 チッソ株式会社に対する金融支援として、これまでに発行した県債の償還や、県が支払猶予等を行う場合に、県財政に支障をきたさぬよう、引き続き閣議了解に基づいた所要の措置を講じていただきたい。
- 8 更なる地域の発展と研修効果の充実のため、「環境調査研修所」の研修の拡充を実施していただきたい。

【現状・課題】

- 1 今年に入り、水俣病に関する誤った認識による問題が立て続けに明らかになっている（①熊本県宇城市のカレンダーに「水俣病は感染症」と掲載されていた問題、②トライグループのオンライン教材で「水俣病は遺伝する」と全国に配信されていた問題）。県としても、令和8年の公式確認70年に向けて啓発事業を強化していく予定であるが、全国的に教育事業を展開する事業者でも誤った認識を持たれていたことを踏まえ、国とも一緒になって啓発の取組みを進めていく必要がある。

2 水俣病関係団体との意見交換を踏まえ、令和6年8月21日に環境省に対し要望書を提出した。また、同12月13日に環境省の前田環境保健部長、同12月25日に浅尾環境大臣に対し、知事及び県議会議長が要請を行った。令和7年度予算には、離島加算の増額が盛り込まれ、一部要望に沿った対応をいただいたものの、療養手当の拡充など、更なる支援が必要である。

関係市町の一人当たりの医療費 (単位:円)

3 平成7年の救済措置対象者は7,992人、水俣病特措法救済措置対象者は37,613人に上っている。また、水俣市をはじめとする関係市町の一人当たりの医療費は、右表のとおり県内市町村の中でも上位を占めている。

市町名	令和5年度
水俣市	635,247(2)
芦北町	669,735(1)
津奈木町	569,491(6)
天草市	522,919(10)
上天草市	574,197(5)
県内市町村平均	471,565

※()内は県内順位。後期高齢者医療制度に係る医療費は含まれていない。

4 被害にあわれた方の迅速な救済に向け、平成28年度(2016年度)以降1,679件の審査を行った。令和6年度(2024年度)末時点の認定申請者は257人となっており、申請者の負担軽減等を図り、認定審査業務を迅速かつ適切に進めていく必要がある。

水俣病認定申請数 (各年度末)

(単位:人)

H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
1,264	1,146	890	632	419	359	369	380	344	257

5 被害者・家族の高齢化が進み、疲弊した地域社会の再生を図るため、水俣病発地域地域の医療・福祉の充実や再生・融和(もやい直し)の促進、更には地域振興等のために、継続的な予算額の確保が必要である。

特に胎児性・小児性水俣病患者の方々の安心した日常生活及び社会参加の促進のため、個々のニーズに応じた支援の更なる充実が必要である。

6 当地域は、過疎化・高齢化が著しく、一人当たりの市町村民所得が県平均の約8割の水準に止まるなど依然として非常に厳しい状況にあり、引き続き「第七次水俣・芦北地域振興計画」に掲げる事業について国の財源措置が必要である。

(〔水俣・芦北地域〕R6年10月1日時点高齢化率：
県内最高の45.7% R4年度一人当たり市町村民所得：2,356千円)

1人当たりの市町村民所得

単位:千円



(出典：令和4年度市町村民経済計算)

7 熊本県のチッソ株式会社への貸付等に係る県債の未償還残高(元利合計)は以下のとおり。

【熊本県のチッソ県債未償還残高(元利合計)】

R7.3.31 現在 (単位:億円)

	患者県債	H7一時金県債	H22一時金県債	特別県債	合計
未償還残高	18.5	1.9	45.5	48.4	114.3

8 平成28年(2016年)3月、まち・ひと・しごと創生本部の「政府関係機関移転基本方針」により、「環境調査研修所」の研修機能の一部移転が決定し、平成28年度から環境研修の一部が水俣環境アカデミア等で実施されている。令和7年1月に開催された環境問題史研修には環境省職員を含む30名が受講するほか、水俣病問題に関する事前学習には環境省職員約180名が傍聴した。

「水銀フリー社会」の実現に向けた施策の推進

提案・要望事項

【経済産業省、環境省】

「水銀フリー社会」の実現に向けて必要な取組みを地方公共団体と連携して行うとともに、広く国内外への情報発信の実施

【提案・要望の内容】

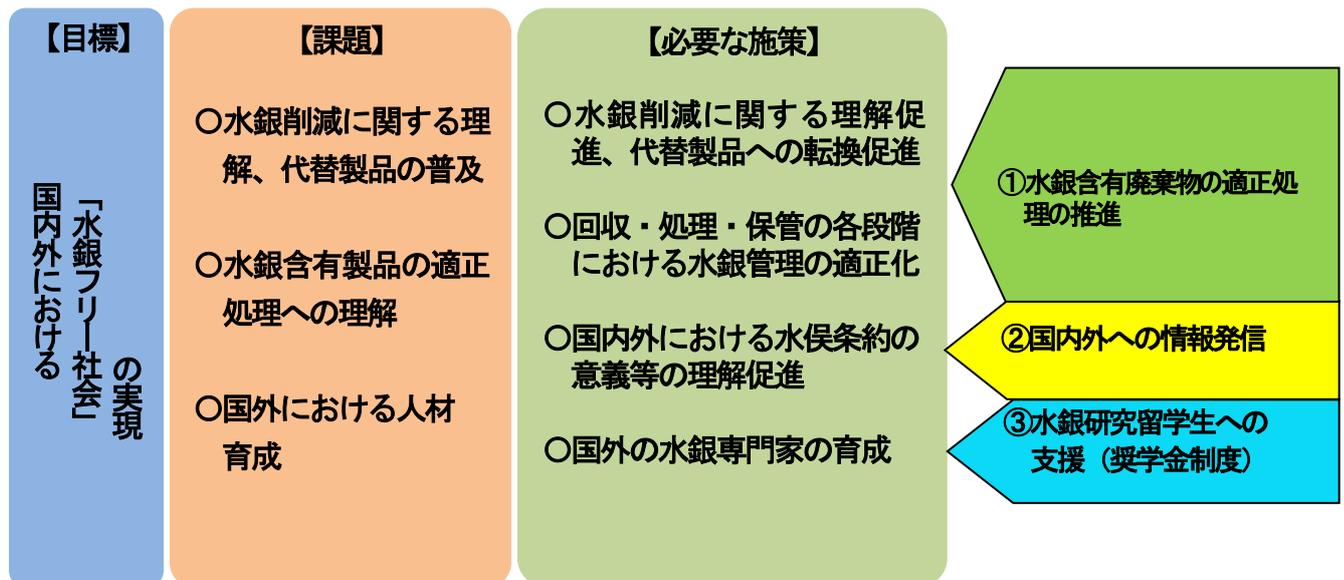
- 1 水俣病を経験した本県は、世界の先例となるべく、水銀に関する専門家の育成や情報発信について取組を実施しているが、令和8年5月に水俣病公式確認70年を迎えることから、国には様々な場面で連携していただき、引き続き財政的な支援をお願いしたい。
- 2 水銀削減の必要性の理解促進、水銀含有製品の使用削減や代替製品への転換促進及び水銀含有製品の適正処理の理解促進など、「水銀フリー社会」の実現に向けて必要な取組を全国の地方公共団体と連携して行っていただくとともに、広く国内外に情報発信を行っていただきたい。

【現状・課題】

- 1 水俣病を経験した本県は、平成25年10月に熊本市・水俣市で開催された「水銀に関する水俣条約外交会議」を契機に、水銀を使用しない「水銀フリー社会」の実現に向けて、情報発信や専門家の育成等に積極的に取り組んでいる。
- 2 国内外における「水銀フリー社会」の実現を効果的かつ強力に推進するため、さらには令和8年5月に水俣病公式確認70年を迎えることから、国においては、水銀削減の必要性の理解促進など、「水銀フリー社会」の実現に向けて必要な取組を国と本県をはじめとする地方公共団体が連携して行うとともに、国内外に向けた情報発信を行うことが不可欠である。

【参考】水銀フリーに関する取組等

【熊本県の取組】



有明海・八代海等の再生

提案・要望事項

【農林水産省、国土交通省、環境省】

- 1 有明海・八代海等の再生に係る具体的な目標・再生手順の提示、国が主体となった抜本的な底質改善対策の実施など必要な事業・調査等の予算確保
- 2 有明海における国と沿岸4県協調による調査・実証事業等の継続・拡充及び国が主体となった大規模な海底耕うん等の実証事業の実施
- 3 八代海湾奥部をはじめとした八代海における調査の充実・強化
- 4 漂着物、漂流物及び海底ごみの回収・処理等の予算確保、補助率の嵩上げ等による地元負担の軽減及び大雨等により漁場に堆積した土砂撤去等の底質環境改善対策の予算確保
- 5 閉鎖性海域へのプラスチックごみ排出抑制・回収強化、マイクロプラスチック調査実施
- 6 特定外来生物スパルティナ属の防除に必要な財源措置

【提案・要望の内容】

- 1 本県では、泥質化を要因とした海域環境悪化やアサリ・クルマエビなど水産資源の減少が指摘されている。底質環境改善対策として覆砂、作れい、海底耕うんは対症療法としての効果はあるものの永続的ではないため、関係省庁が連携のうえ、国が主体となって泥土堆積や底質悪化のメカニズムを解明のうえ、底質環境改善の抜本的対策を実施していただきたい。
また、有明海・八代海等総合調査評価委員会報告に示された再生方策の「河川からの土砂流入量の把握、適切な土砂管理、ダム堆砂及び河道掘削土砂の海域への還元の見直し等」について令和8年度有明海・八代海等総合調査評価委員会報告に向けて着実に推進し、森里川海のつながりを活かし、流域全体を再生していただきたい。
さらに、「海域の栄養塩や基礎生産量と水産資源との関係」を解明するための調査研究を行い、その結果を踏まえた水産資源の回復に必要な具体的方策を報告に盛り込んでいただきたい。
- 2 有明海について、国と有明海沿岸4県（福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県）協調の取組により実施している調査・実証事業等については継続・拡充するとともに、成果が見え始めたものは、国が主体となって大規模な海底耕うんなどの実証事業を実施し、有明海の再生の更なる加速化を図っていただきたい。
- 3 令和8年度有明海・八代海等総合調査評価委員会に向けて、八代海は有明海に比べ海域環境・資源状態に関する調査結果の蓄積が不足しているため、充実した調査を実施していただきたい。特に地元で土砂堆積による影響を懸念している八代海湾奥部については、干潟の生態系に影響を及ぼす土砂堆積メカニズムを解明し、及び「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」第20条に基づく自然災害の発生を防止するために関係省庁が連携して将来的な影響等の調査を確実に実施していただきたい。
- 4 河川を介して流入する流木等の漂着物、漂流物、海底ごみは、海域の環境悪化を招くため、引き続き回収・処理等に係る予算の確保及び補助率の嵩上げ等により地元負担を軽減いただくとともに、国主導による大規模な回収処理を実施していただきたい。また、近年頻発している豪雨災害に伴い、漁場への土砂の流入、堆積による底質環境の悪化が深刻化しており、迅速な対応が必要であることから、底質環境改善対策に係る財源を確保していただきたい。
- 5 海洋プラスチックごみ問題について、閉鎖性海域である有明海・八代海等の海域環境の保全の

ため、陸域での発生抑制及び海域への流出を防止する対策をお願いしたい。また、海域におけるマイクロプラスチックの更なる実態解明に向け、有明海・八代海等での調査を実施していただきたい。

- 6 海岸近くの河口域に生育する特定外来生物スパルティナ属は繁殖力が強いいため、短期間で防除するために必要な財源の確保及び直轄事業の実施をお願いしたい。また、防除後の再発箇所への対応など継続的な活用を可能とする特定外来生物防除等対策事業の拡充をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 有明海・八代海等の再生に向けて、国や関係県と連携しながら総合的な対策に取り組んでいるが、漁業生産は不安定な状況が続いており、一刻も早く抜本的な対策に取り組む必要がある。再生への取組を効果的に進めるには、具体的な再生目標及びそれを達成するための手順について関係者間で認識を共有し、具体的な施策を進めるためのスキームを整えることが必要である。本県では、泥質化を要因とした海域環境悪化やアサリ・クルマエビなど水産資源の減少が指摘されており、抜本的な底質改善対策の実施が急務である。
さらに、「海域の栄養塩や基礎生産量と水産資源量」との関係について、社会的関心や調査研究に対するニーズが高まってきていることから、国において調査研究を行うとともに、調査結果に基づいた具体的方策を検討いただき、有明海・八代海等総合調査評価委員会報告書へ盛り込んでいただくようお願いしたい。
- 2 4県協調による調査や実証事業は、二枚貝類等の資源回復のために体系的に実施されるべき重要な取組であり、継続・拡充するとともに、成果が見え始めたものについて国主体で大規模に事業を展開することで、再生への動きを更に加速化する必要がある。
- 3 八代海は、有明海に比べ海域環境・資源状態に関する調査結果の蓄積が不足しているため、調査を充実・強化する必要がある。特に八代海湾奥部では、土砂堆積が進行しており、干潟の生態系への悪影響が懸念される。加えて、土砂堆積が原因で環境悪化や排水不良が起り、内水被害も発生しており、地元でも災害等に対する不安が広がっている。このため、土砂堆積メカニズムの解明、及び自然災害の発生を防止するための将来的な影響等の調査が必要である。
- 4 漂着物、漂流物、海底ごみは、海域の環境悪化の原因や漁具の破損や船舶航行の妨げになるなどの弊害をもたらしている。漁業者等の回収処理には限界があるため、予算確保はもちろん、財源確保と合わせて国主導による大規模な回収処理が必要である。さらに、海岸漂着物の回収処理に支援いただいている災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業についても補助率の嵩上げ等による地元負担の軽減が必要である。
また、近年、頻発している豪雨災害により漁場に土砂が大量に流入、堆積し底質環境の悪化が深刻になっている。今後も大雨等による漁場への土砂流入が危惧されるため、土砂除去等による底質環境改善に速やかに取り組むための財源確保が必要である。
- 5 有明海・八代海に流れ込んだプラスチックごみの多くが外洋に出ず、海域内を回遊しながら漂着するため、ごみを排出した自治体と回収する自治体が異なる状況である。また、一度河川に流出したごみを海洋で回収するには非常に大きなエネルギーが必要となる。そのため、陸域や水路・河川での回収、さらには海洋へ排出されない仕組みづくりが必要である。また、同海域を回遊する過程で劣化が進み、マイクロプラスチックとなって蓄積することも懸念されるため、経年変化の確認や実態解明に向けて、マイクロプラスチックの調査・分析が必要である。
- 6 スパルティナ属は、国内では愛知県、山口県及び熊本県のみで生育が確認されている。本県では平成23年に確認された後、これまでの防除により現在大規模な群落が存在する河川はないものの、防除後も散発的再発生への対応や状況確認が必要であり、継続的な対応を行うための財源確保が必要である。

国立公園への誘客等の推進に関する対策等への支援

提案・要望事項

【環境省】

阿蘇くじゅう国立公園及び雲仙天草国立公園への誘客等の推進に向けた取組に必要な財源の確保

【提案・要望の内容】

- 1 阿蘇くじゅう国立公園について、「世界水準のデスティネーション」を目指し、自然景観の保護と公園利用の好循環につなげるため、雄大な景観を代表する草原景観の維持・再生や各利用拠点のインフラ整備などに必要な財源の確保をお願いしたい。
- 2 雲仙天草国立公園について、天草西海岸の夕日やキリシタンに関連する史跡など、当公園が持つ優れた資源を十分に活用していくため、多くの来訪者が利用する施設の改修や案内看板等の多言語対応などのインフラ整備に必要な財源の確保をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 阿蘇くじゅう国立公園は、平成28年7月に国が進める「国立公園満喫プロジェクト」の先導的モデルに選定されており、現在、県では、世界水準のデスティネーションとなることを目指して、令和3年3月に策定された「ステップアッププログラム2025」に沿って、関係機関と連携しながら各種事業を実施している。
今後、観光客が安心安全に利用できる受入環境を整備するとともに、更なる上質化を目指して自然景観の保全・回復、景観への配慮等を図っていく必要がある。
- 2 雲仙天草国立公園においても、令和4年3月に本県において満喫プロジェクトの取組方針を策定し、現在、同方針に基づき、海や山の豊富な自然資源とキリシタン文化を活かした誘客の推進に取り組んでいる。
引き続き、優れた自然資源や歴史・文化を活用し、その場所でしか味わえないコンテンツを造成・磨き上げるとともに、インバウンド対策を含む受入環境の整備等に取り組んでいく必要がある。

「持続可能な社会の実現」に向けた市町村における廃棄物処理への支援

提案・要望事項

【総務省、経済産業省、環境省】

- 1 プラスチックの資源循環等の促進に向けた財源の確保及び市町村への財政支援
- 2 廃焼却施設の解体費用に対する財政支援

【提案・要望の内容】

- 1 2022年4月1日から施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(以下、「プラスチック資源循環促進法」という。)に基づく取組が進むよう、十分な財源確保をお願いしたい。特に、市町村が新たに分別収集等に取り組むことで生じる負担の最小化に向け、地域の実情を踏まえた必要な財政支援をお願いしたい。
- 2 市町村におけるごみ焼却施設の集約に関連する全ての既存施設の解体費用について、市町村の要望額どおり交付されるよう、循環型社会形成推進交付金等の確実な財源措置をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 プラスチック製品廃棄物の排出を抑制し、市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び資源化を円滑に進めるには、プラスチック資源循環促進法に基づく、事業者、消費者、自治体の取組を後押しするための十分な財源確保が必要である。現在、市町村に対しては処理量に応じて特別交付税措置を講ずることとされている。しかしながら、特に人口密度が低い市町村は収集運搬費用等の負担が大きく、プラスチック製品の分別収集・再商品化が円滑に進まないため、地域の実情を踏まえた財政支援が必要である。

容器包装プラスチック（1品目以上）の分別収集実施	45市町村／県内45市町村
プラスチック使用製品廃棄物の分別収集実施	14市町村／県内45市町村

(R7.3現在)

- 2 一般廃棄物処理施設は、廃棄物の再資源化や適正処理を推進し、循環型社会の形成を図る上で必要不可欠なものであるが、その整備には多額の費用を要することから、市町村は、国において設けられた循環型社会形成推進交付金制度等を活用して整備を進めているところ。

現在、県内における複数の市町村で、ごみ処理の広域化に伴い廃止する焼却施設（廃焼却施設という。）の解体が見込まれるが、同交付金制度では、複数の焼却施設を集約する場合、解体費用の交付対象は、新たな焼却施設と関連性・連続性があるもので、対象となる施設数も新たな焼却施設数と同数以下までとされていた。

そのため、市町村がごみ処理の広域化に向け焼却施設の集約に取り組んでいるにもかかわらず、廃焼却施設の解体費用が交付対象とならない場合があり、自治体間の調整や財政負担に苦慮する事例が発生している。

このような背景から、令和6年1月26日付けで国の交付要綱等が改正され、廃焼却施設等の解体事業（跡地を災害廃棄物の仮置場候補地とする場合に限る）が交付対象となったが、交付金の予算不足により廃焼却施設の解体が滞ることのないよう確実な財源措置が必要である。

治安基盤の整備充実

提案・要望事項

【警察庁、総務省】

- 1 警察官の増員による人的基盤の充実
- 2 警察装備等の物的基盤の整備・充実

【提案・要望の内容】

- 1 地域社会の安全・安心の確保のため、警察官の増員による人的基盤の充実をお願いしたい。
- 2 地域社会の安全・安心の確保のため、物的基盤の整備・充実をお願いしたい。

【現状・課題】

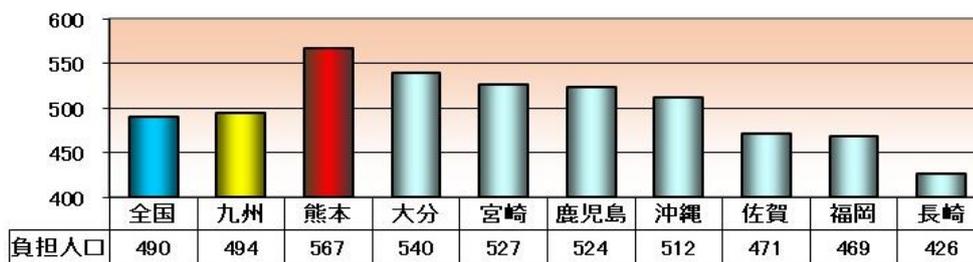
1 本県の人口は、令和7年4月1日現在で、九州で2番目に多く、また、本県は、九州に存在する3つの政令指定都市（福岡市・北九州市・熊本市）のうちの1つを有するなど、九州において重要な位置付けにあるが、その重要な位置付けにもかかわらず、本県警察の警察官（地方警務官を除く。以下同じ。）一人当たりの負担人口が九州で最も多い状態が20年以上続いている。

本県警察では、このような限られた人的リソースで十分な警察力を発揮できるよう、「警戒の空白を生じさせないための組織運営の指針」等に基づき、部門を超えたリソースの重点化、能率的でメリハリのある組織運営、先端技術の活用等による警察活動の高度化、働きやすい職場環境の形成等、更なる業務の合理化・効率化に向けた取組を進めている。

しかしながら、全国的なサイバー空間の脅威の深刻化、特殊詐欺等の捜査の困難化について本県も例外ではなく、加えて、本県では、台湾積体回路製造（TSMC）の進出（新たに第二工場の設置も決定）を契機とした半導体関連企業の集積に伴う社会情勢の変化（外国人定住者の増加、国内外からの交流人口の増加、交通渋滞の発生等）により、新たな治安上の課題が発生している。

このような情勢の中、令和7年度地方警察官の増員において、本県に7人の増員配分が行われたところではあるが、これらの課題への適切な対応を一層推進するため、本県における「警戒の空白を生じさせないための組織運営の指針」等に基づく取組に併行し、国においても本県警察官の増員をお願いしたい。

※ [九州各県の警察官一人当たりの負担人口]



※ 負担人口については、外国人住民を含む県内人口を、警察官政令定数（地方警務官除く。）で除したものと

2 本県においては、信号灯器のLED化や交通安全施設の長寿命化、交通情報提供インフラの整備等、従来からの課題に対して継続的に取り組まなければならないことに加えて、半導体関連企業の進出等に伴い、県民の関心が極めて高い『交通渋滞解消』に向けた交通安全施設の重点的な整備（光ビーコンの増設や信号機の集中制御化等）を早急に推進する必要がある。

また、運転免許行政をはじめとした警察行政のデジタル化等、国が推進する施策にも適切に対応していくため、物的基盤の整備・充実（国庫補助による財政支援等）をお願いしたい。

